

会 議 録

会議の名称		令和6年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）		
開催日時		令和6年5月15日（水） 開会 15：00 閉会 17：00		
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 職員研修室		
事務局（担当課）		上下水道局水道総務課		
出席者	委員	白川直樹委員（会長）、三宮武委員（副会長） 平島泰裕委員、小原正彦委員、秋葉忠委員、阿久津裕子委員 高田佳恵子委員、加納誠介委員、竹内秀治委員、磯野健寿委員		
	事務局	上下水道局長 中泉繁美 上下水道局統括監 渡辺高則、上下水道局次長 小吹正通 水道総務課長 水橋光一、上下水道業務課長 兼平勝司 水道工務課長 酒井一成、水道監視センター所長 石川太郎 水道総務課長補佐 石渡浩司、係長 三富純一 主査 島田美樹、主任 寺門克弥		
欠席者（委員）		飯塚怜委員、仲野惇委員、長塚俊宏委員、浜中勝美委員 柏崎元治委員		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		（1）つくば市上下水道審議会（水道事業 第5回）における質疑・意見等について （2）水道スマートメータ導入の検討について （3）水道料金の改定について		
会議録署名人	白川直樹委員	確定年月日	令和6年6月12日	

	磯野健寿委員		
	三宮武委員		

会 議 次 第	1 開会 2 議事 （１）つくば市上下水道審議会（水道事業 第５回）における 質疑・意見等について （２）水道スマートメータ導入の検討について （３）水道料金の改定について 3 閉会
------------------	---

1 開会 事務局（水橋水道総務課長） ：今日は、御多忙のところ御参集いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和６年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第６回）を開催いたします。本日進行を務めさせていただきます、つくば市上下水道局水道総務課長の水橋と申します。よろしくお願いいたします。 まず、水道事業 第６回の資料がお手元にない方は、いらっしゃいますでしょうか。ない方は事務局までお申しつけください。 はじめに、今回１名の委員が交代となりますので御紹介します。茨城県企業局県南水道事務所の野中伸一様と交代で、同じく茨城県企業局県南水道事務所の柏崎元治様が新たに委員になります。よろしくお願いいたします。 本日は所用のため、欠席されておりますので、５月２０日の下水道審議会でも御紹介させていただきます。 続きまして、新年度となり人事異動がありましたので、上下水道局長から

事務局の職員を紹介させていただきます。

中泉上下水道局長：上下水道局長の中泉です。本日出席しています職員を紹介させていただきます。

〔事務局職員紹介〕

中泉上下水道局長：以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（水橋水道総務課長）：続きまして、議事に入ります。白川会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

白川会長：本日の審議会ですが、出席委員数は 10 名であり、委員数 15 人の半数である 8 人以上の出席数に達しています。令和 6 年度上下水道審議会（水道事業 第 6 回）を開会します。

また、本審議会の議事録を作成するために録音をさせていただきます。
本審議会の公開についてですが、前回御説明したとおり、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」第 3 条の規定により原則公開となっています。本日の議題としても、特に非公開とする内容が含まれていないことから、公開で進めてまいります。本日、傍聴希望者がいるようでしたら、事務局の方で会議室の中へ案内してください。

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。

つくば市上下水道審議会運営規則第 4 条の規定により、会議録署名委員を 2 名指名します。名簿順に輪番で指名するとお伝えしていますので、順番では柏崎委員、磯野委員となりますが、柏崎委員は本日欠席のため、磯野委員と三宮委員を指名します。次回以降も名簿順に輪番で指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事録につきましては、会議の終了後遅延なく作成し、委員の署名後、ホ

ホームページに公表します。

それでは議事に入ります。

いよいよ具体的な料金表の数値についての議論に、今日から入るかと思えます。議事は3つですが、議事(3)「水道料金の改定について」がとても重要な議事になりますので先に時間を取って議論した後で、議事(2)「水道スマートメータ導入の検討について」の議論をしたいと思えます。

それでは、まずは1つ目の議事「つくば市上下水道審議会（水道事業 第5回）における質疑・意見について」事務局から御説明をお願いします。

事務局（石渡水道総務課課長補佐）：議事(1)「つくば市上下水道審議会（水道事業 第5回）における質疑・意見等について」御説明いたします。資料1を御用意ください。

資料1は、前回3月に開催した水道事業第5回における委員の皆様から出ました質疑意見等についてまとめたものになります。今回も赤字の部分について事務局で補足説明をいたします。2ページを御覧ください。2ページの2つの意見、3ページの3つの意見については、同じ回答になります。

ここに書いてある意見は、前回の審議会の際に、今後の料金改定についてどのように検討していくのか、という意見になります。今後の料金改定案の検討の進め方については、赤字で記載した内容で進めていきたいと考えております。

今回の審議会で条件面の整理をした後に、シミュレーションを実施して料金改定案を決めていくような形で進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

白川会長：ただいまの御説明について、御質問や御意見などありますでしょうか。この資料1に記載の回答は、ここで具体的に答えるというよりも、後のシミュレーションの中にこれらを反映するということでした。シミュレーションの時に、この辺りの点がまだ不明なまま残るようでしたら、またその時

に御指摘いただければと思います。

次の議事に進みます。議事(2)「水道スマートメータ導入の検討」については一度飛ばしまして、資料3から8と追加資料を用いて議事(3)「水道料金の改定」についてです。

量が多いので、資料3から6で一度区切り、質疑・議論をした後に、資料7以降の説明をしていただくというように2つに分けたいと思います。

それでは資料3から6の部分について、事務局から説明をお願いします。

事務局（石渡課長補佐）： 資料3から6について説明します。

これまでの審議会で、料金改定に向け様々な説明を行ってきましたが、今回の審議会から、具体的な料金の改定について御審議をお願いしたいと考えていますのでお願いいたします。

それでは資料3を御覧ください。資料3は、料金改定案の検討手順という資料です。こちらは第1回の審議会で配布したものと同一内容であり、料金改定案検討の際の全体的なフローを示しています。料金改定案の検討手順として、この資料の赤字の部分が、今後行う内容となります。

今回の第6回で、総括原価の算定と料金体系の設定について、改めて整理をしたいと思っています。資料4以降でその説明をさせていただきます。

次回以降の第7回・第8回で引き続き、具体的な料金改定案について検討し、審議会としての案を確定させた後、答申という流れで進めていきたいと考えています。

それでは資料4を御覧ください。資料4は、料金改定案の諸条件についての資料になります。

水道料金案の策定に当たり、財政シミュレーションを実施していきますが、将来の収支予測を行う際には、様々な条件を設定する必要があります。

まず初めに、「1. 総括原価の算定」についてです。この総括原価というのは、料金算定期間である2025年から2029年の5年間で、料金収入として

どれだけ確保するのかという大枠を決める数字となります。

経営戦略の算定の際に設定した条件については、この資料のとおりです。

ここで上から2番目の「物価上昇率」に御注目ください。経営戦略策定時においては、1年当たり3.1%に設定していましたが、直近の状況を鑑み、改めて見直しを行いました。その結果が資料5になります。

資料5は、総括原価の算定（物価上昇率）についての資料になります。経営戦略策定の際には、物価上昇率を1年当たり3.1%に設定していましたが、近年の状況を見ると、ややこの物価上昇率が少し抑えられている印象がありました。

そこで、物価上昇率を1年当たり2.0%に設定して、再度検証を行った資料がこちらになります。この2.0%の引用元は、内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」の「成長実現ケース」に採用されている物価上昇率が1年当たり2.0%でしたので、この数字を引用し、今後5年間の総括原価や料金改定率の推移を再検証しました。

資料5の「①物価上昇率3.1%、料金改定率15%」は、現状の経営戦略ベースの指標となっています。続きまして②は、物価上昇率を2.0%に下げた場合に、総括原価はどのようになるのか計算した結果です。料金改定率を15%に設定した場合、5年間で約1.8億円の減となります。

続きまして③は、物価上昇率を2.0%にし、料金改定率を1%引き下げて14%にした場合のシミュレーションです。このシミュレーションでは、経営戦略の条件の1つである企業債残高対給水収益比率の上限が、5年後の2029年度に350%を超えてしまうという結果になりました。

そのため、物価上昇率を2.0%に引き下げたとしても、料金改定率は15%必要という検証結果が出ました。近年の動向では、物価上昇率は減少しているように見えますが、今後の動向を見通すことが難しいことから、事務局としましては、経営戦略のとおり物価上昇率を3.1%として、今後も検討して

いきたいと考えています。資料5の説明は以上になります。

では、資料4にお戻りください。「2. 料金体系の設定」について説明します。総括原価を決めた後に、具体的な料金表を作成するためには、いくつかの条件を設定する必要があります。様々な条件がありますが、「基本料金と従量料金の割合」、「基本水量の有無」、「従量料金の通増度」、「激変緩和措置」について条件設定をする必要があると考えており、参考として現行のデータを示させていただきました。

これらの条件が、具体的に料金表のどこになるのかを説明したものが資料6になります。資料6は、「つくば市水道料金体系」で現行の料金表になります。

まず、現行の料金表は、青色の枠の基本料金、それから緑色の枠の従量料金、この2つに大きく分かります。こちら第2回の審議会の際に説明していますが、この基本料金と従量料金の比率をどのように設定するかで料金体系が変わってきますので、まずこの比率をどうするのかということが検討の1つになります。

次に、表の左上の基本水量ですが、現行の料金では、基本水量は2か月当たり20立方メートルと設定されています。この基本水量については、第3回の審議会でも説明しましたが、20立方メートルまでは従量料金がかからなく、基本料金のみで料金が設定されています。基本水量についても、引き続き継続するのか、それとも廃止するか、検討する必要があると考えています。

最後に、従量料金のところに通増度があります。この通増度とは、従量料金の一番低い単価と、一番高い単価の割合を示したものになります。現行の料金表では、一番高い330円を154円で割った「2.14」という数字が現行料金の通増度になります。この通増度をどうするかによって、大口需要者の負担感等が変わってきますので、こちらについても検討が必要になってきます。以上が条件に関する説明となります。

白川会長：資料7からは計算の結果になっており、計算に使う条件等が資料3から資料6にまとめられています。資料3は、議論の流れを示したもので今日を含めてあと3回で結論を出したいという内容で、第3回審議会時に、一度説明のあった資料になっていますので、条件としては資料4から資料6ということです。

また、資料4に示した条件を使って計算しているので、これでよいか審議をお願いしたいということでした。特に物価上昇率を3.1%としていますが、少し最近はやまってきたので、2.0%に抑えて計算するということもあり得ます。しかし、2.0%にしても、結果があまり変わらないというのが資料5の内容でした。このあたりについて、何か御意見や御質問ありますでしょうか。

この資料4の内容は、何度か説明があったものかもしれませんが、特に今の段階で変えた方がよいということはないですかね。物価のところはどうでしょうか。3.1%という値を使いたいということでしたが、最近の状況からすると少し高めかもしれませんが、もっと低い値を使った方がいいというような御意見はありますか。

また、後ほど振り返って御意見を伝えることも構いませんので、とりあえず条件としてはこの資料4にあるような数値を使ってシミュレーションをするということです。

加納委員：2点ほど教えていただきたいのですが、従量料金と基本料金を分けて考えたときに、4段階、5段階、特にその5段階目のところの金額が大きく変わる可能性があって、しかもその一番使用量が少ない方々と比べると非常に高くなるというところですが、つくば市の場合に、この第5段階に当たるような事業者の方々は、かなりの数がいるのでしょうか。一度見せていただいたような気がするのですが、あまり記憶にないので、数なのか、実際に使用されている水量で見た方がいいのか分からないのですが、何か思い出す

のに役立つ資料があれば教えてください。また、逓増度の話が出てきましたが、2.14 というのは、何か問題のある数字なのかとか、国やどこか他と比較する時に、自治体等の目安になるようなものがあってそこから著しく乖離している数字なのか、何か事務局の方で懸念をされている根拠になるようなことがあれば教えていただければと思います。

事務局（石渡課長補佐）：まず1つ目の質問の第5段階の水量がどれぐらいの割合であるのかについては、今まで説明はしていません。今回この後に料金改定案を具体的に説明していきますが、その際に改めて分析をしたものがあります。そこでは、金額でいうと、令和4年度の実績で、従量料金の総額が、約27億7,800万円です。そのうち、この第5段階では、約9億900万円の収入があります。そうすると、従量料金の全体のうち、この第5段階で回収している割合が、大体3割弱ぐらいの規模感になっています。

2つ目の質問で、その逓増度が他市と比べてどれぐらいか、つくば市がどの程度なのかというところですが、今回お配りした資料8を御覧ください。類似団体の水道料金表で、事務局で幾つかピックアップしまして、他の水道事業者の料金表を示したものになります。料金表の左下に給水人口があって、ここに他の団体の逓増度を記載してあります。ここについては、非常に値がまちまちで、これを例えば高くするとどういう問題があるかということ、使用水量の多い少ないによって、かなり料金収入にばらつきが出てしまうという問題があります。

水量が多ければ多いほど料金が増えてしまうので、その分、大口事業者にとっては負担感が大きくなるとともに、逆に小さい、あまり使わないところを低く設定すれば、少ない使用量の方は恩恵を受ける状況が起きます。この逓増度を1にすれば一律になり、幾ら使っても料金は平等に一律の単価になるので、そのあたりの負担感をどうするのか決める際に必要な指標になってくるのかなと考えています。

加納委員：非常に参考になるかなと思うのと、国の機関も多く、大きな事業者もいらっしゃる中で、「料金が低い」という話が耳に入ってくるような状況なのか、今までそういう話は挙がってこなかったのか、そのあたりが今後参考になるかなということと、大きなところがそれほど文句を言う気はあまりしないので、逓増度を見ても 2.14 という値は著しく大きいというよりはむしろ、非常に小さい方なので、3 から 5 ぐらいに上がっても構わないような気もするし、文句が出なければいいかなという気はするので、何か参考になる情報があれば教えていただきたいです。

白川会長：お話のあったのは、大口の方でたくさん使っているところから「料金が低い」と言われることがあったかということですかね。水道の方に声が届いているかということと、実際大口の方の状況を御存知の方がそういう感触を持っているかということになると思いますが、事務局としては特に答えはないということですかね。

事務局（兼平上下水道業務課長）：大口需要者から特段高いという話ではないのですが、大口需要者の取水量というのは、年々ちょっとずつ減っている傾向が見られています。そこに何か原因があるかということ、以前にもお話ししたとおり、井戸水に切り換えている状況や、あと再生水の利用の割合が増えてきている、というようなお話までは確認しています。

白川会長：一般の物ですと、大口で買うとそれだけ単価が安くなるようなことがあります。水の場合は、どちらかというと資源をあまり無駄遣いしないように節水のインセンティブ与えるために逓増させているという面もあると思いますが、幾つかの要因があるので、そのあたりをどのくらい、こちらから推測というか、考えるかというところにもなるかと思います。

この逓増度について、資料 8 の他の団体の表には括弧付きの数字もあって、一番安い部分の従量料金の単価を除いた数値にすると単に逓増度が小さく見えるということもあります。これは、基本水量がない場合に最初の段階の従

量料金をとても安く設定しているから、比率にした時に逓増度が大きく見えているということが出ているように見えます。なので、つくば市の場合も今はこの基本水量を設定していますが、取り除くこともあり得るので、除いた場合の逓増度と、そうでない今の場合のものというのは少し違うものとして考えないといけないところです。

2.14 という数値は、現在の逓増度から少し修正してこうなっているということなので、最初から 2.14 がベストと決めて決めたものではないと承知しています。

あとは、基本料金と従量料金の比が大体 4 対 6 になっているところ、それから、基本水量のところなどが資料 6 に説明が書いてあります。

竹内委員：今御説明のあった基本料金とその従量料金の比率ですが、資料 8 に他の自治体の比率は大体書いてありますが、値がバラバラかなという気がします。国からは、これくらいにしろというような指針みたいなのはありますか。

事務局（石渡課長補佐）：ここは特に指針というものはないです。水道料金算定要領という、1 つの計算の目安みたいなものがあり、この割合をどうやって出すのかという方法がありますが、具体的に 4 対 6 にしろとか、そういう基準みたいなものはなく、あくまでここは各事業体の経営判断に委ねられているような状況です。

竹内委員：今後は、この比率は特に議論の対象にしなくてもよろしいですかね。

このどこを議論していくのか。もう必然的に上を議論すればこれは決まってくるというところだと思いますが、それでよろしいですか。

白川会長：中を見て、ここを変えることは大いにあり得ると思います。

なので、ちょっと料金表を見て、これは基本料金が高すぎると感じたら基本料金を下げた方がよいということを私たちの間で話すことは十分にあり得るところです。

竹内委員：はい。ありがとうございます。

白川会長：確か第3回の時に一度似たような計算を事務局から示していただいたことがあって、その時は国のやり方にそのまま従うと、2対8や1対9のかなり偏った数字になるので、4対6というのは現行のものに基づいた計算であると第3回の時に説明していただいたような記憶があります。

資料8も4対6に近い数字のところが多いかなという印象はありますが、いろいろ検討すると大体そのあたりに落ち着いているのかなという感じがします。理論的にこうなっているとは思えないので、ここは変えてもいいところと認識しています。枠組みの話は、このあたりで大丈夫でしょうか。

三宮委員：今の逡増度のところと、基本料金と従量料金の割合のところです。

逡増度のところでは先ほど会長がおっしゃられたように、節水というか水をあまり使いすぎないようにというところと、昔だと設備投資でお金をたくさん使いすぎるのを抑えるためにという意味があったのではないかと思います。事務局側としては、そこを意識して決めようという気はあまりないということでもいいのか。あと、基本料金と従量料金の割合に関しても、以前の説明で基本料金には需要家費と固定費がその部分に当たって、多分水道は設備の部分はかなり大きいので本当は固定費の方が大きくなるはずだが、そこをあまり大きくしてしまうと、あまり使わない人に対して不利になり過ぎてしまうため、従量料金側に寄せている部分もあるのかなと思います。そこも何か事務局側として基本的な考えがあればお伺いしたい。そこはかなり市全体に近く考えてもよろしいですか。

事務局（石渡課長補佐）：基本料金と従量料金の割合の部分については、経営サイドからすると、やはり固定費の割合が当然高いので、基本料金にシフトするような体系の方が経営的には安定するのは事実です。

ただそれをやってしまうと、あまり使っていない人も基本料金でそれなりにかかってしまうので、そこは慎重にならざるを得ないと考えています。

1つの提案ですが、次回以降でいくつか料金の改定案を出して、御審議いただきたいと考えています。

例えばこの辺りの変動費と固定費の割合を変えたらどうなるのかなど、その辺りも示してみようと思います。そこから実際の負担感を見て、バランス的にどうなのかという議論があってもいいと思いました。

あとは、1つ目の質問でその設備投資の部分に対して通増度を、というところもありましたが、確かに理屈的には当然大口需要者の方がかなり水量を多く使うので、市でもその分設備投資をしなければならないため、料金で回収していく話があります。しかし、その部分についても具体的にどのように設定していくのか客観的な算定が思いつかず、なかなか難しいところです。他の団体を参考にして、実際どういう規模感で料金徴収しているかを一度試算した後に、つくば市でも設備投資分を回収できるのかを検証して決めていくやり方になるのかなという感じはします。

三宮委員：まず基本料金、従量料金のところは感覚になるかもしれませんが、現状から今回全体として15%上げる必要がある中で、この口径別ではちょっと割り振りが変わってきますが、上げる時の負担感ができるだけ不公平にならないようにということと、負担が増えたなという感覚が強くないようにということ意識しながらやるということなのかなと思いました。

あと、今の設備投資については、これから人口が減っていくところでは、設備を変えていくのにダウンサイジングするなどの議論もすごく気にしなくてはいけないのかもしれませんが。けれども、今のところはそこまででもないため、つくば市ではあまりそこは神経質に考えすぎないでいいという感じかなと理解しました。

白川会長：他にもこの資料3から6までの部分について質問はありますか。次に進んでも大丈夫ですか。次も一体となった議題ですので、また何かあったら戻ってコメントいただければと思います。

次に資料 7、8 と追加資料について、事務局から御説明をお願いします。

事務局（石渡課長補佐）：御説明の前に資料 7 について、昨日、メールアドレスがある方にはメールでこのデータをお送りしましたが、数字に一部誤りがありましたので、今回、机の上に置かせていただきました。資料 7 については、これが修正した内容になりますので、もし昨日メールで送った内容のものをお持ちの方は、机の上の資料を御覧ください。若干端数の部分でミスがありましたので、お詫びいたします。

それでは資料の説明をします。まず資料 7 を御覧ください。資料 7 は、資料 4 で設定した条件を基に、具体的に料金を改定した場合、どのような感じになるのかをイメージいただけるよう、改定後の料金表の具体的な案を 3 つ作成しました。その改定案の資料になります。

今日説明するこの 3 つの案ですが、これは今後の料金改定の案を検討するに当たっての 1 つの目安として見ていただければと思います。この中から決めるといった形ではありません。この料金案でもかなり問題がありますので、これを基にいろいろな意見をいただければと思います。

それでは、パターンを 1 つずつ説明していきたいと思いますので、まず 1 ページ目を御覧ください。1 ページ目は、料金表①現行の料金表を一律に 15 % 上乘せしたパターンになります。こちらの料金表は、単純に現行の料金表を一律に 15 % 上げたらどうなるのかを示したものです。この（1）の「改定後の料金表（2 か月当たり）」というのは、今つくば市は 2 か月ごとに料金徴収をしていますので、2 か月当たりの料金を算定する際に使用する表になります。その下の参考の「改定後の料金表（1 か月当たり）」とありますが、こちらは 2 か月当たりの料金表を半分にした形で、1 か月当たりに換算したらどうなるのかを示したものです。他の団体と規模感を比較する際には、大体 1 か月当たりの料金で出てきますので、算出する際にはこの 1 か月当たりの料金表を使うようになると思います。

(2) の「1 か月当たりの料金比較」とありますが、こちらについては、代表的な口径をいくつかピックアップして、その口径ごとの使用水量と料金の対応表として示したものになります。ここでは改定率も示していますので、どれぐらいの規模で料金が変わるのかもある程度分かってきます。

①の一律 15%値上げのパターンで見ると、当然料金一律で 15%値上げになるため、どの階層でも、どの使用量を使っても、現行よりも 15%前後値上げという形になります。

続きまして 2 ページを御覧ください。料金表②水道料金算定要領に基づき算出したパターンで基本水量有りのものです。このパターンは、第 3 回の審議会で説明した水道料金算定要領という算定方法に基づいて計算した場合の料金表になります。算定要領の内容の説明は省略しますが、基本料金の設定を行う際に理論流量比を用いて基本料金は設定しております。このやり方で料金表を策定してみると、口径によっては値上げするものもあれば、逆に値下げになるものもあるといった結果になりました。やはり現行の料金と比べると、負担感については人によってかなりばらつきが出てしまうといった問題が出てきます。

(2) の比較を御覧ください。13 ミリの中でも、使用水量によって値上げになったり値下げになったりするケースもあり、20 ミリや 40 ミリは値上げなのに、100 ミリは値下げになり、負担感にかなりばらつきがあるような状況になっています。

次に 3 ページの料金表③水道料金算定要領に基づき算出したパターンで基本水量なし、こちらについて御説明いたします。このパターンは、先ほどのパターン②から、基本水量をなくしたパターンとなりますので、すべての口径について 1 立方メートルでも使用すれば、従量料金が発生するパターンになります。

この結果について、下の 1 か月当たりの料金比較を御覧ください。特に 13

ミリと 20 ミリで顕著なのですが、今まで基本水量の範囲内で収まっていた方や、それに近い少ない水量の方の負担がかなり増えるような料金体系になります。これについても、やはり負担感にばらつきがありますので問題があると考えています。

4 ページを御覧ください。こちらは、県内の水道料金の比較を表したものになります。口径 20 ミリで 1 か月当たり 20 立方メートル使用した時の料金について、各市町村の状況を表したものです。令和 4 年度の実績では、つくば市は、日立市について 2 番目に低い水準となっています。これが先ほど説明した改定後の料金表に当てはめてみると、①②のパターンでは値上げをしても、県平均よりもまだ少し下回る水準になり、③になると、県平均より若干高くなる水準になっています。

今後、料金改定案を検討していく際に、このあたりの負担感についても、比較が必要になってきますので、こういった資料については今後も示していきたいと考えています。

続きまして今日お配りした資料で、右上に追加資料と書かれている資料を御覧ください。口径別供給単価と給水原価の比較という資料になります。こちら第 3 回の審議会の際に、つくば市では、口径 13 ミリと 20 ミリにおいて、供給単価が給水原価を下回っていて赤字であるため、これについて問題提起をさせていただきました。実際に料金を改定した場合、口径別の供給単価がどのように推移していくのかを示したものが、この資料になります。これを示すことで、口径別の負担感が分かってくるような形になります。

まず①の一律 15% 増加したパターンでは、すべての口径で供給単価が一律引き上げになりますので、全ての口径で、供給単価が給水原価を上回る結果となります。

②の算定要領に基づく、基本水量ありのパターンを見ると、13 ミリの供給単価については、給水原価を下回りますが、それ以外の口径については、供

給単価が上回る結果となりました。

最後に③の基本水量なしのパターンで見ると、②のパターンと比べて、口径ごとの供給単価の負担感が平準化されるような結果となっています。一見すると③のパターンの方がすべての口径の負担感が一律に見えますが、基本水量なしにすると、負担が著しく増える人も見られることから、やはり検討が必要なのかなというところです。

最後に資料8を御覧ください。資料8は類似団体の水道料金表になります。2ページ目に全国の類似団体を示してありますが、こちらの類似団体とは、給水人口規模がほぼ似たような水準にある団体で、かつ、受水をメインとしている団体を挙げています。

今後料金を検討する際の1つの参考資料としていただければと思います。1ページ目の県内類似団体を見ると、特徴のある数字があり、右上の県南水道企業団も、下の段の水戸市も日立市も、従量料金の10立方メートル以下の単価が、他の単価と比べてかなり少ない料金体系になっています。

こちらはおそらくですが、以前は基本水量を設定してあり、基本水量を廃止した際に、この単価をいきなり上げてしまうと基本水量範囲内だった人の負担が急に増えてしまうため、その負担感を緩和するために、この料金単価を著しく下げているのではないかと感じました。

こちらの資料8については、あくまで参考資料ですので、参考にさせていただければと思います。私の説明は以上になります。

白川会長：具体的な料金表の数値が出てきましたが、御意見や御質問等ありますか。2ページ目には全国の類似団体を示してあります。

平島委員：今日出していただいている資料7のパターンは3つありますが、イメージとしてこの改定を3つ、例えばパターン別にやったときに、総収入は結局変わらなくて、口径別あるいは従量別の負担感のバランスを今後見ていくことになるのか、あるいはそもそもこの3つのパターンで、全体としての

収入も変わってくるのか。この後の財政シミュレーションが第7回とか第8回の審議会で出てくるっていうお話がありましたけれど、そもそも財政的に足りなくなるのかとか、そっちの方まで気にしないといけないのか、というのはどちらなのでしょう。

事務局（石渡課長補佐）：今回示した3つのパターンですが、この3つのパターンで、5年間の収入の予測を行うとほぼ総括原価を回収できるような数字になっています。そこを固定しないと、トータルが変わってしまうので、あくまで前回御説明した時に、大枠どれだけの料金収入を確保するのかをまず決めた上で検討した料金表になりますので、このすべての料金表を設定したとしても、総括原価の約280億円は、5年間で確保できる見通しになっています。

それを踏まえた上で、今回追加資料でお渡しした口径別の負担感や基本料金と従量料金の割合なども、変動要素になってくると思います。そのあたりをいくつか変えてどうなるのかを示してどれが一番適正なのかを決めていただくように考えています。

平島委員：ありがとうございます。ということはバランスを主眼に議論することになっていくということですね。

白川会長：3つのパターン、総収入はおおむね一緒というところでも料金の設定によってこんなに違いが出るということが分かってきました。

今日を除いて2回ぐらいしか予定されていないので、次回は選ぶようなことになると思います。

なので、次回に向けてこのようなパターンのものを計算して欲しいとか、そういった御意見があったら今日出していただいて、それに基づいて、次回以降いくつかの料金表を見て、その中でこれが一番よさそうだとか、これに少し微調整を加えるなど、そのあたりで済めばいいかなと思います。今日はこの3つしか結果が出てきていないので、この3つのどれか1つに決まると

いうことはないとは思いますが、どうでしょうか。

数字がたくさんあってややこしいですね。その1つはこの基本水量のところがありまして、基本水量が今つくば市では20立方メートルまで0円となっていますが、ここを変えるとかなりインパクトが大きいので、ここを基本水量なしにするか、基本水量を今のままにするか、あるいは少し減らすかというところが大きな分かれ道になりそうです。あと先ほど議論にあった「逓増度」、「基本料金と従量料金の比率」といったところが問題になるということですかね。

あとはせっかく今回3つの計算結果があるので、この中のどれかをベースにして少しこのあたりを修正するなどという見方もあり得ます。

加納委員：3つのパターンを示していただきましたが、事務局でこれ以外の計算パターンも御検討されるのでしょうか。もし検討するとしたら、今日お示しいただいたのが、どうしてこの3つを例として出してきたのかということと、他のものが、今日のこの例と比べてどう違うのかを教えてくださいなと思います。

事務局（石渡課長補佐）：今日お示ししました3つのパターンについては、あまり事務局で変えないパターンです。パターン①は単純に15%上げただけであり、②③については、以前「水道料金算定要領」の方式を説明しましたので、この方式に従ってやるとどうなるのかを示したものになります。

事務局で他にどういう案があるかについてですが、なかなか考えが思いつかなくて申し訳ありません。例えばですが、基本水量の部分について縮小または廃止という方向も検討いただきたい。しかし、このパターン③だと、かなり負担が出てしまうので、県内の類似団体のように従量料金を低い単価に抑えた形のパターンで修正したらどうなるか。あと、基本料金についても、まだ算定要領のパターンと一律の15%増のパターンしかないので、他に割り振り方がないか、研究したいと思っています。

白川会長：委員の皆様で3つのパターンを見て、このパターンのここはちょっと受け入れがたいとか、このパターンのこの数字は変えたほうがいいとか、そういう点があると、次のパターンを検討するときの材料になってくると思います。

例えば最初の15%一律の場合については現状のままなので、ある意味受け入れやすいのかもしれませんが、先ほどの話には基本水量のところを減らしたいというお話もありました。

パターン②やパターン③になると、上乘せ率がプラスのところもマイナスのところもあって、さすがにマイナスが大きくなるようなものはどうかとか、逆にプラスの部分が何%超えるようなところは負担感が大きいといったことがあり得るかと思います。

あと、追加資料にあった口径別の供給単価と給水原価の比較のところ、やはり給水原価を下回るというのが、以前少し問題にされていましたが、今のパターンだと、②の場合に下回る場所が出てくるので、こういうことは避けるべきなどですかね。

もちろん1つの事柄について逆の意見があってもいいと思いますので、感じたことがあったら言っていただきたいのですが、何かありますか。大分論点が絞られたとはいえ、まだ一度に複数のことを考えなければいけないような状態ではあります。先ほどあった逡増度のところだけの話でも良いですし、また基本水量、この料金表のパターン②とパターン③を比べると、基本水量をなくすだけで料金が変わってくるので、どう考えるかということもあります。

加納委員：ちょっと中身を忘れてしまったので教えていただきたいのですが、先ほど総量として1か月にどのくらい使ったかで料金が大幅変わる、というお話でしたが、この口径によっても大幅変わってくるというところで、口径が大きいけれどもそんなに量を使っていない方々もいらっしゃるようですが、

これはどういう業種というか業態の方々がこのパターンなののでしょうか。

負担のムラが現行と比べて出てくる時に、今その方々の日常生活にどう
どういう影響があるのかを想像しながら考えた方がいいと思います。大口の
ところでたくさん使われるのは個人ではなくて事業主として考えるので、そ
れは一定の理解は得やすいかなとは思いますが。逆にそうでないところに対し
て負担増をお願いしていくのは、結構つらいことかなとは思いますが。

もしそのあたりの区別ができるのであれば、参考までに教えていただける
といいかなと思います。今すぐに分からなかったら次回でもいいです。

事務局（兼平上下水道業務課長）：感覚としてのお話になりますが、当初は上
水道のみを使っていた方が、現在は地下水も含めて使用されている事業者で、
地下水を多く使用しているが、設置した口径は大きいままというような事業
所もあるのかなと思います。

例えば病院ですと、バックアップ用に地下水を備えているところもあると
思います。あとは工場ですと、当初口径が大きく、予定していた設置口径で
申込みをしたけども、途中から地下水をバックアップ用に用意したところも
あると思います。

加納委員：分かりました。ありがとうございます。

竹内委員：口径ごとにデータを出しているところで、例えば 13 ミリや 20 ミリ
平均使用水量はどの辺になるのでしょうか。口径ごとにどれくらいの水量が
平均値になるのかを知りたいです。

事務局（石渡課長補佐）：使用水量の平均ですが、令和 4 年度の実際のデータ
集計から、2 か月あたりの水量になりますが、口径 13 ミリだと 2 か月で、約
17.5 立方メートルになります。1 か月に換算すると約 8 立方メートルぐら
いの使用量になります。

20 ミリについては、平均が約 29 立方メートルになりますので、1 か月に
換算すると約 15 立方メートルぐらいが平均値になります。

竹内委員：ありがとうございます。結局、どの水準でも全部を平等にしようとすることは多分難しいと思うので、平均値のところで考えないと難しいのかなという気がしましたのでお聞きしました。

白川会長：そうですね、よく 20 ミリで月 20 立方メートルの計算例が出てきますが、平均値にするともうちょっと小さいんですね。14 立方メートルとか 15 立方メートルというのは、大体 3 人家族くらいの感じでしょうか。13 ミリだと一人暮らしの学生などが多いという話が前にありましたけれども、あとは、ほとんど使っていないところも結構あるということでした。料金改定のパターンによっては、基本料金自体は下がる場所もあるので、ほとんど使っていない人にとっては、事実上値下げになるというパターンも出てくることになります。

大口の話が少し多かったので、そういう家庭の 13 ミリや 20 ミリのところについても、いろいろと見ていただければと思います。

②と③の場合で基本料金が全体的に下がる形になって、20 ミリから 30 ミリのところだけは少し上がるということですね。特に基本水量は小さい口径のところには設定されていませんので、基本水量を外すか外さないかというのは、この家庭用の 13 ミリから 25 ミリの部分の影響を見ればいいのかと思います。

竹内委員：今のお話で言うと、例えばパターン③の基本水量なしの 20 ミリで平均 15 立方メートルだとすると、50%ぐらい上がるということなので、これはかなり厳しいかなと思います。

大口の方のお話も加納委員からありましたが、例えば大口の方でもっと負担いただくとして、逓増率をもっと広げていって、調整するというのもありかなとは思っています。

白川会長：大口の方により負担をお願いする場合には、逓増度もあるし、あと基本料金もパターン③だと大口の方は大分下がっているの、ここをあえて

下げないことで全体を賄えるのであればそれでもいいかと思います。やはり50%増はさすがに無理がありますよね。

50%増までならないようにするには、どう基本料金を下げるか、あるいは従量料金の第1段階だけ単価を大きく引き下げることが考えられます。

パターン③では通増度が2.7と今よりも拡大していますが、第5段階の従量料金自体は下がっているのです、ここを下げずに、第1段階のところだけ安くすると見かけ上通増度は上がりますが、大きいところにもそれほど影響なくできるのかもしれませんが。

加納委員：今後計算をされるときのお願いですが、あまり細かく分析をされると負担になるので、そこまで厳密でなくて構わないのですが、個人家庭で用される方々の負担をあまり増やさないで、かつ総額として見込まれている額をきちんと確保できるような計算方法、計算結果になるようなパターンを何例かお示しいただけると議論がしやすいかと思います。こういう方々には負担が増えるけども、こういう方々にはそこまでの負担増にはなりません、という添え書きがあると分かりやすいと思うのでお願いできますか。

白川会長：何かそのあたり私達の方で目安みたいなものは考えられるでしょうか。さっき50%増はさすがに負担が大きいということでしたが、何%くらいまでならいいとか、きっちりこれが上限とは言えないですが、さすがにこれ以上のものは勘弁してくれ、といったことは出てくるかと思います。総収入として今15%増えることを、制約条件として置いていますので、どこかが15%低くなれば他が15%高くなりますから、15%よりは少し大きく負担をしてもらわなければいけないところが出てくるのは仕方がないことかと思います。全員マックスで下げようとする、パターン①にならざるを得ないので全員15%増となります。

あとはその家庭の中でも、一人暮らしの方もいれば、3人4人あるいは少し多い方もいらっしゃる、先ほど平均値を数字で言っていましたけ

ども、平均以外にもその代表的な値がいくつかあれば、そのあたりも見たいと思います。

実際に当てはまる人がいないところの率を気にしてもしようがないということと、使用水量がほぼゼロのところは、あまり気にしなくてもいいのでしょうか。基本水量内で収まっている人にとっては、基本料金が下がると実質値下げということになります。

例えば 13 ミリは、基本料金が 40%減となっていて、パターン②とパターン③では同じ値下げです。ほぼゼロの人にとってはこれは純粋な値下げになりますが、この表を見るとパターン③の場合は、5 立方メートル使うとちょうど改定 0 %になってそれ以上使うと値上げに働くという感じになっています。

パターン②の場合、13 ミリの人は、20 立方メートルまではずっと値下げの状態が続くことになっています。

一方で、値上げというか負担増をお願いする方がほとんどなのに、下がるという方がいるというのもちょっと良くないのかもしれないかもしれません。

何か市民委員の方で感じたことはありますか。

高田委員：用途別に、住宅用と工業用に分けて考えればいいのかと思います。

ちょっとしか使わないからと言っても、水道管を造るなど、いろいろな設備は全部、全員が同じ分だけ使うので、皆さんが平等に負担してもらったほうがいいかなと思っています。一方で、大量に使う人は用途別に分けて、工業用の基本料金はこれですよ、家庭用はこれですよとやった方がいいのかなとも思いました。

白川会長 口径別だけでなく、用途別でも見た方がいいということですかね。

口径と用途がほぼ一対一で対応してればいいのですが、20 ミリでも住宅の人も産業の人もいる状況です。住宅がほとんどであればその口径は住宅用というような設定に近づけるとか、そういうことはあるかと思っています。

口径別に住宅が何割占めるというようなデータを見たような気がします。

あとは、使用量が少ないからといって、それだけで安くするというのはおかしいとは言わないけども、だからといってゼロにする必要はないということですよね。全員が共通して使っている部分のところは、やはり負担していただくのが筋であるという御意見だと思います。

阿久津委員：個人的な意見ですが、基本料金はなくさないほうが私はいいと思います。これをなくしてそれをカバーするとなると、結局大変だと思います。お金の面で。

やはり、基本料金と使った分の料金は必要だと思います。あと、工場なども増えたでしょうが、一般の家庭が多いと思うので、一般家庭の使用頻度を中心に考えて、それから、高田さんと同じように、工場にはちょっとメリットがあるようにとか、そういう感じでやったほうがいいのかと私は思いました。

白川会長：後段でおっしゃったのは、一般家庭用のところをちょっと詳しく見るということですか。

阿久津委員：今、工場よりも一般家庭で水道を使っている件数が多いと思うので、それを基準に決めていくのもいい手ではないかなと思いました。

白川会長：はい、ありがとうございます。基準には利用件数の偏りを考えてということですかね。ちょっと今、これだとどこがどうなっているのかわからないということでもんね。先ほどの話で言うと、例えば一般家庭のこういう家族は何ミリの何立方メートルのところに当たるから、その人たちにとって何%増になるというようなモデルケースとして示す。

阿久津委員：そうですね、一般家庭では 20 ミリや 25 ミリを使っているということなので、それを基本にして料金を上げたり下げたりという感じで、たくさんの方に使ってもらえればそれだけ収入が入ると思います。

工場のように数件かしかなくて、そのうち何件かが地下水を使ってしまえ

ば、収益はそんなにないと思うので、収益を上げるとしたら、一般家庭で収益を上げた方がいいかなと私は思いました。

白川会長：水道事業側の収益として、一般家庭のところをどのように料金に反映させるかというのを考えないといけないですね。ありがとうございます。

秋葉委員はいかがでしょうか。

秋葉委員：今私は、給水つくば市給水組合の会長をやっています。現場へ行くと田舎の方の場合には、上水道に接続してないのが圧倒的に多いが、これからは、上水道につなぐことは増えると思います。だから、各単位の組合は、上水道に切り替えることで年々少なくなって、抜けている組合もあります。それと、田舎の方へ行くと高齢化になりまして、一人暮らしとか二人暮らしで、6人家族だと多いほうですからね。だから、街中と違って田舎の場合は、上下水道の料金が高くなると、生活もしんどくなるっていうのが現状。

私のところは上水道が通っていて、本管は来ていますが、まだ接続していません。うちの地区内は52軒あり、ちょっと離れたところに10軒くらいありますが、採算取れないからそこには絶対上下水はできません。ということは、上水道に加入しなければ、ずっとうちの方の給水組合で、100メートル近い地下からくみ上げた水を利用する他にない。

そういうところで親方をやっていると、自分だけ勝手に抜けますというわけにもいかない。下々の声をよく聞いて判断しないとなかなか難しく、中には上水が入りましたから、その町内の給水組合を抜けますという人もいます。

そういう意見も出てきて、各給水組合には預かり金があります。上水道に入ったので預かり金を分けてくださいという人もいます。上水道には自分で好きで入ったのだから、預かり金の配分を求めるのはおかしいですよと説明しています。給水組合を長く使っている場合は、使っている人が全て責任を持たなくてはなりません。

だから最終的には、地区の全戸が上水道に加入して、給水区内の深井戸を

使う家庭がなくなった時に、深井戸を埋めて、タンクのところも更地にして、それでも残ったお金は、組合に残っている人に分配して解散ということになる。途中で抜ける人に、そういうお金のことは言わないでくださいと、強く言わないといけない。田舎の人はどんどん強く言われますから、上に立つ人は、そこは厳しくならないといけないのが現状です。

例えば、給水組合の水を使用していた家がなくなってしまった後に、今度そこにアパートを建てる人が入ってきて、その工事中に給水管を破いてしまい、それを給水組合で補修してくださいということが生じる。どうして不動産会社の人がどこに水道管が入っているか聞かないのかということです。工事の人が破裂させておきながら、そこに通しておくのが悪いと言うくらいです。50年でも60年も前から各屋敷に水道管が通っているのに、設計図もないから誰もわからないので、屋敷の中を通っているのを思い出しているというのが現状です。上水道だったら、道路から引っ張ればいいので簡単ですが。昔からこうやってきているので、なかなかそれを遮断するっていうのは難しいです。だから、5年後だって料金を上げるのはやむを得ない。ただ、上げ幅を少なくしてもらいたいというのが私の希望です。

白川会長：最後におっしゃった通り、5年に一度検討するということになっているので、今回改定しても、また5年後に同じような議論をすることになると思います。例えば基本水量などについては、5年後に改めて議論という考えもあり得るかなというところがあります。また、今回ちょっと大きめに上げて、5年後上げずに、10年後にまた考えるということもできなくはないですが、それを積極的に推される委員の方がいればあり得ると思います。今のところはそうではなくて、直近5年間は賄えるように、15%増の改定をするということにしています。また、5年経つと事情も変わってくるかもしれないです。

あとは、高齢の一人二人暮らしの方が多いという状況もあるので、そうい

うモデルケースに対して何%の影響があるかというような整理をした方が、考えやすいかなという気はしました。

小原委員：一般的には、世間と同じだったら誰も文句を言わないと思います。

人や家族も価値観はバラバラですから、全員がいいよと言うものはないと思います。

そういうことを考えていくと、こんなに資料をたくさんもらって、研究していると感心しています。もう僕らから、どうこう言うことは無い。

何年か前に市原さんが市長をやった時の話ですが、つくば市の水道料金が一番安いという話が出た時に「ええ！」ってみんなが言ったんです。全然感謝してないんです。

事務局が資料を作ってくれているのですから、その中で一番いいものがあったら、やはり一般的な物価高と同じ流れなら、誰も文句言わないと思います。将来のことを考えてどうこう言うのは、また別のことのような気がします。というのは、先日、つくば市か、水道局か、検査しなくても自動的にわかるようなシステムにするというのを、どこかで見たような気がします。そうやってコストダウンをねらう団体、それから日常使っている我々が、その水道についてどう思っているかが大事であって、みんなが「高い高い」と騒ぐだけで終わってはいけないと思います。

白川会長：そういうところもあるかと思いますが、今日の資料だと他の自治体

との比較という表がありますので、つくば市が余りにも茨城県内で高くなっているとなると、これは具合が悪いということが出てくるかもしれませんが、資料7の最後のところに、3パターンの場合の変化が示されています。

今はつくば市が県内で2番目に安いところから、今回改定するので、少し上位には来るとと思いますが、パターン③のようにいきなり県平均くらいに行くのは、ちょっと急に上がったなという感じはするかもしれません。あまり極端な変化がないようにと配慮することは、私たちがここで審議する1つの

目的かと思います。

三宮委員：今後、試算してもらうにあたって、先ほど会長が言われたように、モデルケースとして、例えば一般家庭や工場で使っている平均値を目安にして試算してもらうと非常にありがたいなと思います。

あと、今回の改定で給水原価は最低限上回らざるを得ないという状況。追加資料を見ると、20 ミリの赤字が一番多くなっています。13 ミリは基本水量内に収まっていて基本料金だけかかっているといった特殊なパターンです。それ以外は遡増している。

例えば、利用者数が多い 20 ミリについては、多少これまでもメリットを受けたから少し負担を増やしてもらう。その一方で、大口については、今の案だと 15%平均で上げるか、逆に下がってしまうような案になっていますが、あまり負担を大きくしすぎると、今度は地下水に切り替えてしまって、水道使用量がこれまでよりも減ってしまう。大口については、これまで多く負担してもらったので、ちょっとでもメリットを感じてもらうように配慮することも考えられる。

基本料金については、先ほどから少し下げた方がいいという話がありましたが、「ゼロにすると影響が大きくなりすぎるのでしない」などと文書化してもらうと、もっと分かりやすいのかなと思いました。数字だけだと判断が非常に難しいと思ったので、そういうセリフを書いてもらうと分かりやすいので、お願いしたいと思います。

白川会長：次回に向けて、もっと現実的なパターンについて試算して、料金改定の影響を示していただきたいという話が多かったのですが、その時にはモデルケースとして示すとか、あとは、一般家庭の部分を基本に考えるといいなどの意見が出ました。

それから、住宅用と工業用で用途別に分けることが可能だったら、それもモデルケースということになるかもしれませんが、大口の産業だとこのよう

な影響になるとか、そういった形で、特徴の部分を文書化して示していただけると、もっと考えやすいというような話だったかと思います。

基本水量の部分は、一気に無くすというのはちょっとやりにくそうだという感触でしたが、少し減らす、あるいは無くす場合には、第1段階の部分を大幅に下げて、それをモデルケースにした時、影響が極端に出ないように考えていくというところかと思いました。

大口の方にばかり負担を多くするというのは、あまりよろしくないというお話が多かったと思います。

逓増度については、それほど変えたほうがいいという感じではないですかね。逓増度という数字1つだけで全部を表せるわけではなく、各段階の数字がどうなるかということになってきますけれども、特に今回は、全体的に負担が増えるところなので、負担が全く増えないという人が出てくるというのはちょっと違うのかなと思います。

磯野委員：資料7の4ページにおいて、口径20ミリ、月20立方メートル使用で、県内市町村の状況が載っていますが、つくば市は、日立市に次いで2番目に安いというような状況です。一律に15%で改定する①のパターンでいくと分かりやすいでしょうが、②や③で改定した場合に、どの世帯にどういう影響が出るのかが明示されると、イメージがしやすいのかなと感じました。

白川会長：全員が15%増というパターン①を基準として、それに比べて別のパターンでは、どういうモデルケースは負担が増えて、どういうモデルケースはちょっと少なめになります、というようなところが整理されるといいと思います。

何かモデルケース的に、こういうところは負担を少なめに、こういうところを多めに、といった意見は、委員の皆様からありますか。あまりそういう区別をしないほうがいいとか、具体的なものが出てこないと言えないかもしれません。先ほどの高齢の一人暮らし二人暮らしのような場合は、あまり負担

が大きくなるとよいという気はしますけれども、それが何ミリの口径になるか、というのは別に調べないといけないですね。

だいたい皆さん言いたいことは言えたという感じでしょうか。

事務局から、今日はっきりさせたいことはありますか。

事務局（石渡課長補佐） 基本料金と従量料金の比率は4対6でいいでしょうか。

それで、大枠部分を変えず、比率も変えずに、逡増度も維持して、いくつかのパターンを示す方針でよろしいでしょうか。

白川会長：そうですね、比率は変えたほうがいいという強い意見は特にないですね。今の段階では、言えないというところかと思います。

結果を見て、ここへの影響をもう少し下げたいときに、基本料金と従量料金の比率しか変えようがない時には、そこを変えることになると思います。

事務局（石渡課長補佐）：あともう1つ相談ですが、資料をどのように見せれば伝わりやすいのか、毎回悩むところです。どのような示し方だと分かりやすいかを御意見としていただきたい。今回思ったのは、総括原価が本当に回収できるのかという疑問があったので、料金を改定した時の収入見込み額を出そうと思っています。その他にも、もし気になることがあれば教えていただきたいと思います。

白川会長：先ほどのお話の中であったのは、各口径の中で平均値というのがありましたけど、何ミリのときにはどのくらいの水量を使っている人がいるとか。同時に大口径ではどうか、使用水量の多い第5段階ではどうかというデータを見たいという意見がありました。

見せ方としてはどうでしょうか。今回、資料7、8などは数字がそのまま載っているので、数字を減らしたほうがいいのか、あるいはグラフにしたほうがいいのかも含めて何かありますか。

今日の資料の中で、これは見にくいとか、逆にこれは見やすいというのがあれば、そちらに合わせてということもできるかと思います。

モデルケースを示すということであれば、より詳しい数字が見たい人は、別の資料を見るというように分かれているといいと思います。この部分を見るべきという資料が少ない方が議論しやすいと思います。

竹内委員：2か月と1か月の料金を両方書いているので、1か月で統一した方が見やすいと思います。スペース的にも、1か月の表を入れて、その下にグラフを入れる方が見やすいと思います。

白川会長：はい、私もその通りだと思いました。税抜税込とかもありますが、これは統一されていますね。いろんな数字がちょっとずつ違って困ることがあるので。

もしよろしければ、残り時間が7、8分ですので、飛ばしていた議事の説明をしていただくことにしようと思います。

議事の2番目にあった水道スマートメータ導入の検討についてになります。それでは事務局から御説明をお願いします。

事務局（兼平上下水道業務課長）：議題（2）水道スマートメータ導入の検討について、上下水道業務課から説明します。残り時間もあまりないので駆け足で説明します。

まず、はじめに、スマートメータについて簡単に説明いたします。スマートメータとは、通信機能を使い水道使用量のデータを収集するための計測装置のことです。従来の水道メーターと比べ、自動検針や省力化・効率化の実現が期待されています。この他、データ活用による水道経営の適正化や漏水の早期発見、自動請求などお客様サービスの向上も期待されています。一方で、スマートメータの購入費及び通信費が高いことや、通信エラーがあるなどの理由で、本格投入の方が進んでいないような現状もあります。

第2回審議会において委員からの御意見で、検針員の人件費の観点から、スマートメータを導入した場合の比較について頂戴しましたので、次に、水道スマートメータの導入費用の検討について説明します。ここでは、システ

ム改修費用等の初期導入費用を除く、年間で必要となる各戸訪問による通常の検針費用と、スマートメータを購入した時の費用を単純に比較しました。

(1) メーター購入費については、市内で 12 万 7,238 個のメーターがっていますが、メーターは 8 年間で検定期間満了となり、交換が必要になりますので、全体額を 8 で割っています。各戸訪問による検針において、メーターをすべて交換した場合には、3,837 万 8,159 円になります。スマートメータに交換する場合には、2 億 4,833 万 225 円になります。

次に (2) 検針費用ですが、通常の訪問による検針費用を人件費として計上しています。各戸訪問による検針は、1 件当たり 100 円の報酬が支払われており、つくば市では人件費削減のために請求を 2 か月に 1 回としていることから、6 か月分という計算になっています。スマートメータの場合は、当然人件費はかかりませんが、通信費用 1 か月 110 円を 12 か月で計算しています。各戸訪問による検針費用は 8,189 万 8,000 円、スマートメータ導入時の通信費用は 1 億 6,795 万 4,160 円となっています。

前のページに戻りまして、これらの金額の比較結果は、メーター購入費の差額が約 2 億 1,000 万で 6.5 倍ほど、検針費用と通信費の差額は約 8,600 万円で 2 倍ほどになります。合わせると約 3 億円で 3.5 倍ほどです。それだけ費用が増加することになります。現時点では、まだまだメーター単体の購入費が高額の上、検針費用においても人件費よりも通信費のほうがコスト高となっていることが分かります。

3 番目として、今後のスマートメータの導入の考えです。導入の課題は、メーター購入費や検針費用が非常に高いことです。これに加えて導入時の料金徴収システムの改修費や、お客様サービスを向上するためのアプリの提供など、初期費用も必要になってきますので、それらを判断して慎重に導入コストとその効果を検証していく必要があると考えています。

今後も、先行している導入事例の調査研究を進めるとともに、当市におけ

るお客様ニーズを把握していきたいと考えています。

白川会長：ただいまの説明、スマートメータ導入は、今のところ、結構費用がかかるということでした。御質問や御意見等ありますでしょうか。

竹内委員：スマートメータについて私もネットでいろいろ見たのですが、水道メーター単独でやると結構コストがかかるということだと思います。

私が見たものでは、国主導で次世代のスマートメータとして電気・ガス・水道を合わせたものを今協議されていると載っていたので、こういったところでコストダウンが図れるのであれば、検討していただきたいと思います。特につくば市は科学の街ですので、こういったところで何とか力が出せればいいと思っています。

白川会長：メーターは費用を安くするためだけではなく、漏水の早期発見など他のメリットを期待して行うというところがありますし、また、今言われたように、つくば市として、単なる収入支出の比較だけでなく、もっと積極的に可能性を生み出していくということであれば、水道事業単独のことではなくて、よそから資金を集めて実施するというところかもしれません。そういうところは将来的に考えていただきたいと思います。

それでは、今日の議事はこのあたりで終わりにしたいと思います。他にも御質問や御意見などが出てきましたら、事務局へメール等でお伝えいただければ幸いです。

本日も円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（水橋水道総務課長）：白川会長ありがとうございました。次回の令和6年度つくば市上下水道審議会（下水道事業 第4回）を令和6年5月20日月曜日、午後3時から開催を予定しております。

以上をもちまして、令和6年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）

次 第

日時 令和6年5月15日（水）
午後3時
場所 つくば市役所本庁舎2階
職員研修室

1 開会

2 新委員紹介

3 事務局紹介

4 議事

- (1) つくば市上下水道審議会（水道事業 第5回）における質疑・意見等について （資料1）
- (2) 水道スマートメータ導入の検討について （資料2）
- (3) 水道料金の改定について （資料3～6）

5 閉会

令和6年5月15日

つくば市上下水道審議会
(水道事業 第6回) 資料一覧

資料番号	資料名
資料1	つくば市上下水道審議会（水道事業 第5回）における質疑・意見等について
資料2	水道スマートメータ導入の検討について
資料3	料金改定案の検討手順
資料4	料金改定案の諸条件について
資料5	総括原価の算定（物価上昇率について）
資料6	つくば市水道料金体系（現行）
資料7	改定後の水道料金表案
資料8	類似団体の水道料金表

つくば市上下水道審議会（水道事業 第5回） 質疑・意見等

質疑・意見等	事務局回答（赤字は、本資料にて回答する内容）
資料2： 水需要予測の修正案について、資料に示されている料金は現行の単価で計算していて、つくば市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」とします。）の計画値との差がどのくらいになるのかについては、これから議論していくという理解でよろしいか。	水需要予測を示すに当たり、水量のみ示しても料金収入が確保できるかどうかのイメージがしづらいため、現行の単価を用いて料金収入額を示しました。今後、料金改定案を策定する際には、各口径にどれだけの料金を割り振るのか検討する際には、この水需要予測が重要になると考えています。
資料3： 資料3の3ページに記載されている消火栓設置工事、老朽管路更新事業、老朽施設等更新事業は、経営戦略のどこに含まれているのか。	経営戦略の34ページの棒グラフの「事業計画」とあるが、ここには表5-1に示した既存計画のほかに消火栓設置工事も含まれています。 老朽管路更新事業は、棒グラフの「管路」に含まれています。 老朽施設等更新事業は、棒グラフの「建築」「土木」「電気」「機械」「計装」「その他」「建築電気」に含まれています。
資料3： 資産維持費とは、どのあたりの数字を足していけば算出されるのか。	資産維持費とは、今後見込まれる費用に上乗せする「将来の資産を更新するために使用する費用」となります。おおまかなイメージとしては、料金収入から費用を差し引いた残りである利益が資産維持費になります。
資料3： 資料3の7ページに記載されている資産維持費約29億6,100万円は、水需要予測で算出されている料金収入見込額ではなく、経営戦略の料金収入見込額をベースに算出した結果が資産維持費につながるという理解でよろしいか。	おっしゃるとおりで、経営戦略での料金収入見込額を基に算出した資産維持費を記載しています。

資料２、資料３： 水需要予測の修正案による結果について、そのとおり進むとは限らないと思うし、料金改定を検討するに当たっては経営戦略に必ずしも縛られるということでもないと思うが、今回の修正案に近づけようとするすると資産維持費も変わってくるということか。	料金収入を少なく見込めば資産維持費として確保できる金額も減少します。そうなると、今度は財源を何に頼るかという話にもなっていきます。財源としては、料金収入のほか、企業債や自己資金などもあります。水需要予測で水量を下げて料金収入見込額が減少すれば、他の財源を変えないとすると資産維持費も減少することになります。
資料２、資料３： 水需要予測を口径別に算出して、料金収入を経営戦略の数値に近づけようとする、全体的に料金を上げなければならない。料金を上げるとした場合、例えば口径別に偏りをつけた上げ方のシミュレーション等が示されるというイメージか。	次回以降、具体的なシミュレーションの検討になります。検討の手順としては、２つの段階を経る必要があると考えています。 第一段階として、料金算定期間である今後５年間で必要となる料金収入の総額を検討します。 第二段階として、料金収入の総額を確保するために、どの口径の使用者に負担してもらうのかを検討していきます。その検討を行う際には、口径別の水需要予測が重要になってきます。
資料２、資料３： 経営戦略に定めた料金改定率１５％に基づく料金は一度算出しなければならないと思う。最終的には、市民が使用する口径についてどの程度負担増になるのか知りたい。大口径の使用者だけ負担を頼る財政シミュレーションではなく、バランスの取れたシミュレーションを行っていくことが大事になると思う。	料金改定案の検討の今後の進め方としては、まず、シミュレーションを実施する前に必要な条件を整理したいと考えています。 条件を整理した後に、事務局でシミュレーションを実施し、複数の料金改定案をお示ししたいと思います。料金改定案についてご審議いただき、必要に応じて条件を再度見直すことも考慮しながら、丁寧に審議を進めていきたいと考えています。
資料２、資料３： 口径２０ｍｍの使用者が多いとしても、その口径のみ料金の上げ幅を大きくするというのは現実的ではないと思う。改定率の上限を１５％とし、上げずに済む口径については、１５％に達していなくても問題ないと思う。ただし、今後の内部留保資金等にどう影響するのかについては確認したい。	同上

資料２、資料３： 口径13mmや20mmでは供給単価が給水原価を割り込んでいるということを市民にも知っていただきたい。そこを変えなければ今後の水道事業の維持が難しいことを理解してもらいながら進めることになると思う。料金改定率が15%を超えない料金設定が望ましいが、必要性について市民にどのように理解してもらうのが大事である。	料金改定案の検討の今後の進め方としては、まず、シミュレーションを実施する前に必要な条件を整理したいと考えています。 条件を整理した後に、事務局でシミュレーションを実施し、複数の料金改定案をお示ししたいと思います。料金改定案についてご審議いただき、必要に応じて条件を再度見直すことも考慮しながら、丁寧に審議を進めていきたいと考えています。
資料２、資料３： 料金収入総額が決まってしまった後に口径別の検討をすると、上げ幅もかなり制約されてしまうため、これくらい料金を上げないといけないという議論にもなりそうである。 事務局から説明のあった進め方だと、先に大枠を決めてしまうと、どの口径も15%を上限にするということができなくなるかもしれない。 順番としては料金収入総額を先に決めてから口径別の話をするとともに、口径別の話をした後に再度総額の話に戻ることもあり得るかもしれない。	同上
資料２、資料３： 料金改定案の検討の基本的な進め方としては、事務局の提案のとおりでよいと思う。総額をある程度決めてから、口径別にどのように割り振るのかを決める。口径別に割り振った結果を基に財政シミュレーションを実施し、結果を見ながら審議を進めることになるのかと思う。	同上

水道スマートメータ導入の検討について

1 水道スマートメータとは

水道スマートメータは、通信機能を使い水道使用量のデータを収集するための計測装置のことです。従来の水道メータと比べ、水道メータを設置している家庭等に出向く必要がなく、自動検針による省力化・効率化の実現が期待されています。このほか、データ活用による水道経営の適正化や、漏水の早期発見、自動請求などのお客様へのサービス向上も期待されています。一方で、スマートメータ購入費や通信費が高いことや通信エラーがあるなど、本格導入が進んでいない要因があります。

2 水道スマートメータ導入費用の検討

ここでは、システム改修費用等の初期費用を除く年間で必要となる【①各戸訪問による検針費用】と【②スマートメータ導入費用】を単純に比較します。水道メータは、8年で検定期間満了による交換が必要となりますので、市内に設置されている全メータ数の1/8とし、8年ごとにスマートメータを更新していく費用を比較します。

- ①各戸訪問による検針費用：水道メータ購入費、検針費用（ハンディターミナル使用料含む）
 ②スマートメータ導入費用：スマートメータ購入費、検針費用（通信費のみ）

※次ページ参照

単位/円

	メータ購入費(年)	検針費用(年)	計
①各戸訪問による検針	38,379,000	81,898,000	120,277,000
②スマートメータ導入	248,331,000	167,955,000	416,286,000
差②－①	209,952,000	86,057,000	296,009,000
	約 6.5 倍	約 2 倍	約 3.5 倍

スマートメータを導入した場合は、1年間でメータ購入費が約2億1,000万円、検針費用で約8,600万円、合わせて約3億円の費用が増加します。現時点では、メータ単体の購入費が高額な上、検針費用でも人件費よりも通信費がコスト高となることがわかります。

3 今後のスマートメータ導入の考え

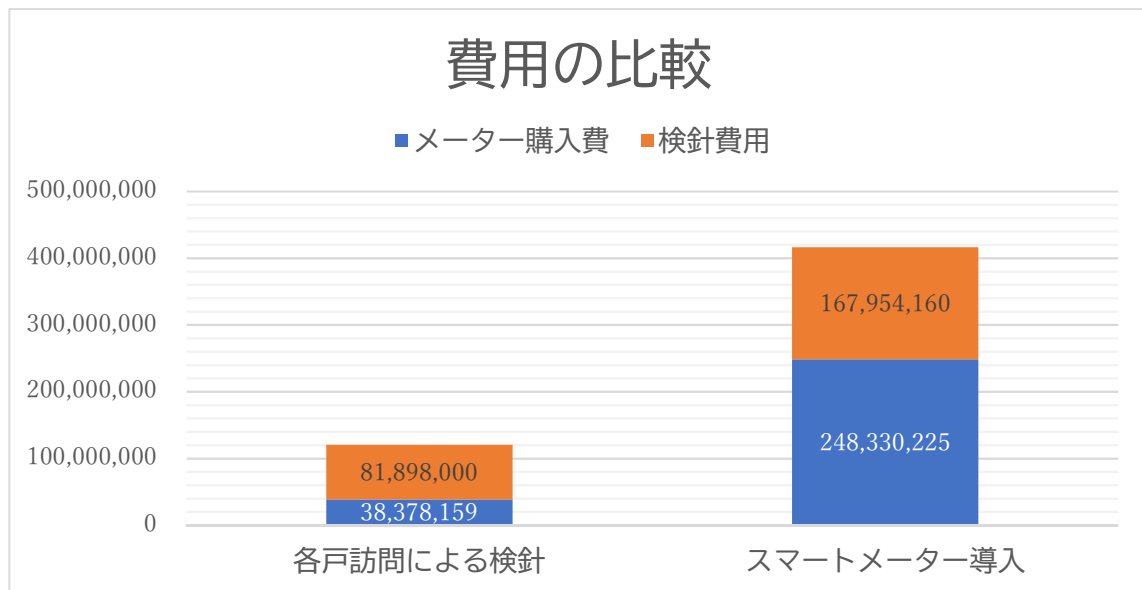
導入の課題として、メータ購入費と検針費用、これらに加え導入時の料金徴収システムの改修費、新たなお客様サービスのアプリの提供などの初期費用も必要となることから、慎重に導入コストとその効果を検証する必要があります。当面は、導入事例の調査、研究を進めるとともに、お客様ニーズを把握していきます。

(1) メーター購入費

	メーター	①各戸訪問による検針		②スマートメーター導入	
口径	個数 (個)	単価 (円)	合計 (円)	単価 (円)	合計 (円)
13	28,328	1,606	45,494,768	13,200	373,929,600
20	93,795	2,090	196,031,550	15,400	1,444,443,000
25	3,056	2,915	8,908,240	16,500	50,424,000
30	539	7,810	4,209,590	24,200	13,043,800
40	808	10,890	8,799,120	25,300	20,442,400
50	454	35,750	16,230,500	99,000	44,946,000
75	130	60,500	7,865,000	110,000	14,300,000
100	93	82,500	7,672,500	121,000	11,253,000
150	29	297,000	8,613,000	330,000	9,570,000
200	6	533,500	3,201,000	715,000	4,290,000
	127,238	合計	307,025,268	合計	1,986,641,800
		1年あたり (合計÷8年)	38,378,159	1年あたり (合計÷8年)	248,330,225

(2) 検針費用

①各戸訪問による検針 (円)		②スマートメーター導入 (円)	
検針費用 (100円×127,238件× 6か月)	76,342,800	通信費用 (110円×127,238個× 12か月)	167,954,160
ハンディターミナル (専用紙込)	5,555,200		
合計	81,898,000	合計	167,954,160



料金改定案の検討手順

財政計画の策定

- ・ 料金算定期間の決定
- ・ 水需要など業務量の見込み
- ・ 財政の収支見通し

令和4年度に策定した「つくば市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」とする。）における投資・財政計画を基本とする。

料金算定期間において実施

水需要予測の実施（第4回）

- ・ 直近実績を踏まえた水需要予測を行う。

将来の給水収益を試算するために実施する。

投資計画の検証（第5回）

- ・ 上水道未普及地域解消事業、老朽施設等の更新事業の検証する。

物価変動や事業の進捗などを考慮し経営戦略に示している投資計画の検証を行う。

総括原価の算定（第3回、第6回）

- ・ 水道事業における総括原価を整理し、資産維持費の算定を行う。

水道事業を維持していくために必要な原価を洗い出す。水道事業で使用している資産を将来継続して維持していくために必要な費用を算定する。

料金体系の設定（第3回、第6回）

- ・ 総括原価の料金への配分を実施し、新料金体系の検討を行う。

総括原価をどのように水道料金で回収するか検討を行う。現行の料金体系のどの部分を見直すのか検討する。

料金表の確定（第7回、第8回）

- ・ 収益、原価の予測を基に財政シミュレーションを実施。

これまで検討した内容を基にシミュレーション（将来予測）を行う。結果を検証し、必要に応じて繰り返し実施する。

料金改定案の諸条件について

資料 4

水道料金改定案の策定に当たり、財政シミュレーションを実施し将来の収支予測を行う必要があります。

経営戦略で示した財政シミュレーションの主な条件は、以下のとおりです。

1 総括原価の算定 (資料5)

経営戦略における総括原価 (2025～2029年度)	28,036,362千円
-------------------------------	--------------

※経営戦略における設定条件

主な項目	経営戦略における設定
企業債残高対給水収益比率	上限350%
物価上昇率	3.1%/年
賃金上昇率	1.5%/年
企業債利率	2.0%
資金残高の確保額	30億円 (2032年度までに段階的に)
資産維持費(5年間総額)	2,961,108千円
資産維持率	約1.4%
一般会計からの基準外繰入	2億円/年(2028年度まで)

2 料金体系の設定 (資料6)

主な項目	現行データ
基本料金と従量料金の割合	2022年度実績 基本料金42.2%、従量料金57.8%
基本水量の有無	現行10m ³ (口径13～25mm)
従量料金の通増度	現行2.14
激変緩和措置	

総括原価の算定（物価上昇率について）

経営戦略を策定する際に、物価上昇率を「3.1％／年」に設定し、財政シミュレーションを行いました。しかし、経営戦略策定時よりも物価上昇率は低くなっている傾向にあります。

そこで、物価上昇率を「2.0％／年」に設定し、再度検証を行いました。

財政シミュレーションの再検証に係るパターン表

パターン	物価上昇率	料金改定率 (R7)	総括原価	備 考
①	3.1%	15%	28,036,362千円	現状の経営戦略ベース
②	2.0%	15%	27,854,231千円	物価上昇率を2.0%に下方修正
③	2.0%	14%	27,854,345千円	物価上昇率を2.0%に下方修正 2032年に資金残高を30億円確保できる料金改定率を再設定 → 2029年の「企業債残高対給水収益比率」が350%超

※内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する資産（令和6年1月22日経済財政諮問会議提出）」の「成長実現ケース」において採用されている物価上昇率（消費者物価）に基づき、物価上昇率を「2.0％／年」に設定しました。

つくば市水道料金体系（現行）

つくば市水道料金表（2 か月当たり）

基本料金			従量料金（1 m³当たり）				
口径	金額（円）		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	第 5 段階
13mm	20m³まで	2,640	21～40m³ 154円	41～80m³ 198円	81～200m³ 242円	201～1,000m³ 286円	1001m³～ 330円
20mm		3,300					
25mm		5,500					
30mm	7,150		1 ～40m³ 154円				
40mm	15,400						
50mm	33,000						
75mm	85,800						
100mm	191,400						
150mm	478,500						
200mm	908,600						
			通増度（2.14） 330円 ÷ 154円 = 2.14				

基本料金

（使用水量にかかわらず一律）

42.2%

従量料金

（使用水量に応じて発生）

57.8%

料金表① 現行の料金表を一律に15%上乗せしたパターン

資料 7

(1) 改定後の料金表 (2か月当たり) (税込み)

口径	基本料金 (現行)	上乗率	基本料金 (改定後)	従量料金1㎡当たり(円)						通増度
				20㎡以下	21～40㎡	41～80㎡	81～200㎡	201～1,000㎡	1,001㎡超	
13mm	2,640	17%	3,080	0	176	231	275	330	385	2.19
20mm	3,300	17%	3,850							
25mm	5,500	16%	6,380							
30mm	7,150	15%	8,250	176						
40mm	15,400	15%	17,710							
50mm	33,000	15%	37,950							
75mm	85,800	15%	98,670							
100mm	191,400	15%	220,110							
150mm	478,500	15%	550,330							
200mm	908,600	15%	1,044,890							
			上乗率	14%	14%	17%	14%	15%	17%	
			現行(25mm以下)	0	154	198	242	286	330	2.14
			現行(30mm以上)	154						

(参考) 改定後の料金表 (1か月当たり) (税込み)

口径	基本料金 (現行)	上乗率	基本料金 (改定後)	従量料金1㎡当たり(円)						通増度
				10㎡以下	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡超	
13mm	1,320	17%	1,540	0	176	231	275	330	385	2.19
20mm	1,650	17%	1,925							
25mm	2,750	16%	3,190							
30mm	3,575	15%	4,125	176						
40mm	7,700	15%	8,855							
50mm	16,500	15%	18,975							
75mm	42,900	15%	49,335							
100mm	95,700	15%	110,055							
150mm	239,250	15%	275,165							
200mm	454,300	15%	522,445							
			上乗率	14%	14%	17%	14%	15%	17%	
			現行(25mm以下)	0	154	198	242	286	330	2.14
			現行(30mm以上)	154						

(2) 1か月当たりの料金比較 (税込み)

13mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
5	1,320	1,540	220	16.7%
10	1,320	1,540	220	16.7%
15	2,090	2,420	330	15.8%
20	2,860	3,300	440	15.4%
25	3,850	4,455	605	15.7%
30	4,840	5,610	770	15.9%

20mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
5	1,650	1,925	275	16.7%
10	1,650	1,925	275	16.7%
15	2,420	2,805	385	15.9%
20	3,190	3,685	495	15.5%
25	4,180	4,840	660	15.8%
30	5,170	5,995	825	16.0%

40mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
20	10,780	12,375	1,595	14.8%
50	17,160	19,745	2,585	15.1%
100	29,260	33,495	4,235	14.5%
150	43,560	49,995	6,435	14.8%
200	57,860	66,495	8,635	14.9%
500	143,660	165,495	21,835	15.2%

100mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
20	98,780	113,575	14,795	15.0%
50	105,160	120,945	15,785	15.0%
100	117,260	134,695	17,435	14.9%
150	131,560	151,195	19,635	14.9%
200	145,860	167,695	21,835	15.0%
500	231,660	266,695	35,035	15.1%

料金表② 水道料金算定要領に基づき算出したパターン（基本水量有り）

（１）改定後の料金表（２か月当たり）（税込み）

口径	基本料金 (現行)	上乗率	基本料金 (改定後)	従量料金1㎡当たり(円)						通増度
				20㎡以下	21～40㎡	41～80㎡	81～200㎡	201～1,000㎡	1,001㎡超	
13mm	2,640	-42%	1,540	0	209	264	319	374	440	2.11
20mm	3,300	10%	3,630							
25mm	5,500	2%	5,610							
30mm	7,150	18%	8,470							
40mm	15,400	-1%	15,290							
50mm	33,000	-24%	25,080							
75mm	85,800	-32%	58,300							
100mm	191,400	-45%	105,490							
150mm	478,500	-47%	252,340							
200mm	908,600	-49%	462,770							
上乗率				36%	36%	33%	32%	31%	33%	
現行(25mm以下)				0	154	198	242	286	330	2.14
現行(30mm以上)				154						

（参考）改定後の料金表（１か月当たり）（税込み）

口径	基本料金 (現行)	上乗率	基本料金 (改定後)	従量料金1㎡当たり(円)						通増度
				10㎡以下	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡超	
13mm	1,320	-42%	770	0	209	264	319	374	440	2.11
20mm	1,650	10%	1,815							
25mm	2,750	2%	2,805							
30mm	3,575	18%	4,235							
40mm	7,700	-1%	7,645							
50mm	16,500	-24%	12,540							
75mm	42,900	-32%	29,150							
100mm	95,700	-45%	52,745							
150mm	239,250	-47%	126,170							
200mm	454,300	-49%	231,385							
上乗率				36%	36%	33%	32%	31%	33%	
現行(25mm以下)				0	154	198	242	286	330	2.14
現行(30mm以上)				154						

（２）１か月当たりの料金比較（税込み）

13mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
5	1,320	770	-550	-41.7%
10	1,320	770	-550	-41.7%
15	2,090	1,815	-275	-13.2%
20	2,860	2,860	0	0.0%
25	3,850	4,180	330	8.6%
30	4,840	5,500	660	13.6%

20mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
5	1,650	1,815	165	10.0%
10	1,650	1,815	165	10.0%
15	2,420	2,860	440	18.2%
20	3,190	3,905	715	22.4%
25	4,180	5,225	1,045	25.0%
30	5,170	6,545	1,375	26.6%

40mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
20	10,780	11,825	1,045	9.7%
50	17,160	20,295	3,135	18.3%
100	29,260	36,245	6,985	23.9%
150	43,560	54,945	11,385	26.1%
200	57,860	73,645	15,785	27.3%
500	143,660	185,845	42,185	29.4%

100mm

使用水量(㎡)	現行 (円)	改定後 (円)	差 (円)	改定率
20	98,780	56,925	-41,855	-42.4%
50	105,160	65,395	-39,765	-37.8%
100	117,260	81,345	-35,915	-30.6%
150	131,560	100,045	-31,515	-24.0%
200	145,860	118,745	-27,115	-18.6%
500	231,660	230,945	-715	-0.3%

料金表③ 水道料金算定要領に基づき算出したパターン（基本水量無し）

（１）改定後の料金表（２か月当たり）（税込み）

口径	基本料金 (現行)	上乗率	基本料金 (改定後)	従量料金1㎡当たり(円)						通増度
				20㎡以下	21～40㎡	41～80㎡	81～200㎡	201～1,000㎡	1,001㎡超	
13mm	2,640	-42%	1,540	110	143	176	220	253	297	2.70
20mm	3,300	10%	3,630							
25mm	5,500	2%	5,610							
30mm	7,150	18%	8,470							
40mm	15,400	-1%	15,290							
50mm	33,000	-24%	25,080							
75mm	85,800	-32%	58,300							
100mm	191,400	-45%	105,490							
150mm	478,500	-47%	252,340							
200mm	908,600	-49%	462,770							
上乗率				-	-7%	-11%	-9%	-12%	-10%	
現行(25mm以下)				0	154	198	242	286	330	2.14
現行(30mm以上)				154						

（参考）改定後の料金表（１か月当たり）（税込み）

口径	基本料金 (現行)	上乗率	基本料金 (改定後)	従量料金1㎡当たり(円)						通増度
				10㎡以下	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡超	
13mm	1,320	-42%	770	110	143	176	220	253	297	2.70
20mm	1,650	10%	1,815							
25mm	2,750	2%	2,805							
30mm	3,575	18%	4,235							
40mm	7,700	-1%	7,645							
50mm	16,500	-24%	12,540							
75mm	42,900	-32%	29,150							
100mm	95,700	-45%	52,745							
150mm	239,250	-47%	126,170							
200mm	454,300	-49%	231,385							
上乗率				-	-7%	-11%	-9%	-12%	-10%	
現行(25mm以下)				0	154	198	242	286	330	2.14
現行(30mm以上)				154						

（２）１か月当たりの料金比較（税込み）

13mm

使用水量(㎡)	現行(円)	改定後(円)	差(円)	改定率
5	1,320	1,320	0	0.0%
10	1,320	1,870	550	41.7%
15	2,090	2,585	495	23.7%
20	2,860	3,300	440	15.4%
25	3,850	4,180	330	8.6%
30	4,840	5,060	220	4.5%

20mm

使用水量(㎡)	現行(円)	改定後(円)	差(円)	改定率
5	1,650	2,365	715	43.3%
10	1,650	2,915	1,265	76.7%
15	2,420	3,630	1,210	50.0%
20	3,190	4,345	1,155	36.2%
25	4,180	5,225	1,045	25.0%
30	5,170	6,105	935	18.1%

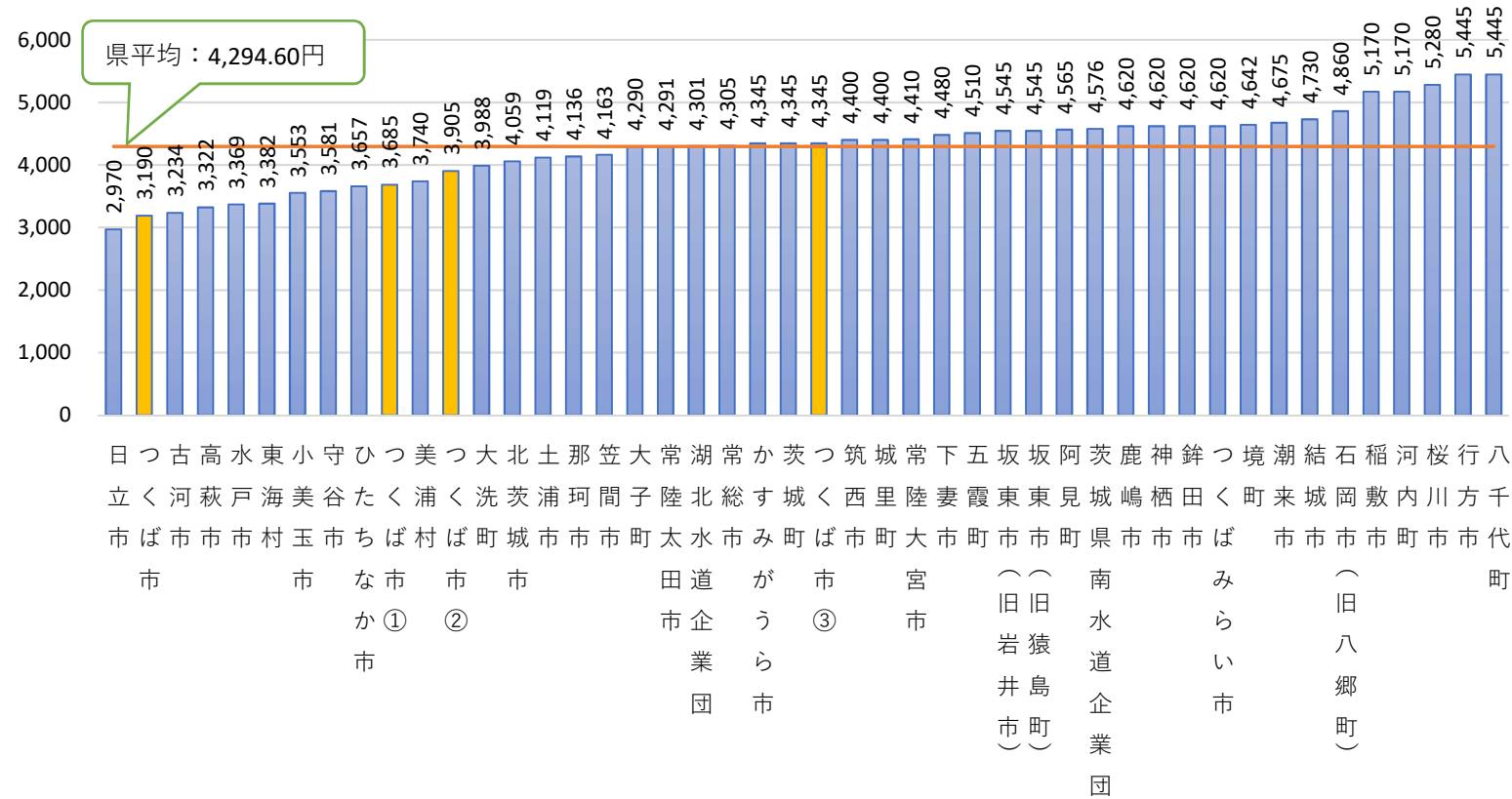
40mm

使用水量(㎡)	現行(円)	改定後(円)	差(円)	改定率
20	10,780	10,175	-605	-5.6%
50	17,160	15,895	-1,265	-7.4%
100	29,260	26,895	-2,365	-8.1%
150	43,560	39,545	-4,015	-9.2%
200	57,860	52,195	-5,665	-9.8%
500	143,660	128,095	-15,565	-10.8%

100mm

使用水量(㎡)	現行(円)	改定後(円)	差(円)	改定率
20	98,780	55,275	-43,505	-44.0%
50	105,160	60,995	-44,165	-42.0%
100	117,260	71,995	-45,265	-38.6%
150	131,560	84,645	-46,915	-35.7%
200	145,860	97,295	-48,565	-33.3%
500	231,660	173,195	-58,465	-25.2%

口径20mmで月20m³使用した時の料金（税込）



類似団体の水道料金表（1か月当たり、税込み）

※単位：円

資料 8

つくば市（現行料金）

口径	基本料金		従量料金（1㎡当たり）				
	金額	基本水量	20㎡以下	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,320	10㎡	154 (11㎡～)	198	242	286	330
20mm	1,650						
25mm	2,750						
30mm	3,575	－	154				
40mm	7,700						
50mm	16,500						
75mm	42,900						
100mm	96,200						
150mm	239,250						
200mm	454,300						

給水人口（人）	223,646
逓増度	2.14
基本料金：従量料金	42：58
給水収益（千円）	4,714,937
供給単価（円/㎡）	201.40

1か月当たりの料金

口径20mmで20㎡使用	3,190円
口径40mmで150㎡使用	43,560円

茨城県南水道企業団

口径	基本料金	従量料金（1㎡当たり）					
		10㎡以下	11～20㎡	21～40㎡	41～60㎡	61～100㎡	101㎡～
13mm	1,716	27.5	242	308	363	407	418
20mm	1,881						
25mm	3,025						
30mm	4,488						
40mm	8,085						
50mm	12,837						
75mm	30,635						
100mm	55,440						
150mm	132,000						

給水人口	240,265
逓増度	15.2(1.73)
基本料金：従量料金	4：6
給水収益（千円）	5,817,867
供給単価（円/㎡）	249.92

1か月当たりの料金

口径20mmで20㎡使用	4,576円
口径40mmで150㎡使用	61,380円

水戸市

口径	基本料金		従量料金（1㎡当たり）					
	金額	基本水量	20㎡以下		21～30㎡	31～50㎡	51～200㎡	201㎡～
13mm	893.20	6㎡	51.70 (7～10㎡)	181.50 (11～20㎡)	200.2	218.9	261.8	284.9
20mm	1,347.50							
25mm	1,733.60							
40mm	3,526.60	－	181.5					
50mm	6,457.00							
75mm	14,179.00							
100mm	24,147.20							
150mm	49,579.20							

給水人口（人）	266,778
逓増度	5.51(1.57)
基本料金：従量料金	37：63
給水収益（千円）	5,145,447
供給単価（円/㎡）	180.17

1か月当たりの料金

口径20mmで20㎡使用	3,368円
口径40mmで150㎡使用	39,716円

日立市

口径	基本料金	従量料金（1㎡当たり）				
		10㎡以下	11～20㎡	21～30㎡	31～100㎡	101㎡～
13mm	869	25.3	138.6	158.4	198	240.9
20mm	1,331					
25mm	1,727					
30mm	2,002	138.6				
40mm	3,300					
50mm	4,950					
75mm	11,000					
100mm	19,250					
150mm	42,900					
200mm	75,900					

給水人口	166,346
逓増度	9.52(1.74)
基本料金：従量料金	43：57
給水収益（千円）	2,795,739
供給単価（円/㎡）	161.01

1か月当たりの料金

口径20mmで20㎡使用	2,970円
口径40mmで150㎡使用	33,561円

※逓増度の括弧内の数値は、最も少ない従量料金の単価を除いて算出したものである。

類似団体の水道料金表（1 か月当たり、税込み） ※単位：円

帯広市

口径	基本料金	従量料金（1㎡当たり）			
		10㎡以下	11～20㎡	21～1,000㎡	1,001㎡～
13mm	990	49.5	253	319	253
20mm	1,210	71.5			
25mm	1,430	93.5			
40mm	5,984	—			
50mm	11,374				
75mm	20,988				
100mm	32,076				
150mm	66,506				
200mm	95,051				

給水人口（人）	164,070
逓増度	6.44(1.26)
基本料金：従量料金	—
給水収益（千円）	2,913,277
供給単価（円/㎡）	208.28

1 か月当たりの料金	
口径20mmで20㎡使用	4,455円
口径40mmで150㎡使用	49,984円

福島市

口径	基本料金	従量料金（1 ㎡当たり）			
		10㎡以下	11～20㎡	21～50㎡	50㎡～
13mm	1,375	92.4	141.9	211.2	271.7
20mm	2,750				
25mm	3,795				
30mm	5,665				
40mm	11,550				
50mm	15,510				
75mm	37,730				
100mm	61,490				
150mm	127,270				

給水人口	275,111
逓増度	2.94(1.91)
基本料金：従量料金	4：6
給水収益（千円）	6,353,994
供給単価（円/㎡）	238.66

1 か月当たりの料金	
口径20mmで20㎡使用	5,093円
口径40mmで150㎡使用	47,399円

津市

口径	基本料金	従量料金（1 ㎡当たり）						
		10㎡以下	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～60㎡	61～200㎡	201㎡～
13mm	671	83.6	154.0	260.7	281.6	295.9	316.8	324.5
20mm	1,331							
25mm	2,189							
30mm	4,224							
40mm	7,887							
50mm	12,397							
75mm	27,885							
100mm	59,004							
150mm	143,616							
200mm	254,991							
250mm	399,872							

給水人口（人）	271,182
逓増度	3.88(2.11)
基本料金：従量料金	22：78
給水収益（千円）	6,570,050
供給単価（円/㎡）	205.77

1 か月当たりの料金	
口径20mmで20㎡使用	3,707円
口径40mmで150㎡使用	50,116円

松江市

口径	基本料金	従量料金（1 ㎡当たり）				
		10㎡以下	11～20㎡	21～40㎡	41～60㎡	61㎡～
13mm	880	73.7	198.0	209.0	220.0	264.0
20mm	1,540					
25mm	5,720					
30mm	8,800					
40mm	18,040					
50mm	30,800					
75mm	83,600					
100mm	170,940					
150mm	464,420					

給水人口	187,180
逓増度	3.58(1.33)
基本料金：従量料金	4：6
給水収益（千円）	3,769,232
供給単価（円/㎡）	190.71

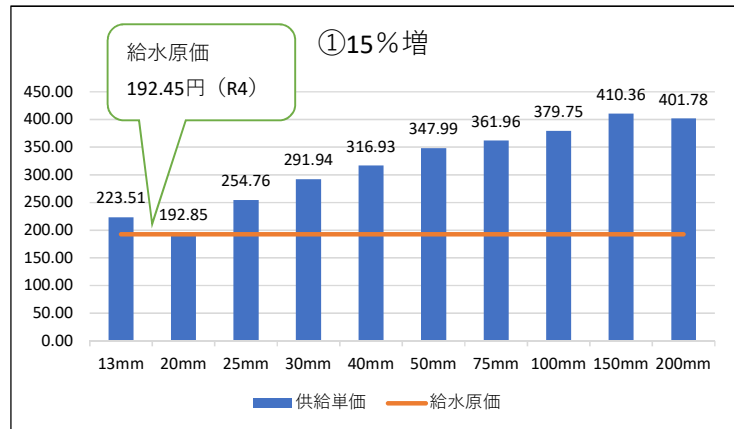
1 か月当たりの料金	
口径20mmで20㎡使用	4,257円
口径40mmで150㎡使用	56,097円

※逓増度の括弧内の数値は、最も少ない従量料金の単価を除いて算出したものである。

口径別供給単価と給水原価の比較

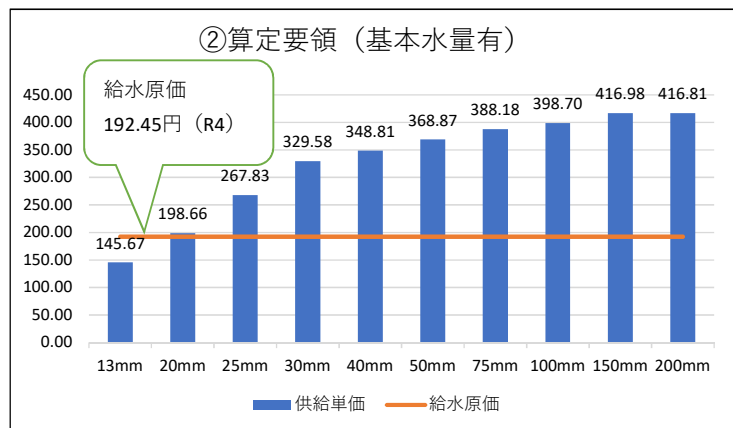
①15%増

口径	供給単価	給水原価	差
13mm	223.51	192.45	31.06
20mm	192.85	192.45	0.40
25mm	254.76	192.45	62.31
30mm	291.94	192.45	99.49
40mm	316.93	192.45	124.48
50mm	347.99	192.45	155.54
75mm	361.96	192.45	169.51
100mm	379.75	192.45	187.30
150mm	410.36	192.45	217.91
200mm	401.78	192.45	209.33
計	233.39	192.45	40.94



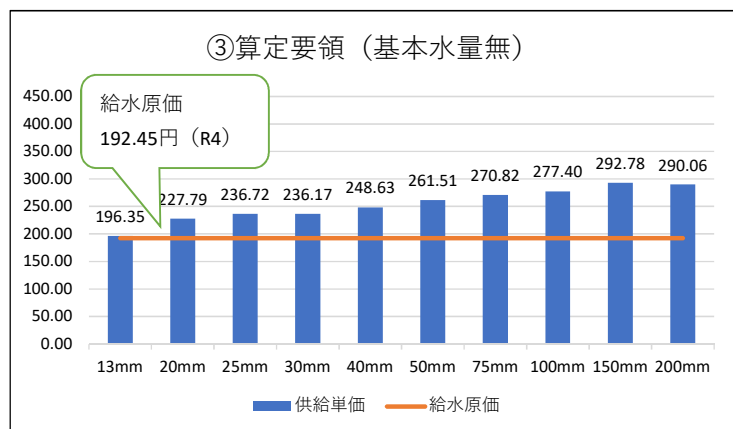
②算定要領（基本水量有）

口径	供給単価	給水原価	差
13mm	145.67	192.45	-46.78
20mm	198.66	192.45	6.21
25mm	267.83	192.45	75.38
30mm	329.58	192.45	137.13
40mm	348.81	192.45	156.36
50mm	368.87	192.45	176.42
75mm	388.18	192.45	195.73
100mm	398.70	192.45	206.25
150mm	416.98	192.45	224.53
200mm	416.81	192.45	224.36
計	235.19	192.45	42.74



③算定要領（基本水量無）

口径	供給単価	給水原価	差
13mm	196.35	192.45	3.90
20mm	227.79	192.45	35.34
25mm	236.72	192.45	44.27
30mm	236.17	192.45	43.72
40mm	248.63	192.45	56.18
50mm	261.51	192.45	69.06
75mm	270.82	192.45	78.37
100mm	277.40	192.45	84.95
150mm	292.78	192.45	100.33
200mm	290.06	192.45	97.61
計	233.80	192.45	41.35



会 議 録

会議の名称		令和 6 年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第 7 回）		
開催日時		令和 6 年 6 月 25 日（火） 開会 15：00 閉会 17：00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟 1 階 会議室 1、2		
事務局（担当課）		上下水道局水道総務課		
出席者	委員	白川直樹委員（会長）、三宮武委員（副会長） 平島泰裕委員、小原正彦委員、秋葉忠委員、阿久津裕子委員 高田佳恵子委員、長塚俊宏委員、浜中勝美委員、加納誠介委員、 竹内秀治委員、柏崎元治委員		
	事務局	上下水道局長 中泉繁美 上下水道局統括監 渡辺高則、上下水道局次長 小吹正通 水道総務課長 水橋光一、上下水道業務課長 兼平勝司 水道工務課長 酒井一成、水道監視センター所長 石川太郎 水道総務課長補佐 石渡浩司、係長 三富純一 主査 島田美樹、主任 寺門克弥		
欠席者（委員）		飯塚怜委員、仲野惇委員、磯野健寿委員		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	5 名
非公開の場合はその理由				
議題		（１）つくば市上下水道審議会（水道事業 第 6 回）における質疑・意見等について （２）水道料金の改定について		
会議録署名人	白川直樹委員 小原正彦委員 秋葉忠委員	確定年月日	令和 6 年 7 月 9 日	

会 議 次 第	1 開会
	2 議事
	(1) つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）における 質疑・意見等について
	(2) 水道料金の改定について
	3 閉会

1 開会

事務局（水橋水道総務課長）：今日は、御多忙のところ御参集いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和6年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）を開催いたします。よろしくお願いいたします。

今回は、資料についての事前説明の御希望をいただいた委員の皆様には、説明のお時間をいただき、ありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。

水道事業 第7回の資料がお手元ない方はいらっしゃいますでしょうか。ない方は事務局までお申しつけください。

早速ですが、白川会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

白川会長：今日は具体的な料金の改定案が事務局から提示されていますので、私たちが審議をして、これが妥当だという案を1つに絞ることをこの2時間にできればと思います。できなかった場合には、また次回さらに審議をするということになるかと思います。

それでは本日の審議会ですが、出席委員の数が12名となっています。半数の8人以上に達していますので、令和6年度上下水道審議会（水道事業

第7回)を開会いたします。

本審議会の議事録を作成するために、録音をしております。御了承ください。本審議会の公開についてですが、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」第3条の規定により原則公開となっています。本日の議題にも、特に非公開とする内容が含まれていないことから、公開で進めてまいります。本日、傍聴希望者がいるようでしたら、事務局は会議室の中へ案内してください。

傍聴人の方は、注意事項を御覧ください。つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、傍聴者に対して会場からの退出を求めることがありますので御了承ください。

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。つくば市上下水道審議会運営規則第4条の規定により、会議録署名委員を2名指名します。名簿順に輪番で指名しております。今回は小原委員と秋葉委員を指名します。よろしくお願いいたします。次回以降も名簿順に輪番で指名していきますので、よろしくお願いいたします。

議事録につきましては、会議の終了後遅延なく作成し、委員の署名後ウェブサイトにて公開、公表いたします。

それでは議事に入ります。

本日の議事は、議事次第のとおり2つあります。まず1つ目の議事「つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）における質疑意見等について」事務局から説明をお願いします。

事務局（石渡水道総務課課長補佐）：議事に入る前に、机上に資料を2つ置かせていただきました。事前にお送りした資料に一部修正がありましたので差し替えをお願いしたいと思います。

1つ目は、資料2になります。令和4年度水道料金に関するデータで、1番の料金収入のところの金額に誤りがありましたので、机上に置いた資料に

差し替えをお願いいたします。

それからもう1つ、参考資料の中にある口径 20 ミリの使用水量の分布について、緑の棒グラフが書いてある資料です。こちらにも一部水量の数字に誤りがありましたので、机の上に置いた資料に差し替えをお願いいたします。

また、今回は御希望のあった委員には事前説明を行い、事前説明を行わなかった委員には資料を郵送しました。その際、郵送した資料から資料一覧が漏れていましたので、こちらにも併せて机の上に置かせていただきました。

資料4－5は一部マーカーを追加した部分がありますので、郵送された方については差し替えをお願いいたします。

それでは議事(1)「つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）における質疑・意見等について」御説明いたします。資料1を御覧ください。資料1は、これまでと同様に、前回の審議会で委員の皆様から出ました質疑や意見についてまとめたものになります。赤字の部分がこの資料で追加回答する内容となっております。前回の審議会では、料金改定案に関する意見が多く出されました。

今回は議事(2)「水道料金の改定について」、多くの審議の時間をいただきたいと思っておりますので、資料1の説明については省略いたします。

今回用意した資料に、前回出た意見を取り入れて作成しておりますので、議事2の方で御審議いただければと思います。

白川会長：資料1について一つ一つ説明は行わないという事務局からの説明でしたが、委員の皆様から回答について何か御質問や御意見等がありましたらおっしゃってください。基本的には、今日これから示される改定案に反映するという答えがほとんどになっています。あとは、計算の前提条件や補足のデータ等は、今回の配布資料の中にも入っているという回答になっています。もし何か御意見等がありましたら、後で示される改定案を見てから、また資料1に基づいて質問されても構いません。

それでは次に進みたいと思います。議題(2)「水道料金の改定について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局（石渡課長補佐）：経営戦略で示された平均改定率 15%の料金改定について、具体的な改定案を提示しますので、御審議のほどよろしく願いいたします。資料 2 を御覧ください。資料 2 は、令和 4 年度水道料金に関するデータになります。つくば市は口径別の料金体系を採っていますので、料金改定案を検討するに当たり、各口径の特徴をまとめました。

割合や用途などを記載しており、口径ごとの料金を変える事でどのような人にどのくらいの影響が出るのかイメージしていただきたいと思い、用意しました。それでは、この資料 2 を使って、つくば市における口径ごとの料金の特徴について御説明したいと思います。

まず、調定件数では、口径 13 ミリと 20 ミリが全体の約 97%を占めており、件数で見るとほとんどを 13 ミリと 20 ミリが占めているような状況です。

次に、料金収入額で見ると、口径 20 ミリの収入額が全体の約 51%、約半数を占めているような状況です。

使用水量の平均値は御覧のとおりです。

次に、用途割合では、口径 13 ミリと 20 ミリについては、生活用が約 97%を占めている状況に対して、口径が大きくなるほど、事業用の割合が増えていく状況となっており、口径 40 ミリ以上ですと 90%以上が業務用となっています。

一番右の欄には主な用途を記載しました。口径 13 ミリと 20 ミリは、主に生活用であり、一般住宅やアパート、マンションの用途が多くなっています。一方、25 ミリになると、生活用と事業用が半々となり、口径が大きくなるにつれて小規模事業所、口径 50 ミリや 75 ミリでは中規模事業所、100 ミリ以上では大規模事業所というように、規模が大きくなるような用途の構成となっています。

口径 13 ミリと 20 ミリについては、供給単価が給水原価を下回る赤字の状況になっておりますので、今回の料金改定では、この赤字を解消することを前提とした案にしています。

続きまして、資料 3 を御覧ください。資料 3 は、料金改定案決定までの手順ということで、どのような手順で検討していくのか示した資料になります。今回御審議のうえ、決定していただきたいのは、大きく分けて 2 つあります。「1 基本水量の決定」と「2 料金表の決定」について、御審議の上、決定していただければと思います。

まず初めに「1 基本水量の決定」ですが、基本水量とは、その水量の範囲ならば基本料金のみで料金が固定となる水量を指します。現在つくば市では、1 か月当たりの基本水量として 10 立方メートルを設定しています。改定案としては、基本水量を維持する案 A、基本水量を 1 か月当たり 5 立方メートルに縮小する案 B、基本水量を廃止する案 C、この 3 つを提案したいと思います。その中でも、事務局の案としては、案 C の基本水量廃止、これを提案したいと思っています。理由としては、資料 3 にも記載のとおり、基本水量を設定していると、基本水量内では節水しても料金が定額となってしまうので、節水努力が報われなく、節水意欲が阻害されることが考えられること。それから、近年の核家族化や 1 人世帯の増加等、家族形態の変化によって、小口径での基本水量に満たない使用者の割合が増加傾向にあること。また、基本水量を廃止する事業体が増えていることなどの理由から、事務局では基本水量の廃止を提案したいと思います。

基本水量を廃止してしまうと、基本水量内でこれまで利用していた方の料金負担が、急激に増えることが想定されるので、その急激な増加を防ぐための措置として、現状の基本水量内の従量料金の単価を安価に設定して、少量利用者の負担増を軽減するといった措置をとりたいと思っています。詳しくはこの後の具体的な案で説明したいと思います。

次に「2 料金表の決定」について御説明します。こちらは、具体的にどの口径にどの程度の負担を求めるかを決めていきます。

今回、事務局としては4つの案を提示します。すべての案の共通条件として、口径13ミリと20ミリの赤字を解消する、つまり供給単価が給水原価を上回ること、料金収入見込み額が総括原価を上回ること、この2つを満たすものになっています。青枠内に示した案①から④の具体的な内容については、この後に別の資料を使って御説明したいと思います。事務局としては、案②の通増度を現状より引き下げる案を提案したいと思っています。

資料3に書かれている審議の手順では、先に基本水量を決定して、料金表の決定という流れになりますが、先に基本水量を決めると言っても、なかなかイメージがしづらいと思いますので、まず基本水量については、案Cの基本水量廃止と仮定して、案①から④を作成しました。まず、4つの案を比較し御審議いただき、どの案にするか決定した後に、再度基本水量の決定に戻り、基本水量をどうするかという手順で御審議いただきたいと考えています。

それでは、基本水量廃止と仮定して作成した4つの案について、具体的に御説明したいと思いますので、資料4を御覧ください。資料4は、料金改定案の比較となっており、4つの案を一覧で比較しやすいように作成したものととなります。どの案も、基本水量廃止で設定したのものになっています。

まず、先ほど説明しました急激な料金増を防ぐための措置について説明いたします。従量料金の欄を御覧ください。これは1立方メートル当たりの単価を表しており、10立方メートル以下の単価は40円であり、他の単価と比べるとかなり安価に設定しています。この単価を安くすることで急激な増加を防ぐ措置をとっています。

それでは、それぞれの案について御説明します。まずは、一番左側の案①を御覧ください。案①は、平均改定率15%に基づき、各口径とも一律に値上

げする案です。資料の一番下、平均使用水量における改定率を見ると、どの案も 15%を若干少し超えるような改定となっています。15%を若干超えるのは端数処理によるものです。それから 13 ミリと 20 ミリについては、基本水量廃止に伴う配慮の措置を行うことにより、平均使用水量における改定率としては、15%を若干上回るようになっていますが、金額で見ますと、口径 13 ミリで 210 円の増加、口径 20 ミリで 450 円の増加となっています。

続きまして、案②を御覧ください。こちらは事務局案であり、逓増度を現状よりも引き下げる案です。逓増度というのは、従量料金の最も高い単価と最も低い単価の割合を示したもので、逓増度が高ければ高いほど、水を多く使う大口使用者の負担が大きいことを示すものです。案②は逓増度を 2.14 から 1.88 に下げた案です。ここまで逓増度を下げた理由としては、前回の平成 30 年度の料金改定時に、逓増度を 1.8 から 2.1 に上げたことにより、大口利用者の負担が多くなっており、さらに同じような逓増度にしてしまうと、さらに負担が増えるような印象もあることから、逓増度を下げた案を作成いたしました。

一番下の表で平均使用水量における改定率を見ていただくと、案②では口径 75 ミリ以上の大口径について、改定率が案①よりも低くなっており、金額としては案①の約半分の増加となっています。この減少分は、口径 13 ミリと 20 ミリでカバーする事になります。口径 13 ミリでは 22%、口径 20 ミリでは 23%ということで、改定率で見ると、案①に比べ 3～4%ほど上昇しますが、金額では 13 ミリも 20 ミリも案①と比べると、50 円ほどの差となっています。

続きまして、案③を御覧ください。案③は、案②に比べてさらに逓増度を引き下げる案です。逓増度を引き下げることによってさらに大口径の改定率が下がる案となっています。逓増度は 1.72 となっており、改定率を見ますと、口径 50 ミリ以上では 10%、口径 75 ミリ以上で 10%以下の改定率まで

抑えられています。口径 13 ミリは変わらないですが、20 ミリは 2 %ほど上昇しており、金額に直すと、案②と比べると 50 円、さらに負担が増加するような案となっています。

最後に一番右側の案④を御覧ください。案④はこれまでと逆の考え方で、口径 13 ミリと 20 ミリの負担を、赤字解消ぎりぎりまで抑え、その代わり大口径の負担を多くする案となっています。増増度は現状の 2.14 から 2.31 まで上がり、一番下の平均使用水量における改定率で見ますと、口径 13 ミリは 13%、20 ミリは 16%の改定率に対して、大口径では改定率が 20%を超える案となっています。

続いて、資料 4 の 2 枚目を御覧ください。前回の審議会の時に、料金表だけではなく、具体的なモデルケースを使って説明すると分かりやすいという意見がありましたので、5 つのモデルケースを設定いたしました。

上から 1 人世帯、2 人世帯、4 人世帯、中規模の事業者としてスーパー、大規模の事業者として学校、この 5 つのモデルケースを設定して、それぞれの案を比較しました。

案②と案③は、先ほどの説明のとおり、案①に比べると大口径の改定率は抑えられています。口径 13 ミリや 20 ミリになってくると、案①よりも、改定率としては 5 %ほどの上昇となっています。しかし、金額では、案①と比べると、50 円から 150 円ほどの上昇となっています。

案④になると、改定率が逆転し、大口径になるほど負担が大きくなります。

続きまして、その下、基本水量範囲内の利用者の影響を御説明したいと思います。基本水量を廃止したことによる影響について示したものです。使用水量を 5 立方メートルと 10 立方メートルに設定し、比較をいたしました。使用水量 5 立方メートルは、これまで基本水量の範囲内でしたが、どの案でも 10%以下の改定率となっており、大きな負担増になることを防いでいる状況となっています。使用水量 10 立方メートルでは、どの案とも平均 15%を

上回るようになっていますが、金額の差で見ると、200 円から 300 円ほどの負担増という状況となっています。

最後に、供給単価の比較になります。先ほども共通条件で申しましたが、すべての口径において赤字解消することを前提とした料金設定を行っています。給水原価は、令和 4 年度の実績で 192.45 円に設定していますので、これをどの案も上回るような設定となっています。

案②と案③では、大口径の値上げ幅を抑えたことによって、各口径の差は少し縮まっているのに対して、案④では、逆に、各口径の差が大きくなっており、特に口径 100 ミリ以上では、供給単価が 400 円を超えています。

資料 4－1 から 4－4 の付属資料は、それぞれの料金案の詳細となっております。ここでは説明は省略しますが、もし気になる点がありましたら御覧いただければと思います。

資料 4－5 を御覧ください。資料 4－5 は料金早見表となっております、先ほど説明した案①から④において、口径 13 ミリと 20 ミリで使用水量 20 立方メートルまで使った場合の料金の比較表となっています。今回、基本水量を廃止したことによる負担増を防ぐために、基本料金を若干引き下げました。その関係ですべての案において、使用水量 0 から 2 立方メートルあたりの少量利用者にとっては、今回の改定ではマイナスの改定率、値下げとなっていることを示しています。さらに、従量料金の単価をかなり安価に設定したことにより、急激な料金の負担増を防いでいます。

黄色の箇所については、各口径で調定件数が最も多い水量となっています。この黄色い部分を見ますと、改定率で見ると、大体 0 から 13%前後、金額にしても、200 円未満の増加となっています。

オレンジ色の箇所については、各口径の平均使用水量の部分となります。平均使用水量において、改定率で見ると、13%から 25%の改定率ですが、金額で見ますと、最も多くても月 550 円ほどの増加となっています。以上が資

料４－５の説明です。

続きまして資料５を御覧ください。資料５は、口径 20 ミリで月 20 立方メートル使用した時の料金で、こちらは茨城県内の各市町村との比較となります。こちらのデータは、令和 5 年 3 月 31 日現在のデータです。現行料金では、つくば市は低い方から 2 番目の料金水準となっていますが、案②を採用した場合には、下から 10 番目の水準となります。県平均の料金が 4,294.60 円ですので、どの案をとっても、県平均を下回ることになります。以上が資料５の説明となります。

最後に、参考資料として使用水量分布をお配りしています。詳しい説明は差し控えますが、各口径における使用水量の分布であり、どの水量にどれだけの人がいるのかをグラフ化したものになります。参考として御覧ください。

白川会長：それでは審議として、資料２から５及び参考資料ということではありますが、この料金改定案の事務局案について、御質問、御意見等をいただきながら進めていければと思います。

資料３にあったように、基本水量と口径別の料金をどうするか２つを同時に決めなければいけないのですが、２つ同時では複雑になるため、基本水量 10 立方メートルを 0 にするという案をベースにして、資料４が作られています。

資料４と資料４－１から４－５などを見ていただいて、口径別の料金をどうすればよいかについて合意が得られましたら、改めて基本水量は廃止で良いのか、それとも廃止ではなく縮小または現行の方が良いのかとすることを決められたらと思います。

資料４に、事務局が案を４つ出しています。この中の１つを選ぶということになればそれで良いですし、中間的なものや少し修正を加えるという方が良いという意見があれば、そのように考えていくことも可能です。出されて

いる案を個別に見ると、案①はすべて 15%増、案②と案③は逓増度を引き下げていく、案④は逓増度を逆に引き上げるようになっています。

前回、委員の皆様からも意見があったように、平均改定率 15%と言っても、実際に自分の家が何%になるかというところが見えなかったので、モデルケースを作っていただきました。改定率が 10%未満になるところもあれば、20%を超えるところもあり、あるいは使用水量が少ない場合は逆に値下げになることもあると、資料 4－5 から読み取ることができます。基本水量の廃止による急激な変化を防ぐために、小口径の基本料金をあえて少し下げています。基本水量を廃止しないことにすると、少し値が変わってきますので、そのあたりに御意見がありましたら、おっしゃってください。

事前に説明を受けている方は、意見が整理されているかもしれませんが、今日初めて見たという方は、数字が多くて、わかりにくいところもあるかもしれません。何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

長塚委員：私は事前の説明を受けていますから、概ね流れは把握してきたつもりですが、資料 3 について、基本水量を決定する前に、まず料金表の決定をしてから今一度基本水量の決定をした方がいいだろうということによろしいですか。また、基本水量の決定に関する理由の一番下、「近年、基本水量を廃止する水道事業者が増加している」ことについて、あまり突っ込んだ質問をしてないと思うのですが、近年基本水量を廃止している自治体の数はどのくらいでしょうか。

今までの審議会では、基本水量をなくすことについて、あまり自分の中のイメージはなかったが、この間説明されたときには、なるほどと確かに腑に落ちました。また、水量をほとんど使わない人にとっては、負担が増えないという御説明がありました。ただし、1 人住まいのアパートでも、5 立方メートルくらいの水は使うとイメージしています。ほとんど使わないということ、アパートを借りてはいるけど、空室に近い状況もありえるのかと思い

ました。ただそこに、料金改定のスポットをあてればいいのかという点については疑問があります。使わないから安いに越したことはないのは間違いないでしょうが、何となく疑問があります。

その一方、審議会において、委員である私たちが口にしたことを、事務局が相当良く聞き取ってくれていると感じました。まず、13 ミリと 20 ミリをどうしていくべきか、また、ここを見直すにあたって、大口使用者の負担感をどれほど軽減できるのか。逆に大口使用者の負担を軽減しすぎて、市民が使っている口径 13 ミリと 20 ミリの負担感が跳ね上がってしまうようなこともなく、今回の示された資料は、その点において結構よくできていると私は感心しました。やはり供給単価が給水原価を下回っているということについて、市民によく理解してもらって改善しないといけない。つくばの水道の公平さが保たれないまま、よく何十年もこのままやってこられたなと不思議に思います。ここは理解してもらった上で、料金は上げざるを得ないところですから、当然、供給単価が給水原価を下回らない数字を示していただいた後に、大口使用者の負担は大きいながらも抑えたような数字になっていることは非常によくできたものであると私は思いました。

白川会長：最初の質問に対して事務局から答えは出ますか。

事務局（石渡課長補佐）：日本水道協会が作成している水道料金の統計データによると、令和 4 年度に料金改定をした団体は全部で 63 団体あり、そのうち、もともと基本水量を設定している団体は 46 団体です。その中で基本水量を今回の改定で廃止した団体は 7 団体でした。この 7 団体の基本水量の廃止理由は、今回事務局が提案しているものと同様でした。

白川会長：基本水量以上の量を使っている人が大半であれば、基本水量の意義があると思うのですが、実際には基本水量の半分くらいしか使っていない人が多く、一番多い口径 20 ミリにおいては、一番多い使用水量は 5.5 立方メートルとのことなので、基本水量というのは今の時代に合わなくなってきた

いると思いますし、そのくらいの使用水量の人たちにとって、節水の効果が料金に反映しないのは良くないと感じています。

現行の基本水量は 10 立方メートルですが、いきなり廃止するのか、あるいは縮小して、次回改定時に廃止を検討するというやり方もあります。

あとは、水道事業が独立採算であることから、給水原価と供給単価について赤字になることは避けたいのですが、今回の改定で黒字にしたとしても、将来的に給水原価が上がっていくと、また赤字になってしまうので、次回改定までの範囲で見据えるのか、あるいは今回少し余裕を持たせておくべきかについても、検討の余地があると思います。

資料 4 などの数字は基本水量廃止を前提としているのですが、案①から④について、使用水量がほとんど 0 に近い人が値下げになってしまうということも、少し違和感があります。

調定件数が一番多い人たちをターゲットにしつつ、そこに負担があまり寄らないようにすると、それより使用量が少ない人にはもっとメリットが出てくるような改定になっていると思います。

これまで平均値をベースに使用水量、口径別に見てきたのですが、実際に使っている人は平均よりも少ない水量の人が多いようなので、今回の改定案だと使用水量の少ない人にとって改定率は低めになっており、平均改定率 15 %と言いつつ 10 %くらいになっている人が多くなっています。

竹内委員:これまで多くの事業体が基本水量を採用している意味合いについて、もう少し明確に知りたいです。例えば、昔は水道使用量が少ない方が多くて、そこを助けるために基本水量があり、大口使用者のところで不足分を負担していただくという考えだったのか、あるいは、別の考えがあつて基本水量が各事業体で多く採用されていたのか、もう一度教えてください。

私も基本水量を廃止する方向がいいと思っています。仮に今回段階的に下げても、次回改定時に同じ検討をすることになると思いますし、例えば料金

を調整するのであれば、今回 40 円と設定している従量料金の単価で、調整していけばいいと考えています。

事務局（石渡課長補佐）：基本水量そもそもの意義については、かなり昔にさかのぼります。目的としては公衆衛生向上の観点で、まだ衛生的に良くなかった時代に、一定水量の使用を促すことを目的として基本水量が設定されたという経緯があります。一定水量の使用を促すことによって、お風呂や手洗い等が習慣化され、感染症予防や衛生環境の向上を目的として当時は基本水量を設定したという経緯があります。

竹内委員：多分、一般の市民に対しては、基本水量についての説明をきちんとしないと、なぜ今まで行ってきた制度をなくすのかという疑問が出てしまうと思います。

白川会長：おそらく資料 3 に書いてある理由をそのまま説明することになるのかと思うのですが、一番は「節水意欲の阻害」ですね。近年基本水量を廃止する事業体が多いというのも、そういう方向性によるものでしょうか。基本水量ができた当時は使用を促すという時代だったと思いますが、今はむしろ節約したいという時代の変化からすると、基本水量を減らすか、なくす方向が適切なのかとは思いますが。

あとは使うという意味ですと、本当は世帯ではなく 1 人当たりの水量で考えないとおかしいかもしれないです。世帯で 10 立方メートルという設定も、意味がなくなっているかもしれないと思います。

全体的なところ以外ですと、この事務局案について絞っても良いのかもしれないのですが、資料 4 の案 C（基本水量廃止）の案②（逡増度を下げる）が事務局案として提案されています。

案①、③、④に比べて、案②が一番いいと事務局としては提案されていますが、この案②について、懸念される点、あるいは良くない影響や優れている点など、何かお感じになりますか。

案②では、口径 13 ミリと 20 ミリは基本料金を引き下げ、25 ミリは現状維持、30 ミリ以上については 750 円から 6 万 2,000 円まで値上げとなっています。従量料金については、10 立方メートル以下は 40 円と設定し、それ以降は現行料金から 30 円、40 円、40 円、30 円、20 円増やすという案になっています。

平均改定率は口径ごとの平均水量で算出しています。13 ミリで 22%増、20 ミリで 23%増となっており、月額にすると 260 円、500 円くらいの値上げになります。これはあくまで平均水量を使っている人なので、一番多い使用水量の 5 立方メートルだと 8%増、あるいは 13%増となります。モデルケースだと 15%増、あるいは 23%の増というような数値になっています。

資料 2 にあったとおり、口径 20 ミリが料金収入額の半分くらいを占めていますので、その影響がかなり大きく効いてきますし、13 ミリも 1 割ぐらいの方がいますので、この 13 ミリ 20 ミリの変化が水道局全体としての収入に関わってきます。13 ミリ 20 ミリの中でも、特に多い水量 5 から 6 立方メートルの人たちは 1 割ぐらいの改定率になって、月当たり 100 円から 200 円ぐらいの上昇になっています。

もっとたくさん水を使う人からすると、20%以上上がる人たちも出てくるという計算です。この案 C の案②にしてよろしいかどうか。さらには基本水量を残すことを考えるべきかどうか。

長塚委員：どうしても 13 ミリ 20 ミリ 25 ミリぐらいのところに目がいてしまうのですが、大口使用者はどの案にしても、かなり料金が上がってしまう。200 ミリの大口使用者ではほとんどが月に 1,000 立方メートル以上使っていて、仮に案②の事務局案を採用した場合でも、月額で 33 万 7620 円の増、年間で約 400 万増え、どれを採用しても大口使用者の負担はかなり増えます。月にどれくらいの水量を使っている方が 30 万増なのかわかりますか。

事務局（石渡課長補佐）：資料 4－2 の 2 枚目に水量ごとの現行と改定後の料

金比較表があります。例えば 200 ミリで 1 万立方メートルだと、現行 338 万 6,600 円に対して、改定後 365 万 4,400 円となり、26 万 7,800 円の増加になります。今回の案で提示した 33 万 7,620 円の 8 % 増というのは、平均使用水量の 1 万 3,491 立方メートルで計算したもので、現行約 443 万円に対して、改定後 477 万円となります。

長塚委員：ありがとうございます。数字としては、理解しました。どちらにしても全体を上げないと、97%を占める市民の水道料が大きく上がってしまうので、大口使用者の負担というのは、当然あって致し方ないと思います。そうは言っても、だんだん大口使用者が減っているという話は聞いています。これからもまだまだ大口使用者に負担してもらおうということですけれども、つくば市に企業誘致するにも、水道料金は多分すごくネックになるとイメージしており、できるならば使えば使うほど安いというイメージを持ってもらいたい。均等に負担するという水道料金体系にできれば理想的ですが、今回それを望めないということであれば、ぎりぎりこの 8 % 増で進めていかざるを得ないだろうと思っています。

白川会長：大口使用者は調定件数としては少ないですが、料金総額はかなり大きくなるので、やっぱり値上げになることは変わりないですし、たくさん使えば使うほど割高にはなっていますが、その割高の度合いを少し抑えるような形に事務局案はなっています。前回の改定の時には逡増度を大きくし、大口使用者の負担を増やす改定をしたので、今回の改定では反対に逡増度を下げ、大口使用者の負担を緩和するような方向性になっています。

案②と案③の考え方は似たところがあり、案③はさらに傾向を強めていますから、案②がよければ案③の考え方もありだと思います。案③になると、平均使用水量において 13 ミリでは案②と同じ、20 ミリでは 50 円くらい増ですが、5 立方メートルくらいの使用者はほぼ変わらないです。

案②と案③の違いは、従量料金の 11 から 20 立方メートルのところは 10

円違って、あとは大口の 100 立方メートル以上のところがまた 10 円ずつ安くなるような形です。案③は「逡増度を極端に引き下げる案」と書いてありますが、極端と言っても、1.88 から 1.72 です、大きくは変わっていないです。

今回改定しても、この先何十年も賄えるというものではなく、経営戦略に基づき、5 年ないし 10 年でまた見直す必要があります。基本料金と従量料金の比率も、今回の改定では基本料金分が減るので、経営的な見地からいうと、改めて基本料金を上げ直すようなことが後々必要になってくるかもしれません。今回、基本水量に手をつけるとすると大きな変化になりますので、基本料金と従量料金の比率は二の次とし、基本水量の廃止や縮小に伴う影響が大きく出ないような落としどころを探すというところかと思います。

案Cの案②について、皆さんはどうお考えですか。

三宮委員：最初に理由として説明された、供給単価が給水原価を下回らないようにするという、大口使用者に対しても配慮が必要ということ、基本水量に関してはある程度一定の役割はもう終えているということから、私も案②はバランスが取れているのかなという感じは受けています。

平島委員：今、三宮委員がおっしゃったように、いろいろバランスを考えた結果の事務局案という案②がありますので、特段違和感があるという感じではなく、特に意見はございません。

白川会長：小原委員は何か気になるところありますか。

小原委員：私も案②でいいと思います。

白川会長：秋葉委員は何か気になるところありますか。

秋葉委員：今の話を聞いていると、いろいろ計算した結果から事務局の案がいいのかなと私個人は思います。

白川会長：阿久津委員は何か気になるところはありますか。

阿久津委員：私も案②でいいと思います。

白川会長：高田委員はどうでしょうか。

高田委員：私も案②でいいと思います。

浜中委員：私も案②でいいと思います。また、基本水量の廃止については、核家族や1人世帯が増えていること、節水を考えている家庭が多いということを考えても、基本水量の廃止という方向性で私もいいと思います。

白川会長：これから水道に入るか検討している人にとっても、これくらいなら無理がないと言えますかね。加納委員はどうでしょうか。

加納委員：丁寧な資料を作っていただき、非常にいいと思います。私も基本水量をなくし、かつ、逡増度を下げる案でよろしいかと思います。

大切なのは、どうしてこういうふうに変えたのかという理由づけだと思っていますので、そこを丁寧に説明していただきたい。あまりフォーカスが当たっていなかった小規模事業者への配慮については、表に出さないまでも事務局の中で今後引き続き検討していただければと思います。

今回の改定は、現状を見ながらおそらく将来に向けた改定だと思っています。基本料金とは別に、基本水量が設定されていること自体がそもそも市民にどれぐらい伝わっているのかというところも若干疑問で、私自身はそういう仕組みがあることをこうやって聞くまでは知らなかったです。

公衆衛生の観点から基本水量は設定されているとの説明がありましたが、今後のことを考えると、基本水量をなくすというのは、受益者負担という考えを前面に出すということであり、不公平感をなくすという意味で廃止するという、単純な意味づけでいいのではないかなと思います。

節水の意欲ということを言われましたが、実際に使用水量を見ると、13ミリ 20ミリの方々がいくら努力をしても、大口の事業者がちょっと3分間蛇口をひねって開けただけで、それは吹っ飛ぶぐらいの量の差がありますので、ちゃんと正しく水を使っていただくという方向で説明をした方がいいと思います。それから、前回の改定で大口使用者に大きな負担をお願いしてい

たことと、その負担で 13 ミリ 20 ミリの赤字分を補っていることは、御理解をいただく必要があると思いますので、そこを説明した上で、少量使用者にとっては、改定率がむしろ下がることの説明をしていただけるといいと思います。

白川会長：もうすでにかなり節水していて、5.5 から 6 立方メートルくらいになっている人が多いと思いますが、そういう人がもっと多く使っている人と同じ料金を払っているというのは不公平かなと思います。受益者負担という話もありましたが、その努力に応じて料金が変わっていくというところは明確になるとと思います。

竹内委員：私も案②でいいと思います。団地協の立場としては、つくば市にある企業は小口も大口もあり、私の勤務先も当然つくば市にありますし、それと私自身もつくば市に住んでいますが、バランス的にちょうどいいところという感じは持っております。

加納委員からも意見がありましたが、市民への説明、企業への説明は丁寧にしていただきたいと思います。

あと、長塚委員がおっしゃった大口使用者のつくば市への企業誘致に関して、水道料金がどれくらい影響するのかよく分らないですが、もし今回の料金改定が非常に影響するというデータや考えがあればお聞きしておきたいと思います。まず、他の事業体と料金体系が大分違うので、つくば市では誘致が難しいという話であれば、配慮する必要もあると思いますが、今回の改定案から言うとそれほど影響はないかなと思っています。もし何かあればそこを説明いただければと思います。

長塚委員：これといって示せるデータは残念ながら持ち合わせていないです。

大口使用者も 40 ミリから 200 ミリと幅が広いので、規模感が全く違うと思います。今のつくばの水道料金は、県内で見ても高くはない水準だと思います。ただし、つくばの水道を使っていない大口使用者は実際あるようです。

これからもっと料金が上がっていくということになれば、なかなか選びづら
いと考えます。そうは言ってもかなりの使用水量になれば、地下を掘って水
をくみ上げるにも限界はあると思います。当然水道と井戸などをミックスで
使うということもあるでしょうが、少しでも割安感のある水道というイメー
ジは持っていたきたいと思っています。

白川会長：つくば市が誘致するにあたって、競争相手となるような事業体は、
減免措置や工業用水道で単価が安いということはあるかもしれませんが、井戸
を掘るから結局安く済むといったことも関連するかもしれませんが、今回の
つくば市の水道料金体系の中では扱いきれないのかなとは思いますが。

あくまでも他の市町村との比較は 20 ミリの人の比較であって、大口使用
者や工場の比較という資料はないですから、そこは分からないですが、そう
いう観点もあるというお話しでした。

柏崎委員：資料4の案④について、13 ミリや 20 ミリの上げ幅が赤字にならな
い最低限という事で、案②と見比べてどれだけ負担感があるのかを見ていた
のですが、大口使用者に対しての配慮という意味では、案②のほうがよりバ
ランスが取れているのではないかと思います。

あと付け加えるとすれば、こういう料金改定の話は数年後にもまたあると
思いますが、見直しの検討というかローリングは続けていった方がいいと思
いました。

白川会長：本来はもっとこまめに料金改定を考えるべきところ、前回の改定時
にも何十年も据え置きになっており、ここに来てそのしわ寄せがきていると
ころがあります。少なくとも5年あるいは10年でまた見直しをすることは、
必然的にやらなければいけないと思いますので、今回の改定ではそこまで見
据えてもいいくらいだと思いますが、ローリングしていくということはぜひ
明確にしておきたいと思います。

この審議会の意見としては、事務局が提案した案Cの案②に異論がないよ

うですので、この案を採用することにしたいと思います。いろいろと周辺の数字等も調整した結果、落ち着いた案として事務局から提案されたものです。これはいろいろな考えをめぐらせて出てきた案だと考えます。

もちろんこれよりももっと良い数値があるかもしれませんが、それはかなり細かいことになるかと思いますが、ここは案②の数字をそのまま採用したいと思います。

また、案②の基本水量についても、現行 10 立方メートルを今回 0 にするという案で大丈夫でしょうか。序盤で基本水量の決定に 1 回戻るというお話がありましたが、委員の皆様も、改めて基本水量を縮小した場合と比較するという事柄はなくてもよろしいですか。先ほど案①から④の比較をお聞きしたので、基本水量を廃止していいかというところまでは明確にお聞きしなかったのですが、廃止でいいでしょうか。また、いきなり廃止ではなくて、5 立方メートルくらいまで縮小するという考え方もできますが、特にそちらを支持する御意見はないでしょうか。

御意見はないようですので、基本水量は廃止するという案を採用したいと思います。

それでは、この案 C の案②として資料 4 に書かれているこの数値を当審議会の結論としたいと思います。次回の審議会では、この採択案に基づいて審議会としての答申をまとめて提示します。

先ほど皆様から、説明の仕方が大事との御意見がありました。説明のところでは、大口使用者あるいは小規模事業者、それから一般家庭などいろいろなパターンに対してそれぞれ説明をする、あるいは、どうしてこのように変えたかという理由づけをはっきりさせる。今後の検討や見直しも明確にするなどの点がありました。

説明する内容について、委員の皆様から、改めて付け加えたいことや強調すべき点などがありますでしょうか。おそらく来週に向けて、事務局が答申

案を作りますので、その中に盛り込んだ方が良く、骨子の中に入れた方が良くところなどについて、御意見はありますか。

竹内委員：我々に請求書が来る時は、上水道と下水道の両方合わせた金額が来ます。今回の上水道だけであれば 20 ミリでは 600 円増くらいです。下水道がどれくらい上がるかはこれからなので全然分からないのですが、足した時に例えば千何百円上がるとなった時に、うーんと思ってしまうと思う。

上水道と下水道は別だという考えはあるのですが、説明は必要だと思っています。下水道の金額が実際にどれくらいになるかというのは全然わからないので、確定した時点で説明をするという事になるとは思っています。

白川会長：下水道の料金を改定するとしても、上水道と 1 年はずれると思います。今回は上水道の料金改定となりますが、下水道の料金改定をするタイミングでも改めてそういう配慮が必要であると感じました。また、上水道と下水道のどちらも改定が必要であるということを今回の改定の周知においても少し意識できるような表現にするべきなのかと思いました。

次回答申の案が無事にまとまれば、審議会も最終回となりますので、来週できるだけ話がまとまるように、今日、もしポイントがあれば、あらかじめ出しておければと思いますが、いかがでしょうか。

加納委員：今回、基本料金の部分も含めて、いろいろと検討をしてきましたが、従量料金は 10 立方メートルを境目にしているのか、従量料金の単価は 40 円でいいのか、そこまで深くは議論をしなかったのですが、おそらく走っていないとわからないというところもあると思います。5 年後に料金改定する時にはおそらくこの議論をした事務局も含めて、ほとんどの人が変わってしまっていると思うので、議論すべきポイントが引き継がれるように、答申とは別に、申し送りや備忘録のような形で、どういう思いで改定したのか、どこを重点的に議論したのか、充分議論されていないことは何か、充分議論されていない部分は次回改定時に注意深く経緯を見ながら将来に向けて議論

して欲しいという思いなどを書いておくのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

白川会長：今回の改定後の料金表を見ると、確かに 10 立方メートルまでは単価が 40 円と 170 円で大きく変わるので、それが本当にいいかは次の考えどころですね。今回は基本水量廃止の影響を抑えるということで考えたと思うのですが、確かに次回の改定時にはこの辺りを再考してよりよい料金体系を考えるべきだと書いておくというところですね。

長塚委員：加納委員がおっしゃるとおりだと思います。議会でも一般質問含めて、使用水量の少ない方たちにどうしてもスポットが当たります。比較はなかなか難しいですが、1人世帯や高齢者世帯など、使用水量が少ない世帯も多いと思います。そのような世帯に対する配慮として 10 立方メートルという基準を設けているということだと思います。次の改定に向けては、そのような点はよく注視していくべきだと思います。

白川会長：今のような次回の改定時に考えるべき点について、また来週提示していくことにします。今回の改定案を提示するにあたり、改定理由や、改定によってどんな人にどんな影響があるかについて、説明をするというところでした。

それでは本日の審議はここまでにしたいと思います。

本日もいろいろな意見が出ましたので、事務局はそちらをもとに、次回の審議会において答申案を提示してください。

また質問や意見等がありましたら、事務局へメール等でお伝えいただければと思います。

本日も円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局（水橋水道総務課長）：白川会長ありがとうございました。

次回の令和 6 年度つくば市上下水道審議会は、下水道事業第 5 回を令和 6

年6月27日木曜日午後3時から開催予定でございます。

以上をもちまして、令和6年度つくば市上下水道審議会水道事業第7回を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）

次 第

日時 令和6年6月25日（火）

午後3時

場所 つくば市役所コミュニティ棟1階
会議室1、2

1 開会

2 議事

(1) つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）における質疑・意見等について （資料1）

(2) 水道料金の改定について （資料2～5）

3 閉会

令和6年6月25日

つくば市上下水道審議会
(水道事業 第7回) 資料一覧

資料番号	資料名
資料1	つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回）における質疑・意見等について
資料2	令和4年度 水道料金に関するデータ
資料3	料金改定案 決定までの手順
資料4	料金改定案の比較
資料4-1	料金改定案 詳細資料（案①－C）
資料4-2	料金改定案 詳細資料（案②－C）
資料4-3	料金改定案 詳細資料（案③－C）
資料4-4	料金改定案 詳細資料（案④－C）
資料4-5	料金早見表（案①～④における13mm及び20mmの20m ³ まで）
資料5	口径20mmで月20m ³ 使用した時の料金
参考資料	口径別 使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

つくば市上下水道審議会（水道事業 第6回） 質疑・意見等

質疑・意見等	事務局回答（赤字は、本資料にて回答する内容）
資料4、資料6： 基本料金と従量料金を分けて考えたときに、従量料金の第5段階に当たるような事業者はどのくらいいるのか。	令和4年度の実績で、従量料金の総額が約27億8,000万円で、その中で第5段階は約9億900万円を占めており、料金収入の割合ではおおよそ3割となっています。 調定件数では、1,174件（約0.18%）、使用水量では約303万m³（約12.9%）となっています。
資料4、資料6： 逓増度2.14というのは、何か問題がある数字なのか。国や他の自治体などと比較をする際に、何か目安があってそこから大きく乖離している数値なのか。	逓増度については、自治体によって値にばらつきがあります。 逓増度を大きくすると、使用水量の多い大口使用者の負担が多くなる一方で使用料の少ない方の負担は減る傾向にあります。逓増度を1にすれば、使用水量にかかわらず単価は同じとなります。
資料4、資料6： 国の機関など大きな事業者から「料金が低い」という声が入ってくる状況なのか。それとも逓増度2.14が少ない方で上げて文句が出なければいいという気もするので何か参考になる情報があれば教えてください。	大口需要者から特に高いという話はないが、大口需要者の使用水量は年々少しずつ減っている傾向があります。要因としては、地下水への切り替えや再生水の利用の割合が増えているのではないかと考えています。
資料4、資料6、資料8： 逓増度については、他の団体を見ると一番安い部分の従量料金の単価を除いた数値にすると逓増度が小さく見えることもある。これは基本水量がない場合に最初の段階の従量料金を安く設定しているから、比率にすると逓増度が大きく見えてしまうということが出ている。 そのため、つくば市も現状では基本料金を設定しており、基本料金を取り除くこともあり得るので、除いた場合の逓増度とそうでない場合の逓増度は違うものとして考えなければならない。	今回（第7回）で示す料金改定案には、基本水量の取扱い（維持、廃止、縮小）も検討します。基本水量を廃止（縮小）する際には、激変緩和措置として、基本料金及び従量料金の単価を少なく設定したパターンを提示しています。

資料４、資料６： 基本料金と従量料金の比率について、国から「これくらいに下さい」というような指針みたいなものはあるのか。	特に指針のようなものはありません。水道料金算定要領に計算の目安のようなものはありますが、基準のようなものはなく、あくまで各水道事業者の経営判断に委ねられています。
資料４、資料６： 基本料金と従量料金の比率を４：６は、あくまで現行料金に基づいた計算であり、理論的にこうなっているものとは思えない。料金表を見て、例えば基本料金が高すぎると感じたら基本料金を下げるとか、という議論は今後十分にあり得る。	今回（第７回）で示す料金改定案には、参考として、基本料金と従量料金の比率についても提示しております。 基本料金と従量料金の比率は、基本的に現行の４：６の比率に近づくように料金改定案を作成しております。
資料４、資料６： 増進度について、節水意識や設備投資にお金を使いすぎるのを抑えるためという意味があったと思う。事務局側では、そこを意識して決めようとするのではないということでしょうか。	理論的には、大口需要者はかなりの水量を使用するため、必要な設備投資分を料金で回収しなければならないと考えられます。しかし、客観的に算定するのが難しいため、他の水道事業者の料金体系を参考にしながら、検証していく方法になると考えています。
資料４、資料６： 基本料金と従量料金の割合について、以前の説明では、基本料金には需要家費と固定費が当たっていて、水道は固定費が多くなるがそこを大きくしてしまうとあまり使わない人に対して不利になりすぎてしまうため従量料金に寄せている部分もあると思う。事務局側で基本的な考えがあれば伺いたい。	経営サイドで見ると、全体の原価のうち固定費の占める割合が大きいことから、基本料金にシフトする料金体系の方が経営的には安定するのは事実です。 しかし、委員がおっしゃるとおり、あまり水を使用していない人に負担が大きくなってしまいますので、割合については慎重に決めなければならないと考えています。
資料４、資料６： 感覚になるかもしれないが、１５％上げる必要がある中で、負担感が不公平にならないようにということと、負担感が増えたという感覚が強くないようにすることに意識しながら改定を行うのかな、と思う。	今回（第７回）の料金改定案には、平均使用水量における改定率やモデルケースでの負担増について示しておりますので、審議の参考にさせていただければと思います。

資料４、資料６： 設備投資については、人口が減少するところではダウンサイジングなども気にしなければならないが、つくば市は今のところそこまで考えすぎないでもよいのではないかと感じた。	つくば市は人口が増加傾向にあり、未整備地域の解消事業として今後も設備投資を続けていく見通しであることから、今回の料金改定案の検討にはダウンサイジングについては考慮していません。
資料７： 資料７で示している料金表は、３パターンとも総収入は変わらなくて、口径別あるいは従量別の負担感のバランスを今後見ていくことになるのか。あるいは、この３つのパターンで総収入が変わっていて、財政的に不足するののかも含めて気にしないといけないのか。	今回示した３つのパターンともすべて、今後５年間の収入総額を計算すると、総括原価である２８０億円を回収できる見込みとしております。 それを踏まえた上で、口径別の負担感や基本料金・従量料金の割合など、いくつかパターンを示した上で、どの料金体系が最も適切なのか決めていただきたいと考えています。
資料４、資料６、資料７ 数字がたくさんありややこしい。基本水量を変えるとかなりインパクトが大きいのので、基本水量は現状のままとするか、無しにするか、少し減らすかが大きな分かれ道となりそうである。 あとは「逡増度」「基本料金と従量料金の割合」も問題になる。 ほかには、今回示された３つのパターンのどれかをベースとして少し修正するなどの見方もあり得る。	料金改定案の審議をするに当たり、まず基本水量の取扱いについて決めたいと考えています。 基本水量の取扱いを決めた後に、具体的な料金改定案について審議していきたいと思います。
資料７： 今回示された３パターン以外にも事務局では検討しているのか。もし検討しているのならば、今回示した３パターンをなぜ例として出したのか。他のパターンが今回示された３パターンと比べてどう違うのか。	事務局では、今回示した３パターン以外にも検討はしています。 今回示した３つのパターンは、これまで審議会で説明した内容を踏まえて単純に示したものです。パターン①は一律に１５％値上げしただけであり、パターン②③は「水道料金算定要領」に基づき作成したものです。 他の案については、例えば基本水量を縮小又は廃止の方向で検討して負担感を減らすために従量料金を著しく低くするパターンや、基本料金についても一律１５％や理論流量比ではなく他の割り振り方法を検討する、など考えています。

資料 7、追加資料： 一律15%の値上げはある意味受け入れやすいかもしれないが、基本水量は減少・廃止も検討したい。 パターン②や③では、改定率がプラスもマイナスもあって、マイナスが大きくなるのは果たしてどうなのか、プラスが大きいところは負担感の面でどう判断するか。 追加資料の口径別の供給単価と給水原価の比較では、給水原価を下回することは避けるべき。	今回（第 7 回）示す料金改定案は、口径別の供給単価は給水原価を上回るように作成しています。
資料 7： 口径が大きい、水をそれほど使用していない方もいるようだが、どのような業種（業態）の方なのか。	感覚の話になるが、当初上水道のみを使用していた方が、現在は地下水を含めて使用しており、設置した口径は大きい、使用量としては少ないという事業所もあるのではないか、と思われます。 例えば、病院や工場などで、バックアップ用に地下水を備えているところもあると思います。
資料 7： 現行と比べ負担のムラが出てくる際に、その使用者の日常生活にどのような影響があるのか想像しながら考えたほうがよい。水を多く使用する大口需要者は個人でなく事業者と考えるので、一定の理解は得やすいと思うが、個人に対して負担をお願いするのは結構つらいことかな、と思う。 もし、そのあたりを区別できるのであれば、参考までに教えていただきたい。	口径別料金体系を採用しているため、完全に事業者と個人を分けることは難しいですが、考え方の目安として、資料 2 に口径ごとの用途割合や主な用途を示しましたので、参考にいただければと思います。
資料 7： 例えば、口径13mmや20mmの平均使用水量はどのくらいになるのか。口径ごとにどのくらいの水量が平均値になるのか知りたい。	口径ごとの 1 か月当たりの平均使用水量について、資料 2 に示しました。口径13mmでは約8.8m³、口径20mmで約14.8m³です。
資料 7： どの水準でもすべてを平等にしようとするのは難しいと思うので、平均値のところで考えないと難しいという感じがする。	今回（第 7 回）の料金改定案の資料には、口径ごとの平均使用水量における改定率を示しています。

資料 7： 例えばパターン③の基本水量なしの20mmで平均15m³だと、50%くらい値上がりとなるので、これはかなり厳しいのかな、と思う。 大口の方でもっと負担いただくように逡増度を上げて調整するのもありなのではないかと思う。	前回示したパターン③は激変緩和措置を行わないで試算したため極端な値上げとなっています。今回の改定案では、激変緩和措置として従量料金を抑えたパターンを示しております。
資料 7、参考資料： 今後計算をされる際のお願いだが、あまり細かく分析されると負担になるので、そこまで厳密でなくて構わないが、個人家庭で使用される方の負担をあまり増やさないで、かつ料金収入総額をきちんと確保できるような計算方法・計算結果になるようなパターンをいくつか示していただけると議論がしやすいと思う。こういう方々にはそこまで負担増にはなりません、というような添え書きがあると分かりやすい。	今回（第 7 回）の料金改定案には、モデルケースをいくつか示して、その負担感についても記載していますので、参考にしていただければと思います。
資料 7： 一般家庭の中でも、一人暮らしの方もいれば、3人4人暮らしの方もいて、平均値や平均以外にも代表的な値があれば、そのあたりも見ていきたいと思う。 実際に当てはまる人がいないところの改定率を気にしてもしょうがない、使用水量がほぼ0のところはあまり気にしなくてもよいのではないか。	今回（第 7 回）の料金改定案には、モデルケースをいくつか示して、その負担感についても記載していますので、参考にしていただければと思います。
資料 7： パターン②で基本水量の範囲内でおさまっている人は、口径13mmで基本料金が下がると実質値下げとなる。下がる人がいるというのは、ちょっと良くないかもしれない。	基本水量の取扱いについては、様々な考えがあると思います。基本水量を廃止した場合、基本料金を下げないとすべて値上げになってしまうため、使用水量が少ない利用者に配慮するような改定案も示しています。

資料 7： 口径別のみではなく、用途でも見たほうがよいのではないか。少ししか使わないからといっても、水道管など設備はみんな同じように使うので、平等に負担した方がよいと思う。一方で、大量に使う人は用途ごとに分ける方法もあるのではないか、と思う。	口径別料金体系を採用しているため、用途別に料金を完全に分けることは難しいですが、目安として資料 2 に各口径の用途割合や主な用途を記載しましたので、参考にいただければと思います。
資料 7： 基本料金と使った分の料金は必要だと思う。一般家庭の件数が多いので、一般家庭を基準に料金を決めていくのも手ではないかと思う。 一般家庭の件数が多いので、そこを基本にして料金を変えて、たくさんの人に使ってもらえればそれだけ収入が入ると思う。 工場のように数件しかない、しかも地下水を使ってしまうと収入はそんなに増えないと思う。	一般家庭の占める割合が多い口径13mmと口径20mmで調定件数の約97%を占めています。これらの口径の単価の増減が総収入金額に大きく影響しますので、料金改定案を作成する際には、これらの口径をベースに検討しました。
資料 7： 田舎の方へ行くと高齢化が進み、一人や二人暮らしが多い。だから上下水道の料金が高くなると生活も厳しくなるのが現状である。ただ、上げ幅を少なくしてもらいたいというのが希望である。	複数の料金改定案を作成しましたので、ご検討いただければと思います。
資料 7： 5 年に一度検討するので、今回改定しても 5 年後に同じような議論をすることになると思う。例えば、基本水量などは、5 年後に改めて議論という考えもあり得るのかなと思う。	経営戦略では、5 年後の令和12年度にも料金改定を盛り込んだ計画となっております。基本水量については、今回の改定では変更せず次回の改定で議論する、という考えもあり得ると思われます。
資料 7： 高齢の一人二人暮らしの世帯をモデルケースにして、どのくらい影響があるのかという整理もした方がよい。	今回（第 7 回）の料金改定案には、モデルケースをいくつか示して、その負担感についても記載していますので、参考にいただければと思います。

資料 7： 水道事業者としてコストダウンをする、それから日常使用している我々が水道についてどう思っているかが大事であって、「高い」と騒ぐだけで終わってはいけないと思う。	水道料金の値上げについて今回検討していますが、次回の改定に向け、引き続きコストダウンについても検討していきたいと考えています。
資料 7： 今後試算してもらう際に、モデルケースとして例えば一般家庭や工場などで使用している平均値を目安に試算していただきたい。	今回（第 7 回）の料金改定案には、モデルケースをいくつか示して、その負担感についても記載していますので、参考にさせていただければと思います。
資料 7： 利用者数が最も多い口径20mmについては、多少これまでメリットを受けていたから少し負担を増やしてもらう。その一方で、大口については、負担を大きくしてしまうと地下水へ切り替えてしまい使用量が減ってしまう。これまで多く負担してもらったので配慮することもある。	複数の料金改定案を作成しましたので、ご検討いただければと思います。
資料 7： 基本水量については、「ゼロにすると影響が大きくなりすぎるのではない」などと文書化してもらうともっと分かりやすい。数字だけだと判断が非常に難しいので、セリフを書いてもらうと分かりやすいのでお願いしたい。	料金改定案の資料を通して、改定の特徴や意図などについては説明していきたいと考えています。
資料 7： 口径20mm、月20m³で県内市町村の状況が載っている。その世帯にどういう影響が出るのか明示されるとイメージがしやすいと感じた。	料金改定案により、口径20mm、月20m³使用した場合の県内市町村の比較については、今回も行っていますので参考にさせていただければと思います。
資料 7： モデルケースを示すのであれば、より詳しい数字が見たい人は別の資料を見るというように分かれていますとよい。この部分を見るべきという資料が少ない方が議論しやすい。	モデルケースを含めた料金改定案の特徴については、図表も導入しながら一目で分かるような資料を作成したいと思います。

資料 7： 「2 か月」と「1 か月」の料金が両方書いてあるので、「1 か月」に統一した方が見やすい。スペース的にも 1 か月の表を入れて、その下にグラフを入れる方が見やすいと思う。	ご指摘のとおり、資料には 1 か月の料金を記載しました。また表やグラフも入れております。
資料 7： 税抜き税込みは統一されている。いろいろな数字が少しでも違っていると困るので、なるべく統一していただきたい。	複数の料金改定案や他団体との比較を行いやすくするため、数値の表示や算定については極力統一しました。
資料 2： スマートメータを水道単独で行うとコストがかかる。電気・ガス・水道を合わせたものを国で協議していると聞いたので、このようなところでコストダウンを図れるのであれば検討していただきたい。 つくば市は科学の街なので、このようなところで力を出せるといいと思う。	コスト面のみでなく、スマートメータについては様々な可能性がありますので、引き続き導入について検討していきたいと考えています。
資料 2： スマートメータは費用を安くするためだけではなく、漏水の早期発見など他のメリットを期待して行うこともある。単に収入支出の比較だけではなく、もっと積極的に可能性を生み出していくということであれば、よそから資金を集めて実施することもできるかもしれない。 将来的には、いろいろな可能性を考えていただきたい。	コスト面のみでなく、スマートメータについては様々な可能性がありますので、引き続き導入について検討していきたいと考えています。

令和4年度 水道料金に関するデータ

資料2

口径13mmと20mmが全体の約97%を占めている。

口径13mmと20mmは約97%が生活用である。

口径13mmと20mmは赤字である。

口径	調定件数		料金収入		使用水量 (1月当たり)	用途割合		供給単価① (円/㎡)	給水原価② (円/㎡)	①－②	主な用途
	件数	割合	収入額(円)	割合	平均値(㎡)	生活用	業務用				
13mm	147,088	22.41%	457,167,745	9.70%	8.8	97%	3%	177.58	192.45	-14.87	アパート、一般住宅
20mm	487,547	74.29%	2,407,102,604	51.05%	14.8	97%	3%	166.94	192.45	-25.51	一般住宅、アパート、マンション
25mm	14,022	2.14%	216,344,619	4.59%	35.5	46%	54%	217.48	192.45	25.03	一般住宅、アパート、マンション、飲食店、小売店など
30mm	2,360	0.36%	98,438,774	2.09%	85.6	15%	85%	243.55	192.45	51.10	小規模事業所 (例) 飲食店、小売店、個人病院、介護施設、銀行など
40mm	2,852	0.43%	265,271,413	5.63%	172.7	8%	92%	269.34	192.45	76.89	
50mm	1,554	0.24%	286,724,127	6.08%	313.1	4%	96%	294.64	192.45	102.19	中規模事業所 (例) スーパー、学校、総合病院、研究所、倉庫など
75mm	489	0.07%	290,047,886	6.15%	972.2	2%	98%	305.04	192.45	112.59	
100mm	196	0.03%	243,971,390	5.17%	2,006.5	0%	100%	310.18	192.45	117.73	大規模事業所 (例) 学校、研究所、商業施設など
150mm	97	0.01%	237,040,228	5.03%	3,482.7	0%	100%	350.83	192.45	158.38	
200mm	45	0.01%	212,827,800	4.51%	13,491.0	0%	100%	328.66	192.45	136.21	

口径30mm以上は、ほぼ業務用である。

料金改定案 決定までの手順

1 基本水量の決定

案A： 基本水量10m³/月（現行）

案B： 基本水量 5 m³/月（縮小）

案C： 基本水量廃止 【事務局案】

（理由）

- ・ 基本水量を設定していると、基本水量内では節水しても料金は定額となり、節水努力が報われなく、節水意欲が阻害されることが考えられる。
- ・ 核家族化や一人世帯の増加など家族形態の変化により、小口径での基本水量に満たない使用者の割合が増加傾向にある。
- ・ 近年、基本水量を廃止する水道事業者が増加している。

※基本水量を廃止して基本水量内の少量利用者の負担が急激に増えることを防ぐため、
激変緩和措置として、現状の基本水量内の従量料金単価を安価に設定し、少量利用者の負担増を軽減する。

2 料金表の決定

【すべての案の共通条件】

- ・ 口径13mmと20mmの赤字を解消する。（供給単価が給水原価を上回る。）
- ・ 料金収入見込み額が、総括原価を上回る。

案①： 平均改定率15%に基づき一律に値上げする案（逡増度を現行維持）

案②： 案①の逡増度を現状より引き下げる案（2.14→1.88）【事務局案】

案③： 案②よりもさらに逡増度を引き下げる案（1.72）

案④： 口径13mmと口径20mmの値上げ率を抑える案

（理由）

案①及び案④では大口径の負担が大きく、案③は特定の利用者に値上げの抑制が偏っているため、案②を事務局案とした。

※特殊料金は、標準料金の改定率に合わせて改定する。

資料 4

料金改定案の比較

【案C：基本水量廃止】

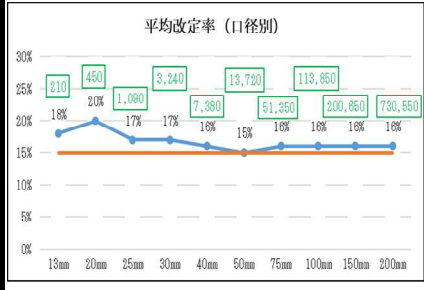
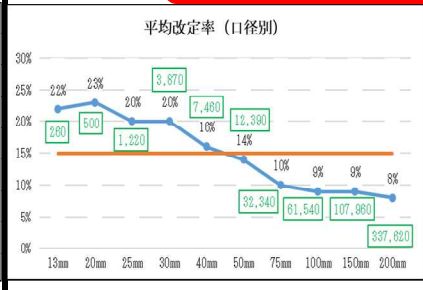
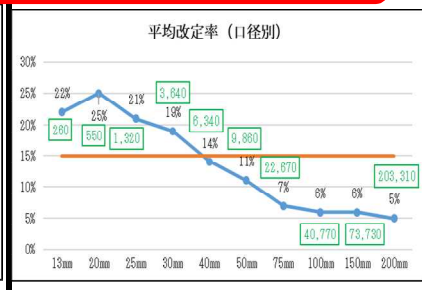
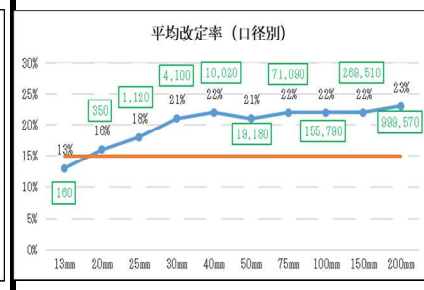
案①より上がり幅が大きいもの

案①より上がり幅が小さいもの

基本水量廃止の特徴

・基本水量を廃止することで、1㎡から従量料金が生じることになる。生じる従量料金分について、基本料金を下げる配慮を行うことで一定水量までの利用負担を抑制することができる。基本水量までの利用者也節水次第で料金が下がることがある。

(単位：円)

	案①	案②☆事務局案	案③	案④																																																																																																																																				
概要	平均改定率15%に基づき一律に値上げする案	逓増度を現状より引き下げる案	逓増度を極端に引き下げる案	口径13mmと20mmの値上げ率を抑える案																																																																																																																																				
特徴	・各口径の基本料金の値上げ率を均等に値上げする。ただし、端数処理で15%を若干上回る口径もある。 ・基本水量廃止に伴う配慮措置により、平均利用者の改定率は18%前後となる。	・101～500㎡、501㎡について、 上げ幅を抑えることで逓増度を引き下げた 。これにより、使用水量の多い事業所等の支払額が抑えられる。 ・ 逓増度を抑えたことで不足する分は小口径の基本料金で調整 。	・案②よりも使用水量の多い 従量料金 の上げ幅を抑え、11～20㎡の 従量料金を10円上げることでさらに逓増度を引き下げた 。これにより、使用水量の多い事業所等の支払額がさらに抑えられる。 ・不足分は小口径の基本料金で調整。	・13mmと20mmの基本料金を大きく下げた。その他の口径は均等に値上げする。ただし、端数処理等で15%を若干上回る口径もある。 ・ 従量料金は15～23%値上げするため、使用水量が多い事業者には大きな値上げとなる 。																																																																																																																																				
基本料金と従量料金の比率	36.9：63.1	38.1：61.9	38.0：62.0	35.7：64.3																																																																																																																																				
逓増度	2.06	1.88	1.72	2.31																																																																																																																																				
基本料金	<table><tr><th>口径</th><th>料金</th><th>増減</th></tr><tr><td>13mm</td><td>1,050</td><td>-150</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,400</td><td>-100</td></tr><tr><td>25mm</td><td>2,500</td><td>±0</td></tr><tr><td>30mm</td><td>4,000</td><td>+750</td></tr><tr><td>40mm</td><td>8,500</td><td>+1,500</td></tr><tr><td>50mm</td><td>17,200</td><td>+2,200</td></tr><tr><td>75mm</td><td>45,000</td><td>+6,000</td></tr><tr><td>100mm</td><td>100,000</td><td>+13,000</td></tr><tr><td>150mm</td><td>250,000</td><td>+32,500</td></tr><tr><td>200mm</td><td>475,000</td><td>+62,000</td></tr></table>	口径	料金	増減	13mm	1,050	-150	20mm	1,400	-100	25mm	2,500	±0	30mm	4,000	+750	40mm	8,500	+1,500	50mm	17,200	+2,200	75mm	45,000	+6,000	100mm	100,000	+13,000	150mm	250,000	+32,500	200mm	475,000	+62,000	<table><tr><th>口径</th><th>料金</th><th>増減</th></tr><tr><td>13mm</td><td>1,100</td><td>-100</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,450</td><td>-50</td></tr><tr><td>25mm</td><td>2,500</td><td>±0</td></tr><tr><td>30mm</td><td>4,000</td><td>+750</td></tr><tr><td>40mm</td><td>8,500</td><td>+1,500</td></tr><tr><td>50mm</td><td>17,200</td><td>+2,200</td></tr><tr><td>75mm</td><td>45,000</td><td>+6,000</td></tr><tr><td>100mm</td><td>100,000</td><td>+13,000</td></tr><tr><td>150mm</td><td>250,000</td><td>+32,500</td></tr><tr><td>200mm</td><td>475,000</td><td>+62,000</td></tr></table>	口径	料金	増減	13mm	1,100	-100	20mm	1,450	-50	25mm	2,500	±0	30mm	4,000	+750	40mm	8,500	+1,500	50mm	17,200	+2,200	75mm	45,000	+6,000	100mm	100,000	+13,000	150mm	250,000	+32,500	200mm	475,000	+62,000	<table><tr><th>口径</th><th>料金</th><th>増減</th></tr><tr><td>13mm</td><td>1,100</td><td>-100</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,450</td><td>-50</td></tr><tr><td>25mm</td><td>2,500</td><td>±0</td></tr><tr><td>30mm</td><td>4,000</td><td>+750</td></tr><tr><td>40mm</td><td>8,500</td><td>+1,500</td></tr><tr><td>50mm</td><td>17,200</td><td>+2,200</td></tr><tr><td>75mm</td><td>45,000</td><td>+6,000</td></tr><tr><td>100mm</td><td>100,000</td><td>+13,000</td></tr><tr><td>150mm</td><td>250,000</td><td>+32,500</td></tr><tr><td>200mm</td><td>475,000</td><td>+62,000</td></tr></table>	口径	料金	増減	13mm	1,100	-100	20mm	1,450	-50	25mm	2,500	±0	30mm	4,000	+750	40mm	8,500	+1,500	50mm	17,200	+2,200	75mm	45,000	+6,000	100mm	100,000	+13,000	150mm	250,000	+32,500	200mm	475,000	+62,000	<table><tr><th>口径</th><th>料金</th><th>増減</th></tr><tr><td>13mm</td><td>1,000</td><td>-200</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,350</td><td>-150</td></tr><tr><td>25mm</td><td>2,500</td><td>±0</td></tr><tr><td>30mm</td><td>4,000</td><td>+750</td></tr><tr><td>40mm</td><td>8,500</td><td>+1,500</td></tr><tr><td>50mm</td><td>17,200</td><td>+2,200</td></tr><tr><td>75mm</td><td>45,000</td><td>+6,000</td></tr><tr><td>100mm</td><td>100,000</td><td>+13,000</td></tr><tr><td>150mm</td><td>250,000</td><td>+32,500</td></tr><tr><td>200mm</td><td>475,000</td><td>+62,000</td></tr></table>	口径	料金	増減	13mm	1,000	-200	20mm	1,350	-150	25mm	2,500	±0	30mm	4,000	+750	40mm	8,500	+1,500	50mm	17,200	+2,200	75mm	45,000	+6,000	100mm	100,000	+13,000	150mm	250,000	+32,500	200mm	475,000	+62,000
口径	料金	増減																																																																																																																																						
13mm	1,050	-150																																																																																																																																						
20mm	1,400	-100																																																																																																																																						
25mm	2,500	±0																																																																																																																																						
30mm	4,000	+750																																																																																																																																						
40mm	8,500	+1,500																																																																																																																																						
50mm	17,200	+2,200																																																																																																																																						
75mm	45,000	+6,000																																																																																																																																						
100mm	100,000	+13,000																																																																																																																																						
150mm	250,000	+32,500																																																																																																																																						
200mm	475,000	+62,000																																																																																																																																						
口径	料金	増減																																																																																																																																						
13mm	1,100	-100																																																																																																																																						
20mm	1,450	-50																																																																																																																																						
25mm	2,500	±0																																																																																																																																						
30mm	4,000	+750																																																																																																																																						
40mm	8,500	+1,500																																																																																																																																						
50mm	17,200	+2,200																																																																																																																																						
75mm	45,000	+6,000																																																																																																																																						
100mm	100,000	+13,000																																																																																																																																						
150mm	250,000	+32,500																																																																																																																																						
200mm	475,000	+62,000																																																																																																																																						
口径	料金	増減																																																																																																																																						
13mm	1,100	-100																																																																																																																																						
20mm	1,450	-50																																																																																																																																						
25mm	2,500	±0																																																																																																																																						
30mm	4,000	+750																																																																																																																																						
40mm	8,500	+1,500																																																																																																																																						
50mm	17,200	+2,200																																																																																																																																						
75mm	45,000	+6,000																																																																																																																																						
100mm	100,000	+13,000																																																																																																																																						
150mm	250,000	+32,500																																																																																																																																						
200mm	475,000	+62,000																																																																																																																																						
口径	料金	増減																																																																																																																																						
13mm	1,000	-200																																																																																																																																						
20mm	1,350	-150																																																																																																																																						
25mm	2,500	±0																																																																																																																																						
30mm	4,000	+750																																																																																																																																						
40mm	8,500	+1,500																																																																																																																																						
50mm	17,200	+2,200																																																																																																																																						
75mm	45,000	+6,000																																																																																																																																						
100mm	100,000	+13,000																																																																																																																																						
150mm	250,000	+32,500																																																																																																																																						
200mm	475,000	+62,000																																																																																																																																						
従量料金	<table><tr><th>区分</th><th>単価</th><th>増減</th></tr><tr><td>10㎡以下</td><td>40</td><td>-</td></tr><tr><td>11～20㎡</td><td>170</td><td>+30</td></tr><tr><td>21～40㎡</td><td>210</td><td>+30</td></tr><tr><td>41～100㎡</td><td>250</td><td>+30</td></tr><tr><td>101～500㎡</td><td>300</td><td>+40</td></tr><tr><td>501㎡以上</td><td>350</td><td>+50</td></tr></table> ※10㎡以下は口径13～25mmのみ	区分	単価	増減	10㎡以下	40	-	11～20㎡	170	+30	21～40㎡	210	+30	41～100㎡	250	+30	101～500㎡	300	+40	501㎡以上	350	+50	<table><tr><th>区分</th><th>単価</th><th>増減</th></tr><tr><td>10㎡以下</td><td>40</td><td>-</td></tr><tr><td>11～20㎡</td><td>170</td><td>+30</td></tr><tr><td>21～40㎡</td><td>220</td><td>+40</td></tr><tr><td>41～100㎡</td><td>260</td><td>+40</td></tr><tr><td>101～500㎡</td><td>290</td><td>+30</td></tr><tr><td>501㎡以上</td><td>320</td><td>+20</td></tr></table> ※10㎡以下は口径13～25mmのみ	区分	単価	増減	10㎡以下	40	-	11～20㎡	170	+30	21～40㎡	220	+40	41～100㎡	260	+40	101～500㎡	290	+30	501㎡以上	320	+20	<table><tr><th>区分</th><th>単価</th><th>増減</th></tr><tr><td>10㎡以下</td><td>40</td><td>-</td></tr><tr><td>11～20㎡</td><td>180</td><td>+40</td></tr><tr><td>21～40㎡</td><td>220</td><td>+40</td></tr><tr><td>41～100㎡</td><td>250</td><td>+30</td></tr><tr><td>101～500㎡</td><td>280</td><td>+20</td></tr><tr><td>501㎡以上</td><td>310</td><td>+10</td></tr></table> ※10㎡以下は口径13～25mmのみ	区分	単価	増減	10㎡以下	40	-	11～20㎡	180	+40	21～40㎡	220	+40	41～100㎡	250	+30	101～500㎡	280	+20	501㎡以上	310	+10	<table><tr><th>区分</th><th>単価</th><th>増減</th></tr><tr><td>10㎡以下</td><td>40</td><td>-</td></tr><tr><td>11～20㎡</td><td>160</td><td>+20</td></tr><tr><td>21～40㎡</td><td>220</td><td>+40</td></tr><tr><td>41～100㎡</td><td>270</td><td>+50</td></tr><tr><td>101～500㎡</td><td>320</td><td>+60</td></tr><tr><td>501㎡以上</td><td>370</td><td>+70</td></tr></table> ※10㎡以下は口径13～25mmのみ	区分	単価	増減	10㎡以下	40	-	11～20㎡	160	+20	21～40㎡	220	+40	41～100㎡	270	+50	101～500㎡	320	+60	501㎡以上	370	+70																																																
区分	単価	増減																																																																																																																																						
10㎡以下	40	-																																																																																																																																						
11～20㎡	170	+30																																																																																																																																						
21～40㎡	210	+30																																																																																																																																						
41～100㎡	250	+30																																																																																																																																						
101～500㎡	300	+40																																																																																																																																						
501㎡以上	350	+50																																																																																																																																						
区分	単価	増減																																																																																																																																						
10㎡以下	40	-																																																																																																																																						
11～20㎡	170	+30																																																																																																																																						
21～40㎡	220	+40																																																																																																																																						
41～100㎡	260	+40																																																																																																																																						
101～500㎡	290	+30																																																																																																																																						
501㎡以上	320	+20																																																																																																																																						
区分	単価	増減																																																																																																																																						
10㎡以下	40	-																																																																																																																																						
11～20㎡	180	+40																																																																																																																																						
21～40㎡	220	+40																																																																																																																																						
41～100㎡	250	+30																																																																																																																																						
101～500㎡	280	+20																																																																																																																																						
501㎡以上	310	+10																																																																																																																																						
区分	単価	増減																																																																																																																																						
10㎡以下	40	-																																																																																																																																						
11～20㎡	160	+20																																																																																																																																						
21～40㎡	220	+40																																																																																																																																						
41～100㎡	270	+50																																																																																																																																						
101～500㎡	320	+60																																																																																																																																						
501㎡以上	370	+70																																																																																																																																						
平均使用水量における改定率	<table><tr><th>口径</th><th>改定率</th><th>増加月額</th></tr><tr><td>13mm</td><td>18%</td><td>+210</td></tr><tr><td>20mm</td><td>20%</td><td>+450</td></tr><tr><td>25mm</td><td>17%</td><td>+1,090</td></tr><tr><td>30mm</td><td>17%</td><td>+3,240</td></tr><tr><td>40mm</td><td>16%</td><td>+7,380</td></tr><tr><td>50mm</td><td>15%</td><td>+13,720</td></tr><tr><td>75mm</td><td>16%</td><td>+51,350</td></tr><tr><td>100mm</td><td>16%</td><td>+113,850</td></tr><tr><td>150mm</td><td>16%</td><td>+200,650</td></tr><tr><td>200mm</td><td>16%</td><td>+730,550</td></tr></table>	口径	改定率	増加月額	13mm	18%	+210	20mm	20%	+450	25mm	17%	+1,090	30mm	17%	+3,240	40mm	16%	+7,380	50mm	15%	+13,720	75mm	16%	+51,350	100mm	16%	+113,850	150mm	16%	+200,650	200mm	16%	+730,550	<table><tr><th>口径</th><th>改定率</th><th>増加月額</th></tr><tr><td>13mm</td><td>22%</td><td>+260</td></tr><tr><td>20mm</td><td>23%</td><td>+500</td></tr><tr><td>25mm</td><td>20%</td><td>+1,220</td></tr><tr><td>30mm</td><td>20%</td><td>+3,870</td></tr><tr><td>40mm</td><td>16%</td><td>+7,460</td></tr><tr><td>50mm</td><td>14%</td><td>+12,390</td></tr><tr><td>75mm</td><td>10%</td><td>+32,340</td></tr><tr><td>100mm</td><td>9%</td><td>+61,540</td></tr><tr><td>150mm</td><td>9%</td><td>+107,960</td></tr><tr><td>200mm</td><td>8%</td><td>+337,620</td></tr></table>	口径	改定率	増加月額	13mm	22%	+260	20mm	23%	+500	25mm	20%	+1,220	30mm	20%	+3,870	40mm	16%	+7,460	50mm	14%	+12,390	75mm	10%	+32,340	100mm	9%	+61,540	150mm	9%	+107,960	200mm	8%	+337,620	<table><tr><th>口径</th><th>改定率</th><th>増加月額</th></tr><tr><td>13mm</td><td>22%</td><td>+260</td></tr><tr><td>20mm</td><td>25%</td><td>+550</td></tr><tr><td>25mm</td><td>21%</td><td>+1,320</td></tr><tr><td>30mm</td><td>19%</td><td>+3,640</td></tr><tr><td>40mm</td><td>14%</td><td>+6,340</td></tr><tr><td>50mm</td><td>11%</td><td>+9,860</td></tr><tr><td>75mm</td><td>7%</td><td>+22,670</td></tr><tr><td>100mm</td><td>6%</td><td>+40,770</td></tr><tr><td>150mm</td><td>6%</td><td>+73,730</td></tr><tr><td>200mm</td><td>5%</td><td>+203,310</td></tr></table>	口径	改定率	増加月額	13mm	22%	+260	20mm	25%	+550	25mm	21%	+1,320	30mm	19%	+3,640	40mm	14%	+6,340	50mm	11%	+9,860	75mm	7%	+22,670	100mm	6%	+40,770	150mm	6%	+73,730	200mm	5%	+203,310	<table><tr><th>口径</th><th>改定率</th><th>増加月額</th></tr><tr><td>13mm</td><td>13%</td><td>+160</td></tr><tr><td>20mm</td><td>16%</td><td>+350</td></tr><tr><td>25mm</td><td>18%</td><td>+1,120</td></tr><tr><td>30mm</td><td>21%</td><td>+4,100</td></tr><tr><td>40mm</td><td>22%</td><td>+10,020</td></tr><tr><td>50mm</td><td>21%</td><td>+19,180</td></tr><tr><td>75mm</td><td>22%</td><td>+71,090</td></tr><tr><td>100mm</td><td>22%</td><td>+155,790</td></tr><tr><td>150mm</td><td>22%</td><td>+269,510</td></tr><tr><td>200mm</td><td>23%</td><td>+999,570</td></tr></table>	口径	改定率	増加月額	13mm	13%	+160	20mm	16%	+350	25mm	18%	+1,120	30mm	21%	+4,100	40mm	22%	+10,020	50mm	21%	+19,180	75mm	22%	+71,090	100mm	22%	+155,790	150mm	22%	+269,510	200mm	23%	+999,570
口径	改定率	増加月額																																																																																																																																						
13mm	18%	+210																																																																																																																																						
20mm	20%	+450																																																																																																																																						
25mm	17%	+1,090																																																																																																																																						
30mm	17%	+3,240																																																																																																																																						
40mm	16%	+7,380																																																																																																																																						
50mm	15%	+13,720																																																																																																																																						
75mm	16%	+51,350																																																																																																																																						
100mm	16%	+113,850																																																																																																																																						
150mm	16%	+200,650																																																																																																																																						
200mm	16%	+730,550																																																																																																																																						
口径	改定率	増加月額																																																																																																																																						
13mm	22%	+260																																																																																																																																						
20mm	23%	+500																																																																																																																																						
25mm	20%	+1,220																																																																																																																																						
30mm	20%	+3,870																																																																																																																																						
40mm	16%	+7,460																																																																																																																																						
50mm	14%	+12,390																																																																																																																																						
75mm	10%	+32,340																																																																																																																																						
100mm	9%	+61,540																																																																																																																																						
150mm	9%	+107,960																																																																																																																																						
200mm	8%	+337,620																																																																																																																																						
口径	改定率	増加月額																																																																																																																																						
13mm	22%	+260																																																																																																																																						
20mm	25%	+550																																																																																																																																						
25mm	21%	+1,320																																																																																																																																						
30mm	19%	+3,640																																																																																																																																						
40mm	14%	+6,340																																																																																																																																						
50mm	11%	+9,860																																																																																																																																						
75mm	7%	+22,670																																																																																																																																						
100mm	6%	+40,770																																																																																																																																						
150mm	6%	+73,730																																																																																																																																						
200mm	5%	+203,310																																																																																																																																						
口径	改定率	増加月額																																																																																																																																						
13mm	13%	+160																																																																																																																																						
20mm	16%	+350																																																																																																																																						
25mm	18%	+1,120																																																																																																																																						
30mm	21%	+4,100																																																																																																																																						
40mm	22%	+10,020																																																																																																																																						
50mm	21%	+19,180																																																																																																																																						
75mm	22%	+71,090																																																																																																																																						
100mm	22%	+155,790																																																																																																																																						
150mm	22%	+269,510																																																																																																																																						
200mm	23%	+999,570																																																																																																																																						
従量料金の変動により、使用水量が多い大口径は大きな影響を受ける。																																																																																																																																								
逓増度を下げると、右肩下りのグラフになる。																																																																																																																																								
																																																																																																																																								

モデルケースにおける比較

(単位：円)

	案① 一律15%増				案②☆ 逡増度↓			案③ 逡増度↓↓			案④ 小口径抑制		
1人世帯 13mm 7 m ³	15%増だと 1,380				案①+50、+4%			案①+50、+4%			案①-50、-4%		
改定前	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	
1,200	1,330	+130	11%	1,380	+180	15%	1,380	+180	15%	1,280	+80	7%	
2人世帯 20mm 14 m ³	15%増だと 2,369				案①+50、+3%			案①+90、+5%			案①-90、-4%		
改定前	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	
2,060	2,480	+420	20%	2,530	+470	23%	2,570	+510	25%	2,390	+330	16%	
4人世帯 20mm 20 m ³	15%増だと 3,335				案①+50、+1%			案①+150、+5%			案①-150、-5%		
改定前	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	
2,900	3,500	+600	21%	3,550	+650	22%	3,650	+750	26%	3,350	+450	16%	
スーパー 50mm 750 m ³	15%増だと 245,640				案①-10,700、-6%			案①-17,600、-8%			案①+14,200、+6%		
改定前	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	
213,600	247,300	+33,700	16%	236,600	+23,000	11%	229,700	+16,100	8%	261,500	+47,900	22%	
学校 100mm 1,000 m ³	15%増だと 414,690				案①-18,200、-5%			案①-27,600、-8%			案①+19,200、+5%		
改定前	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	改定後	差	改定率	
360,600	417,600	+57,000	16%	399,400	+38,800	11%	390,000	+29,400	8%	436,800	+76,200	21%	

基本水量範囲内の利用者の影響

	案①	案②☆	案③	案④
5 m ³	13mm 15%増で 1,380 改定前 1,200 改定後 1,250 差 +50 改定率 4%	13mm 案①+50、+4% 改定後 1,300 差 +100 改定率 8%	13mm 案①+50、+4% 改定後 1,300 差 +100 改定率 8%	13mm 案①-50、-4% 改定後 1,200 差 ±0 改定率 0%
20mm 1,500	20mm 15%増で 1,725 改定前 1,500 改定後 1,600 差 +100 改定率 7%	20mm 案①+50、+3% 改定後 1,650 差 150 改定率 10%	20mm 案①+50、+3% 改定後 1,650 差 +150 改定率 10%	20mm 案①-50、-4% 改定後 1,550 差 +50 改定率 3%
10 m ³	13mm 改定前 1,200 改定後 1,450 差 +250 改定率 21%	13mm 案①+50、+4% 改定後 1,500 差 +300 改定率 25%	13mm 案①+50、+4% 改定後 1,500 差 +300 改定率 25%	13mm 案①-50、-4% 改定後 1,400 差 +200 改定率 17%
20mm 改定前 1,500	20mm 改定後 1,800 差 +300 改定率 20%	20mm 案①+50、+3% 改定後 1,850 差 +350 改定率 23%	20mm 案①+50、+3% 改定後 1,850 差 +350 改定率 23%	20mm 案①-50、-3% 改定後 1,750 差 +250 改定率 17%

5 m³⇒10 m³の増加額は200円（従量料金40円×5 m³）だが、改定前の額が小さいため、割合的には大きく上がって見える。

供給単価

	案①	案②☆	案③	案④
口径	改定前 改定後 上げ幅	改定前 改定後 上げ幅	改定前 改定後 上げ幅	改定前 改定後 上げ幅
13mm	177.65 201.14 23.49	177.65 207.65 30.00	177.65 209.52 31.87	177.65 195.39 17.74
20mm	166.94 200.29 33.35	166.94 205.06 38.12	166.94 207.89 40.95	166.94 195.56 28.62
25mm	217.48 251.56 34.08	217.48 252.46 34.98	217.48 250.93 33.45	217.48 258.36 40.88
30mm	243.55 291.13 47.58	243.55 287.57 44.02	243.55 283.09 39.54	243.55 303.15 59.60
40mm	269.34 315.82 46.48	269.34 307.82 38.48	269.34 301.20 31.86	269.34 330.90 61.56
50mm	294.64 346.58 51.94	294.64 332.80 38.16	294.64 324.81 30.17	294.64 363.63 68.99
75mm	305.04 364.79 59.75	305.04 343.30 38.26	305.04 334.04 29.00	305.04 383.68 78.64
100mm	310.19 380.66 70.48	310.19 355.44 45.25	310.19 345.79 35.61	310.19 400.14 89.95
150mm	350.83 412.65 61.82	350.83 385.43 34.60	350.83 375.64 24.81	350.83 432.34 81.51
200mm	328.66 382.56 53.90	328.66 353.42 24.76	328.66 343.48 14.82	328.66 402.47 73.81
(傾向)	一律の割合で改定するので、元の金額 が大きいほど、上げ幅は大きくなる。 つまり、大口利用者への依存傾向は 大きくなる。	大口利用者分の従量料金の上げ幅を 小さくしたため、全体的に35円前後の額 で上昇となり、同時に大口径は上げ幅 が小さくなった。	案②よりも顕著に大口利用者の上げ幅 を小さくした分、小口径での上げ幅が 大きくなっている。中口径でも上げ幅 が小さくなっているのが特徴的。	小口径に配慮したことで、不足した分 を中口径以上全体で負担している。100 mm以上では供給単価が給水原価の約2 倍の400円を超えている。

料金改定案 詳細資料

案①-C

基本水量廃止 + 各口径を平均的に値上げする案(通増度を現行維持)

資料4-1

設定条件

基本水量制	なし (1㎡から従量料金が生じる。)
基本料金	口径13～20mmの基本料金は、基本水量の廃止に伴い少量利用者を考慮し現行より低く設定。
従量料金	口径13～25mmの10㎡以下には低廉な従量料金を設定。それ以外は口径ごとに現行料金から30～50円増。
その他配慮事項	口径13mm及び20mmの赤字が解消する (供給単価が給水原価を上回る) ように料金を設定 通増度は現行 (2.14) とほぼ同一に設定 (2.06)

※各料金は1か月当たりの税抜額

現行料金表

通増度: 2.14

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり (円)					
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300
20mm	1,500						
25mm	2,500						
30mm	3,250						
40mm	7,000	140					
50mm	15,000						
75mm	39,000						
100mm	87,000						
150mm	217,500						
200mm	413,000						

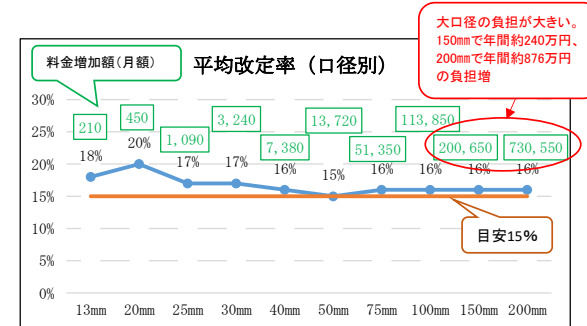
改定後料金表

通増度: 2.06

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり (円)					
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,050 (-150)	40					
20mm	1,400 (-100)						
25mm	2,500 (±0)						
30mm	4,000 (+750)	170 (+30)					
40mm	8,500 (+1,500)						
50mm	17,200 (+2,200)						
75mm	45,000 (+6,000)						
100mm	100,000 (+13,000)						
150mm	250,000 (+32,500)						
200mm	475,000 (+62,000)						

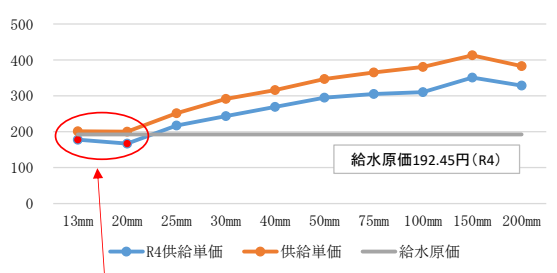
使用水量に応じた料金改定のイメージ

想定パターン	1人世帯	2人世帯	4人世帯	スーパーマーケット	学校
メーター口径	13mm	20mm	20mm	50mm	100mm
使用水量	7㎡	14㎡	20㎡	750㎡	1,000㎡
改定前	1,200円	2,060円	2,900円	213,600円	360,600円
改定後	1,330円	2,480円	3,500円	247,300円	417,600円
差額	+130円	+420円	+600円	+33,700円	+57,000円
改定率	11%	20%	21%	16%	16%

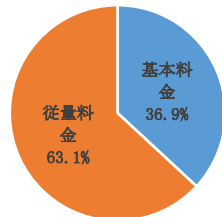


※平均改定率: 口径別の平均使用水量における改定率

供給単価及び給水原価 (口径別)



基本料金・従量料金の比率



料金改定のポイント

【料金体系】

- 基本水量制を廃止
- 口径13～25mmの基本水量以下の使用者に過度な負担が生じないように、基本料金と使用水量10㎡以下の従量料金を低く設定
- 通増度は、現行の2.14を維持

【口径ごとの改定率】

- 口径ごとの改定率は、ほぼ一律の改定率(15%)になるように設定。
- 口径13mm～25mmについては、基本水量を廃止することによる少量利用者に配慮した結果、平均使用者の改定率は15%を上回る。(少量利用者の改定率は別紙のとおり)

【料金比率】

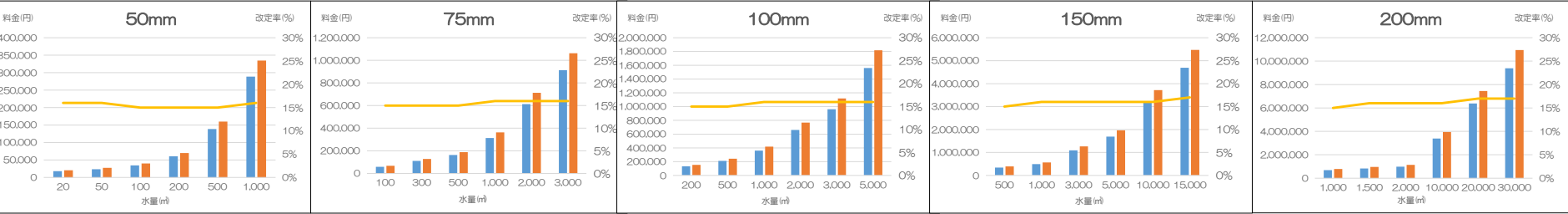
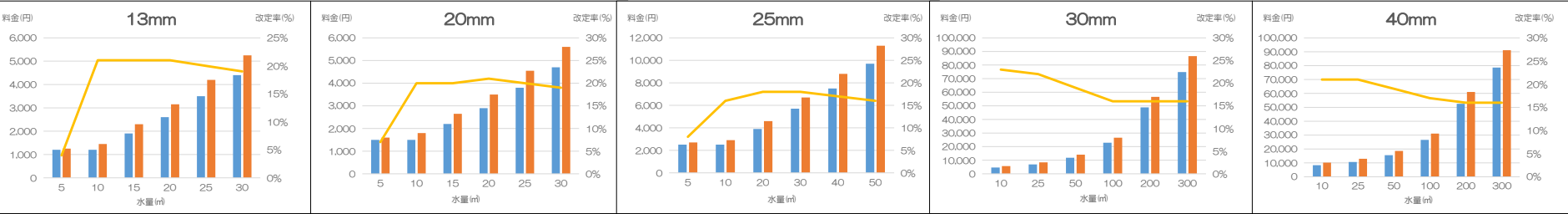
- 給水収益に占める基本料金: 従量料金 = 36.9 : 63.1 (現行は42.2 : 57.8)
- 基本水量を廃止することによる少額利用者への配慮により基本料金を引き下げたため、現行より基本料金の割合が引き下がる。

【参考】1か月当たりの料金比較表

案①ーC

13mm					20mm					25mm					30mm					40mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
5	1,200	1,250	+50	4%	5	1,500	1,600	+100	7%	5	2,500	2,700	+200	8%	10	4,650	5,700	+1,050	23%	10	8,400	10,200	+1,800	21%
10	1,200	1,450	+250	21%	10	1,500	1,800	+300	20%	10	2,500	2,900	+400	16%	25	6,950	8,450	+1,500	22%	25	10,700	12,950	+2,250	21%
15	1,900	2,300	+400	21%	15	2,200	2,650	+450	20%	20	3,900	4,600	+700	18%	50	11,850	14,100	+2,250	19%	50	15,600	18,600	+3,000	19%
20	2,600	3,150	+550	21%	20	2,900	3,500	+600	21%	30	5,700	6,700	+1,000	18%	100	22,850	26,600	+3,750	16%	100	26,600	31,100	+4,500	17%
25	3,500	4,200	+700	20%	25	3,800	4,550	+750	20%	40	7,500	8,800	+1,300	17%	200	48,850	56,600	+7,750	16%	200	52,600	61,100	+8,500	16%
30	4,400	5,250	+850	19%	30	4,700	5,600	+900	19%	50	9,700	11,300	+1,600	16%	300	74,850	86,600	+11,750	16%	300	78,600	91,100	+12,500	16%

50mm					75mm					100mm					150mm					200mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
20	17,800	20,600	+2,800	16%	100	58,600	67,600	+9,000	15%	200	132,600	152,600	+20,000	15%	500	341,100	392,600	+51,500	15%	1,000	686,600	792,600	+106,000	15%
50	23,600	27,300	+3,700	16%	300	110,600	127,600	+17,000	15%	500	210,600	242,600	+32,000	15%	1,000	491,100	567,600	+76,500	16%	1,500	836,600	967,600	+131,000	16%
100	34,600	39,800	+5,200	15%	500	162,600	187,600	+25,000	15%	1,000	360,600	417,600	+57,000	16%	3,000	1,091,100	1,267,600	+176,500	16%	2,000	986,600	1,142,600	+156,000	16%
200	60,600	69,800	+9,200	15%	1,000	312,600	362,600	+50,000	16%	2,000	660,600	767,600	+107,000	16%	5,000	1,691,100	1,967,600	+276,500	16%	10,000	3,386,600	3,942,600	+556,000	16%
500	138,600	159,800	+21,200	15%	2,000	612,600	712,600	+100,000	16%	3,000	960,600	1,117,600	+157,000	16%	10,000	3,191,100	3,717,600	+526,500	16%	20,000	6,386,600	7,442,600	+1,056,000	17%
1,000	288,600	334,800	+46,200	16%	3,000	912,600	1,062,600	+150,000	16%	5,000	1,560,600	1,817,600	+257,000	16%	15,000	4,691,100	5,467,600	+776,500	17%	30,000	9,386,600	10,942,600	+1,556,000	17%



現行料金 改定後料金 改定率

案②-C

基本水量廃止 + 案①の逡増度を引き下げる案

資料4-2

設定条件

基本水量制	なし (1㎡から従量料金が生じる。)
基本料金	口径13～20mmの基本料金は、基本水量の廃止に伴い少量利用者を考慮し現行より低く設定。
従量料金	口径13～25mmの10㎡以下には低廉な従量料金を設定。それ以外は口径ごとに現行料金から20～40円増。
その他配慮事項	口径13mm及び20mmの赤字が解消する (供給単価が給水原価を上回る) ように料金を設定 逡増度は現行 (2.14) より引き下げて設定 (1.88)

※各料金は1か月当たりの税抜額

案①より逡増度を引き下げた。
(案① 2.06 → 案② 1.88)

現行料金表

逡増度: 2.14

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり (円)										
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～					
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300					
20mm	1,500											
25mm	2,500											
30mm	3,250	140										
40mm	7,000											
50mm	15,000											
75mm	39,000											
100mm	87,000											
150mm	217,500											
200mm	413,000											

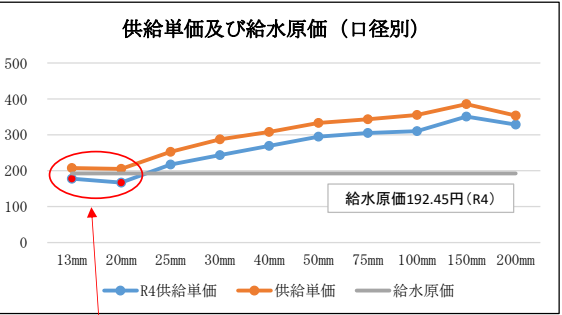
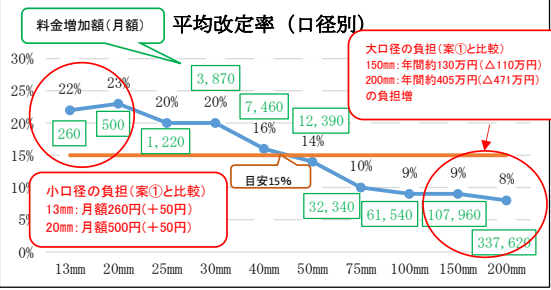
改定後料金表

逡増度: 1.88

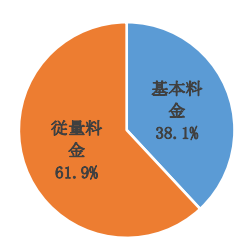
口径	基本料金	従量料金1㎡当たり (円)					
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,100 (-100)	40					
20mm	1,450 (-50)						
25mm	2,500 (±0)						
30mm	4,000 (+750)						
40mm	8,500 (+1,500)	170 (+30)					
50mm	17,200 (+2,200)						
75mm	45,000 (+6,000)						
100mm	100,000 (+13,000)						
150mm	250,000 (+32,500)						
200mm	475,000 (+62,000)						

使用水量に応じた料金改定のイメージ

想定パターン	1人世帯	2人世帯	4人世帯	スーパーマーケット	学校
メーター口径	13mm	20mm	20mm	50mm	100mm
使用水量	7㎡	14㎡	20㎡	750㎡	1,000㎡
改定前	1,200円	2,060円	2,900円	213,600円	360,600円
改定後	1,380円	2,530円	3,550円	236,600円	399,400円
差額	+180円	+470円	+650円	+23,000円	+38,800円
改定率	15%	23%	22%	11%	11%



基本料金・従量料金の比率



料金改定のポイント

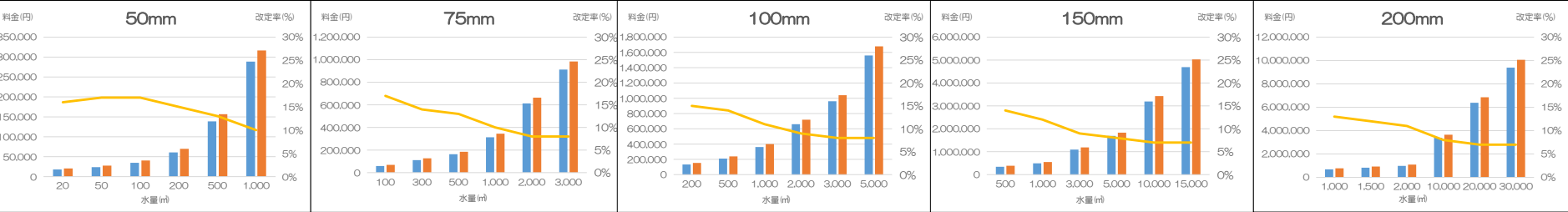
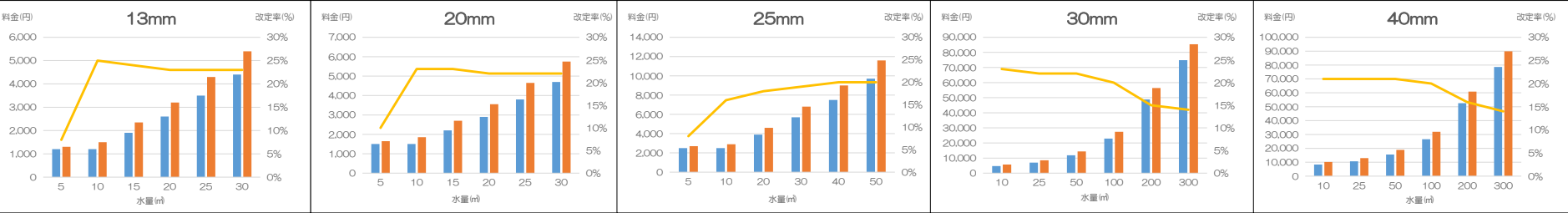
- 【料金体系】
 - 基本水量制を廃止
 - 口径13～25mmの基本水量以下の使用者に過度な負担が生じないように、基本料金と使用水量10㎡以下の従量料金を低く設定
 - 逡増度は、大口径の負担を軽減させるため、現行 (2.14) を引き下げ「1.88」に設定
- 【口径ごとの改定率】
 - 口径ごとの改定率は、逡増率を引き下げたため口径が大きくなるほど下がる。(8%～23%)
 - 口径13mm～25mmについては、案①よりも改定率が3～4%上昇しているが、金額では月額50円の差である。
- 【料金比率】
 - 給水収益に占める基本料金: 従量料金=38.1:61.9 (現行は42.2:57.8)
 - 基本水量を廃止することによる少額利用者への配慮により基本料金を引き下げたため、現行より基本料金の割合が引き下がる。

【参考】1か月当たりの料金比較表

案②ーC

13mm					20mm					25mm					30mm					40mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
5	1,200	1,300	+100	8%	5	1,500	1,650	+150	10%	5	2,500	2,700	+200	8%	10	4,650	5,700	+1,050	23%	10	8,400	10,200	+1,800	21%
10	1,200	1,500	+300	25%	10	1,500	1,850	+350	23%	10	2,500	2,900	+400	16%	25	6,950	8,500	+1,550	22%	25	10,700	13,000	+2,300	21%
15	1,900	2,350	+450	24%	15	2,200	2,700	+500	23%	20	3,900	4,600	+700	18%	50	11,850	14,400	+2,550	22%	50	15,600	18,900	+3,300	21%
20	2,600	3,200	+600	23%	20	2,900	3,550	+650	22%	30	5,700	6,800	+1,100	19%	100	22,850	27,400	+4,550	20%	100	26,600	31,900	+5,300	20%
25	3,500	4,300	+800	23%	25	3,800	4,650	+850	22%	40	7,500	9,000	+1,500	20%	200	48,850	56,400	+7,550	15%	200	52,600	60,900	+8,300	16%
30	4,400	5,400	+1,000	23%	30	4,700	5,750	+1,050	22%	50	9,700	11,600	+1,900	20%	300	74,850	85,400	+10,550	14%	300	78,600	89,900	+11,300	14%

50mm					75mm					100mm					150mm					200mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
20	17,800	20,600	+2,800	16%	100	58,600	68,400	+9,800	17%	200	132,600	152,400	+19,800	15%	500	341,100	389,400	+48,300	14%	1,000	686,600	774,400	+87,800	13%
50	23,600	27,600	+4,000	17%	300	110,600	126,400	+15,800	14%	500	210,600	239,400	+28,800	14%	1,000	491,100	549,400	+58,300	12%	1,500	836,600	934,400	+97,800	12%
100	34,600	40,600	+6,000	17%	500	162,600	184,400	+21,800	13%	1,000	360,600	399,400	+38,800	11%	3,000	1,091,100	1,189,400	+98,300	9%	2,000	986,600	1,094,400	+107,800	11%
200	60,600	69,600	+9,000	15%	1,000	312,600	344,400	+31,800	10%	2,000	660,600	719,400	+58,800	9%	5,000	1,691,100	1,829,400	+138,300	8%	10,000	3,386,600	3,654,400	+267,800	8%
500	138,600	156,600	+18,000	13%	2,000	612,600	664,400	+51,800	8%	3,000	960,600	1,039,400	+78,800	8%	10,000	3,191,100	3,429,400	+238,300	7%	20,000	6,386,600	6,854,400	+467,800	7%
1,000	288,600	316,600	+28,000	10%	3,000	912,600	984,400	+71,800	8%	5,000	1,560,600	1,679,400	+118,800	8%	15,000	4,691,100	5,029,400	+338,300	7%	30,000	9,386,600	10,054,400	+667,800	7%



現行料金 改定後料金 改定率

料金改定案 詳細資料

案③-C

基本水量廃止 + 案②よりもさらに逦増度を引き下げる案

資料4-3

設定条件

基本水量制	なし (1㎡から従量料金が生じる。)
基本料金	口径13～20mmの基本料金は、基本水量の廃止に伴い少量利用者を考慮し現行より低く設定。
従量料金	口径13～25mmの10㎡以下には案②よりも低廉な従量料金を設定。それ以外は口径ごとに現行料金から10～40円増。
その他配慮事項	口径13mm及び20mmの赤字が解消する (供給単価が給水原価を上回る) ように料金を設定 逦増度は現行 (2.14) より引き下げて設定 (1.72)

※各料金は1か月当たりの税抜額

基本水量部分に従量料金が生じるため、小口径については、基本料金部分で配慮

案②より逦増度を引き下げた。
(案② 1.88 → 案③ 1.72)

現行料金表

逦増度： 2.14

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり (円)					
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300
20mm	1,500						
25mm	2,500						
30mm	3,250						
40mm	7,000						
50mm	15,000	140	140	180	220	260	300
75mm	39,000						
100mm	87,000						
150mm	217,500						
200mm	413,000						

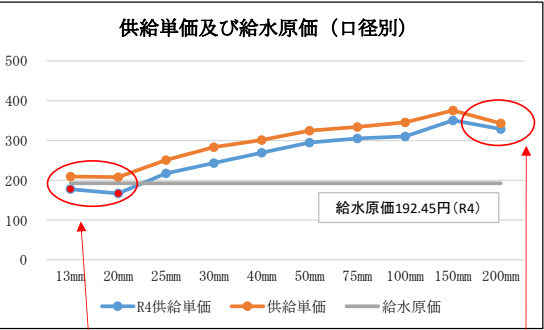
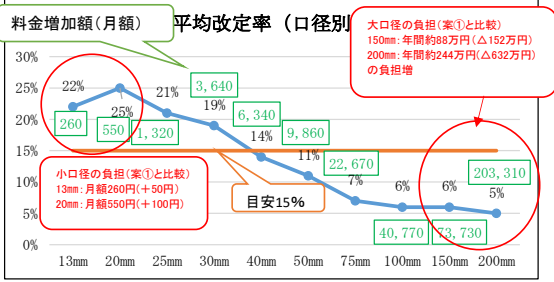
改定後料金表

逦増度： 1.72

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり (円)					
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,100 (-100)	40	180	220	250	280	310
20mm	1,450 (-50)						
25mm	2,500 (±0)						
30mm	4,000 (+750)						
40mm	8,500 (+1,500)						
50mm	17,200 (+2,200)	180	180	220	250	280	310
75mm	45,000 (+6,000)	(+40)	(+40)	(+40)	(+30)	(+20)	(+10)
100mm	100,000 (+13,000)						
150mm	250,000 (+32,500)						
200mm	475,000 (+62,000)						

使用水量に応じた料金改定のイメージ

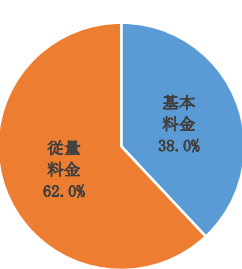
想定パターン	1人世帯	2人世帯	4人世帯	スーパーマーケット	学校
メーター口径	13mm	20mm	20mm	50mm	100mm
使用水量	7㎡	14㎡	20㎡	750㎡	1,000㎡
改定前	1,200円	2,060円	2,900円	213,600円	360,600円
改定後	1,380円	2,570円	3,650円	229,700円	390,000円
差額	+180円	+510円	+750円	+16,100円	+29,400円
改定率	15%	25%	26%	8%	8%



R4供給単価で赤字だった13mm及び20mmを黒字にする。

200mmの供給単価の上昇を抑制した。

基本料金・従量料金の比率



料金改定のポイント

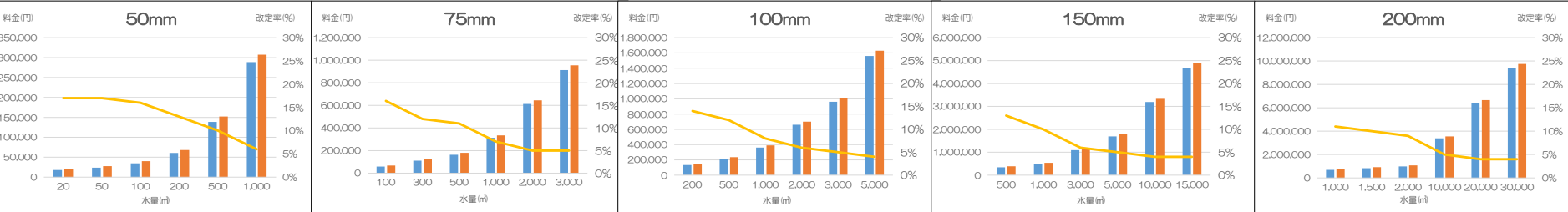
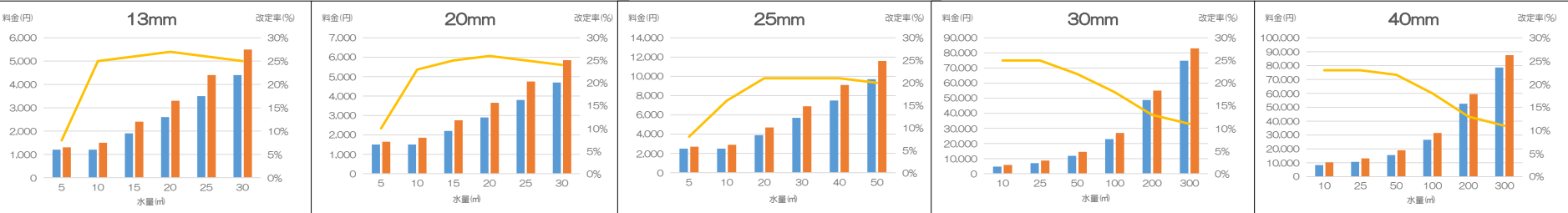
- 【料金体系】
 - 基本水量制を廃止
 - 口径13～25mmの基本水量以下の使用者に過度な負担が生じないよう、基本料金と使用水量10㎡以下の従量料金を低く設定
 - 逦増度は、大口径の負担を軽減させるため、現行 (2.14) を引き下げ「1.72」に設定
- 【口径ごとの改定率】
 - 口径ごとの改定率は、逦増率を引き下げたため口径が大きくなるほど下がる。(5%～25%)
 - 口径13mm～25mmについては、案①よりも改定率が4～5%上昇しているが、金額では月額50円、100円の差である。
- 【料金比率】
 - 給水収益に占める基本料金：従量料金＝38.0：62.0 (現行は42.2：57.8)
 - 基本水量を廃止することによる少額利用者への配慮により基本料金を引き下げたため、現行より基本料金の割合が引き下がる。

【参考】1か月当たりの料金比較表

案③ーC

13mm					20mm					25mm					30mm					40mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
5	1,200	1,300	+100	8%	5	1,500	1,650	+150	10%	5	2,500	2,700	+200	8%	10	4,650	5,800	+1,150	25%	10	8,400	10,300	+1,900	23%
10	1,200	1,500	+300	25%	10	1,500	1,850	+350	23%	10	2,500	2,900	+400	16%	25	6,950	8,700	+1,750	25%	25	10,700	13,200	+2,500	23%
15	1,900	2,400	+500	26%	15	2,200	2,750	+550	25%	20	3,900	4,700	+800	21%	50	11,850	14,500	+2,650	22%	50	15,600	19,000	+3,400	22%
20	2,600	3,300	+700	27%	20	2,900	3,650	+750	26%	30	5,700	6,900	+1,200	21%	100	22,850	27,000	+4,150	18%	100	26,600	31,500	+4,900	18%
25	3,500	4,400	+900	26%	25	3,800	4,750	+950	25%	40	7,500	9,100	+1,600	21%	200	48,850	55,000	+6,150	13%	200	52,600	59,500	+6,900	13%
30	4,400	5,500	+1,100	25%	30	4,700	5,850	+1,150	24%	50	9,700	11,600	+1,900	20%	300	74,850	83,000	+8,150	11%	300	78,600	87,500	+8,900	11%

50mm					75mm					100mm					150mm					200mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
20	17,800	20,800	+3,000	17%	100	58,600	68,000	+9,400	16%	200	132,600	151,000	+18,400	14%	500	341,100	385,000	+43,900	13%	1,000	686,600	765,000	+78,400	11%
50	23,600	27,700	+4,100	17%	300	110,600	124,000	+13,400	12%	500	210,600	235,000	+24,400	12%	1,000	491,100	540,000	+48,900	10%	1,500	836,600	920,000	+83,400	10%
100	34,600	40,200	+5,600	16%	500	162,600	180,000	+17,400	11%	1,000	360,600	390,000	+29,400	8%	3,000	1,091,100	1,160,000	+68,900	6%	2,000	986,600	1,075,000	+88,400	9%
200	60,600	68,200	+7,600	13%	1,000	312,600	335,000	+22,400	7%	2,000	660,600	700,000	+39,400	6%	5,000	1,691,100	1,780,000	+88,900	5%	10,000	3,386,600	3,555,000	+168,400	5%
500	138,600	152,200	+13,600	10%	2,000	612,600	645,000	+32,400	5%	3,000	960,600	1,010,000	+49,400	5%	10,000	3,191,100	3,330,000	+138,900	4%	20,000	6,386,600	6,655,000	+268,400	4%
1,000	288,600	307,200	+18,600	6%	3,000	912,600	955,000	+42,400	5%	5,000	1,560,600	1,630,000	+69,400	4%	15,000	4,691,100	4,880,000	+188,900	4%	30,000	9,386,600	9,755,000	+368,400	4%



現行料金 改定後料金 改定率

料金改定案 詳細資料

案④-C

基本水量廃止 + 口径13mmと口径20mmの値上げ率を抑制する案

資料4-4

設定条件

基本水量制	なし（1㎡から従量料金が生じる。）
基本料金	口径13～20mmの基本料金は、基本水量の廃止に伴い少量利用者を考慮し現行より低く設定。特に口径13mmと20mmを引き下げて設定
従量料金	口径13～25mmの10㎡以下には低廉な従量料金を設定。それ以外は口径ごとに現行料金から20～70円増。
その他配慮事項	口径13mm及び20mmの赤字が解消する（供給単価が給水原価を上回る）ように料金を設定 逓増度は、口径13mmと20mmの値上げ幅を抑制したことから現行より引き上げた。（2.14→2.31）

※各料金は1か月当たりの税抜額

案①より逓増度を引き下げた。
(案① 2.06 → 案④ 2.31)

基本水量部分に従量料金が生じるため、小口径については、基本料金部分で配慮した。

現行料金表

逓増度： 2.14

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり（円）										
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～					
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300					
20mm	1,500											
25mm	2,500											
30mm	3,250	140										
40mm	7,000											
50mm	15,000											
75mm	39,000											
100mm	87,000											
150mm	217,500											
200mm	413,000											



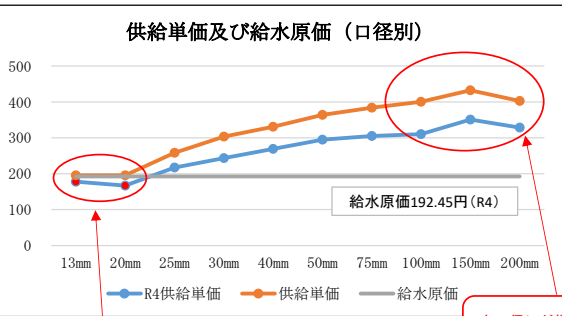
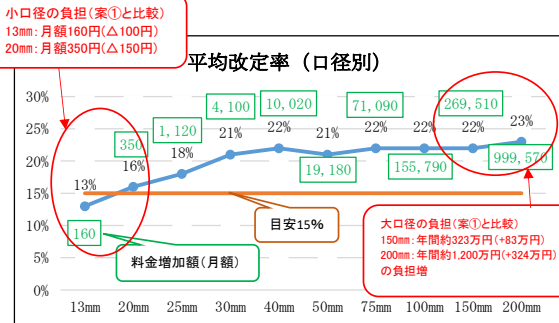
改定後料金表

逓増度： 2.31

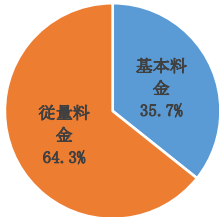
口径	基本料金	従量料金1㎡当たり（円）					
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～
13mm	1,000 (～200)	40					
20mm	1,350 (～150)						
25mm	2,500 (±0)						
30mm	4,000 (+750)						
40mm	8,500 (+1,500)	160	160	220	270	320	370
50mm	17,200 (+2,200)						
75mm	45,000 (+6,000)						
100mm	100,000 (+13,000)						
150mm	250,000 (+32,500)						
200mm	475,000 (+62,000)						

使用水量に応じた料金改定のイメージ

想定パターン	1人世帯	2人世帯	4人世帯	スーパーマーケット	学校
メーター口径	13mm	20mm	20mm	50mm	100mm
使用水量	7㎡	14㎡	20㎡	750㎡	1,000㎡
改定前	1,200円	2,060円	2,900円	213,600円	360,600円
改定後	1,280円	2,390円	3,350円	261,500円	436,800円
差額	+80円	+330円	+450円	+47,900円	+76,200円
改定率	7%	16%	16%	22%	21%



基本料金・従量料金の比率



料金改定のポイント

【料金体系】

- 基本水量制を廃止
- 口径13～25mmの基本水量以下の使用者に過度な負担が生じないように、基本料金と使用水量10㎡以下の従量料金を低く設定
- 逓増度は、現行（2.14）より引き上げ「2.31」に設定

【口径ごとの改定率】

- 口径ごとの改定率は、口径13mmと20mmの値上げ率を他の案より抑制した。
- 口径13mmと20mmの値上げ率の抑制により、他の案に比べ口径40mm以上の値上げ率が上昇した。

【料金比率】

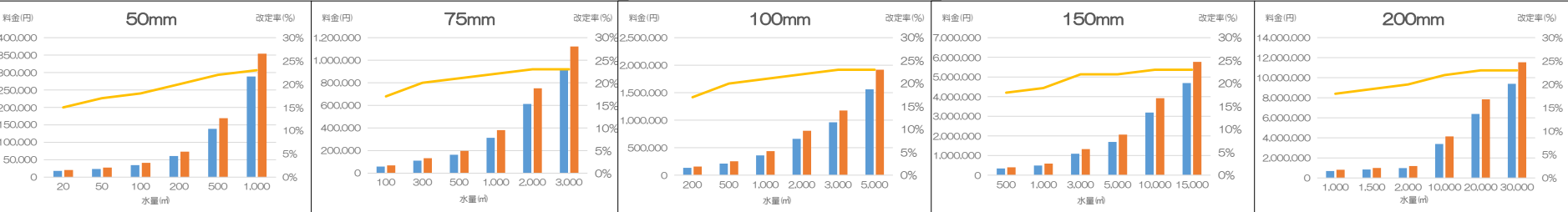
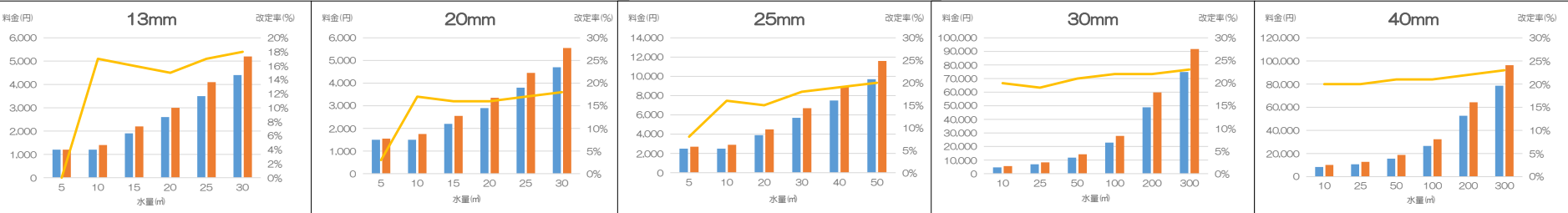
- 給水収益に占める基本料金：従量料金＝35.7：64.3（現行は42.2：57.8）
- 基本水量を廃止することによる少額利用者への配慮により基本料金を引き下げたため、現行より基本料金の割合が引き下がる。

【参考】1か月当たりの料金比較表

案④ーC

13mm					20mm					25mm					30mm					40mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
5	1,200	1,200	±0	0%	5	1,500	1,550	+50	3%	5	2,500	2,700	+200	8%	10	4,650	5,600	+950	20%	10	8,400	10,100	+1,700	20%
10	1,200	1,400	+200	17%	10	1,500	1,750	+250	17%	10	2,500	2,900	+400	16%	25	6,950	8,300	+1,350	19%	25	10,700	12,800	+2,100	20%
15	1,900	2,200	+300	16%	15	2,200	2,550	+350	16%	20	3,900	4,500	+600	15%	50	11,850	14,300	+2,450	21%	50	15,600	18,800	+3,200	21%
20	2,600	3,000	+400	15%	20	2,900	3,350	+450	16%	30	5,700	6,700	+1,000	18%	100	22,850	27,800	+4,950	22%	100	26,600	32,300	+5,700	21%
25	3,500	4,100	+600	17%	25	3,800	4,450	+650	17%	40	7,500	8,900	+1,400	19%	200	48,850	59,800	+10,950	22%	200	52,600	64,300	+11,700	22%
30	4,400	5,200	+800	18%	30	4,700	5,550	+850	18%	50	9,700	11,600	+1,900	20%	300	74,850	91,800	+16,950	23%	300	78,600	96,300	+17,700	23%

50mm					75mm					100mm					150mm					200mm				
水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率	水量(m ³)	現行	改定後	差額	改定率
20	17,800	20,400	+2,600	15%	100	58,600	68,800	+10,200	17%	200	132,600	155,800	+23,200	17%	500	341,100	401,800	+60,700	18%	1,000	686,600	811,800	+125,200	18%
50	23,600	27,500	+3,900	17%	300	110,600	132,800	+22,200	20%	500	210,600	251,800	+41,200	20%	1,000	491,100	586,800	+95,700	19%	1,500	836,600	996,800	+160,200	19%
100	34,600	41,000	+6,400	18%	500	162,600	196,800	+34,200	21%	1,000	360,600	436,800	+76,200	21%	3,000	1,091,100	1,326,800	+235,700	22%	2,000	986,600	1,181,800	+195,200	20%
200	60,600	73,000	+12,400	20%	1,000	312,600	381,800	+69,200	22%	2,000	660,600	806,800	+146,200	22%	5,000	1,691,100	2,066,800	+375,700	22%	10,000	3,386,600	4,141,800	+755,200	22%
500	138,600	169,000	+30,400	22%	2,000	612,600	751,800	+139,200	23%	3,000	960,600	1,176,800	+216,200	23%	10,000	3,191,100	3,916,800	+725,700	23%	20,000	6,386,600	7,841,800	+1,455,200	23%
1,000	288,600	354,000	+65,400	23%	3,000	912,600	1,121,800	+209,200	23%	5,000	1,560,600	1,916,800	+356,200	23%	15,000	4,691,100	5,766,800	+1,075,700	23%	30,000	9,386,600	11,541,800	+2,155,200	23%



現行料金 改定後料金 改定率

【料金早見表】案①～④における、13mm及び20mmの20㎡までの料金一覧

※各料金は1か月当たりの税抜額

13mm、10㎡：1,200円×1.15＝1,380円
20mm、10㎡：1,500円×1.15＝1,725円

案①- C

水量 (㎡)	13mm				20mm			
	現行料金	改定後 料金	差額	改定率	現行料金	改定後 料金	差額	改定率
0	1,200	1,050	-150	-13%	1,500	1,400	-100	-7%
1	1,200	1,090	-110	-9%	1,500	1,440	-60	-4%
2	1,200	1,130	-70	-6%	1,500	1,480	-20	-1%
3	1,200	1,170	-30	-3%	1,500	1,520	+20	1%
4	1,200	1,210	+10	1%	1,500	1,560	+60	4%
5	1,200	1,250	+50	4%	1,500	1,600	+100	7%
6	1,200	1,290	+90	8%	1,500	1,640	+140	9%
7	1,200	1,330	+130	11%	1,500	1,680	+180	12%
8	1,200	1,370	+170	14%	1,500	1,720	+220	15%
9	1,200	1,410	+210	18%	1,500	1,760	+260	17%
10	1,200	1,450	+250	21%	1,500	1,800	+300	20%
11	1,340	1,620	+280	21%	1,640	1,970	+330	20%
12	1,480	1,790	+310	21%	1,780	2,140	+360	20%
13	1,620	1,960	+340	21%	1,920	2,310	+390	20%
14	1,760	2,130	+370	21%	2,060	2,480	+420	20%
15	1,900	2,300	+400	21%	2,200	2,650	+450	20%
16	2,040	2,470	+430	21%	2,340	2,820	+480	21%
17	2,180	2,640	+460	21%	2,480	2,990	+510	21%
18	2,320	2,810	+490	21%	2,620	3,160	+540	21%
19	2,460	2,980	+520	21%	2,760	3,330	+570	21%
20	2,600	3,150	+550	21%	2,900	3,500	+600	21%

案②- C ★事務局案

水量 (㎡)	13mm				20mm			
	現行料金	改定後 料金	差額	改定率	現行料金	改定後 料金	差額	改定率
0	1,200	1,100	-100	-8%	1,500	1,450	-50	-3%
1	1,200	1,140	-60	-5%	1,500	1,490	-10	-1%
2	1,200	1,180	-20	-2%	1,500	1,530	+30	2%
3	1,200	1,220	+20	2%	1,500	1,570	+70	5%
4	1,200	1,260	+60	5%	1,500	1,610	+110	7%
5	1,200	1,300	+100	8%	1,500	1,650	+150	10%
6	1,200	1,340	+140	12%	1,500	1,690	+190	13%
7	1,200	1,380	+180	15%	1,500	1,730	+230	15%
8	1,200	1,420	+220	18%	1,500	1,770	+270	18%
9	1,200	1,460	+260	22%	1,500	1,810	+310	21%
10	1,200	1,500	+300	25%	1,500	1,850	+350	23%
11	1,340	1,670	+330	25%	1,640	2,020	+380	23%
12	1,480	1,840	+360	24%	1,780	2,190	+410	23%
13	1,620	2,010	+390	24%	1,920	2,360	+440	23%
14	1,760	2,180	+420	24%	2,060	2,530	+470	23%
15	1,900	2,350	+450	24%	2,200	2,700	+500	23%
16	2,040	2,520	+480	24%	2,340	2,870	+530	23%
17	2,180	2,690	+510	23%	2,480	3,040	+560	23%
18	2,320	2,860	+540	23%	2,620	3,210	+590	23%
19	2,460	3,030	+570	23%	2,760	3,380	+620	22%
20	2,600	3,200	+600	23%	2,900	3,550	+650	22%

案③- C

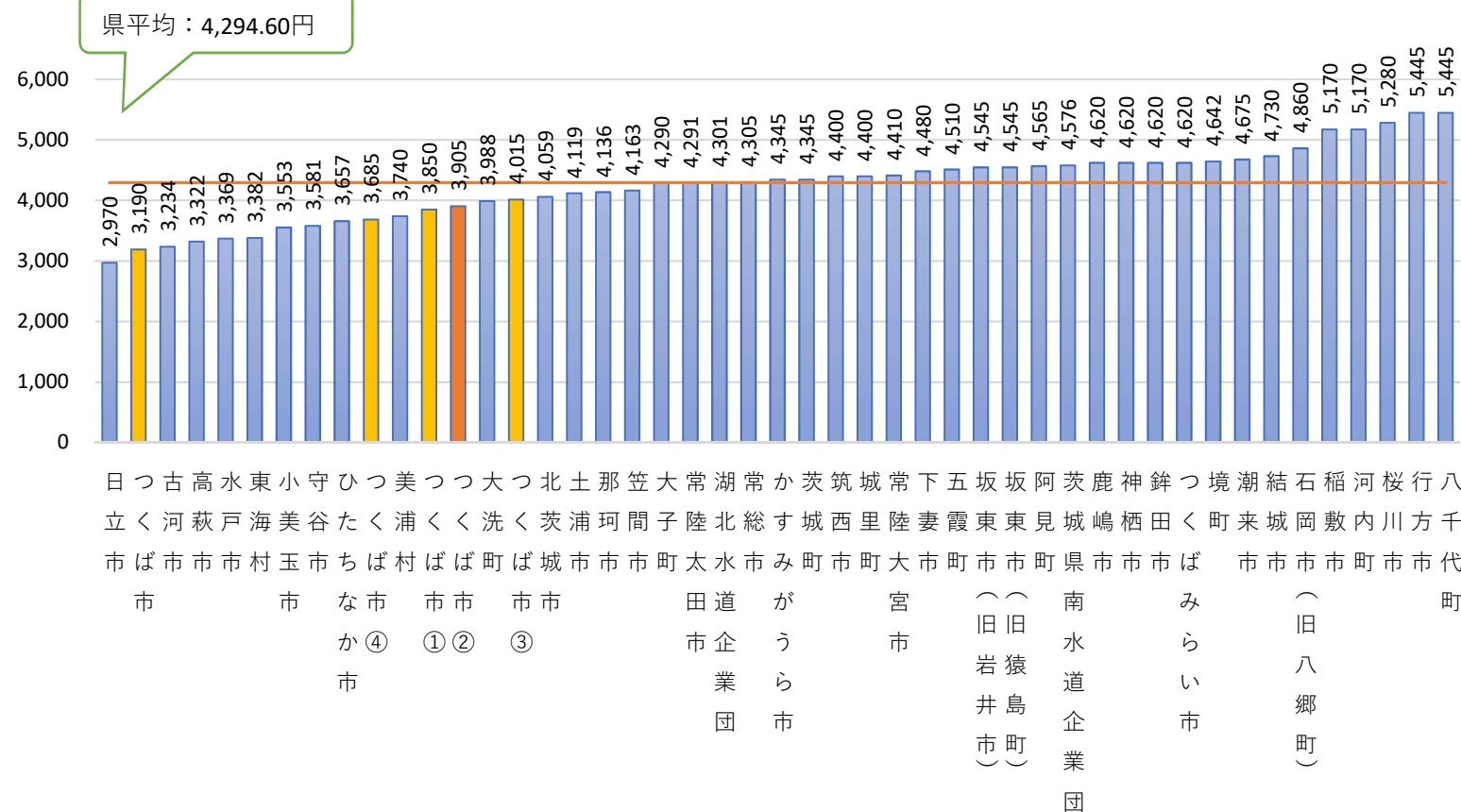
水量 (㎡)	13mm				20mm			
	現行料金	改定後 料金	差額	改定率	現行料金	改定後 料金	差額	改定率
0	1,200	1,100	-100	-8%	1,500	1,450	-50	-3%
1	1,200	1,140	-60	-5%	1,500	1,490	-10	-1%
2	1,200	1,180	-20	-2%	1,500	1,530	+30	2%
3	1,200	1,220	+20	2%	1,500	1,570	+70	5%
4	1,200	1,260	+60	5%	1,500	1,610	+110	7%
5	1,200	1,300	+100	8%	1,500	1,650	+150	10%
6	1,200	1,340	+140	12%	1,500	1,690	+190	13%
7	1,200	1,380	+180	15%	1,500	1,730	+230	15%
8	1,200	1,420	+220	18%	1,500	1,770	+270	18%
9	1,200	1,460	+260	22%	1,500	1,810	+310	21%
10	1,200	1,500	+300	25%	1,500	1,850	+350	23%
11	1,340	1,680	+340	25%	1,640	2,030	+390	24%
12	1,480	1,860	+380	26%	1,780	2,210	+430	24%
13	1,620	2,040	+420	26%	1,920	2,390	+470	24%
14	1,760	2,220	+460	26%	2,060	2,570	+510	25%
15	1,900	2,400	+500	26%	2,200	2,750	+550	25%
16	2,040	2,580	+540	26%	2,340	2,930	+590	25%
17	2,180	2,760	+580	27%	2,480	3,110	+630	25%
18	2,320	2,940	+620	27%	2,620	3,290	+670	26%
19	2,460	3,120	+660	27%	2,760	3,470	+710	26%
20	2,600	3,300	+700	27%	2,900	3,650	+750	26%

案④- C

水量 (㎡)	13mm				20mm			
	現行料金	改定後 料金	差額	改定率	現行料金	改定後 料金	差額	改定率
0	1,200	1,000	-200	-17%	1,500	1,350	-150	-10%
1	1,200	1,040	-160	-13%	1,500	1,390	-110	-7%
2	1,200	1,080	-120	-10%	1,500	1,430	-70	-5%
3	1,200	1,120	-80	-7%	1,500	1,470	-30	-2%
4	1,200	1,160	-40	-3%	1,500	1,510	+10	1%
5	1,200	1,200	±0	0%	1,500	1,550	+50	3%
6	1,200	1,240	+40	3%	1,500	1,590	+90	6%
7	1,200	1,280	+80	7%	1,500	1,630	+130	9%
8	1,200	1,320	+120	10%	1,500	1,670	+170	11%
9	1,200	1,360	+160	13%	1,500	1,710	+210	14%
10	1,200	1,400	+200	17%	1,500	1,750	+250	17%
11	1,340	1,560	+220	16%	1,640	1,910	+270	16%
12	1,480	1,720	+240	16%	1,780	2,070	+290	16%
13	1,620	1,880	+260	16%	1,920	2,230	+310	16%
14	1,760	2,040	+280	16%	2,060	2,390	+330	16%
15	1,900	2,200	+300	16%	2,200	2,550	+350	16%
16	2,040	2,360	+320	16%	2,340	2,710	+370	16%
17	2,180	2,520	+340	16%	2,480	2,870	+390	16%
18	2,320	2,680	+360	16%	2,620	3,030	+410	16%
19	2,460	2,840	+380	15%	2,760	3,190	+430	16%
20	2,600	3,000	+400	15%	2,900	3,350	+450	16%

最も多い利用者がいる水量
平均使用水量

改定率がマイナス
改定率が0～10%以下
改定率が20%より大きい

口径20mmで月20m³使用した時の料金（税込）

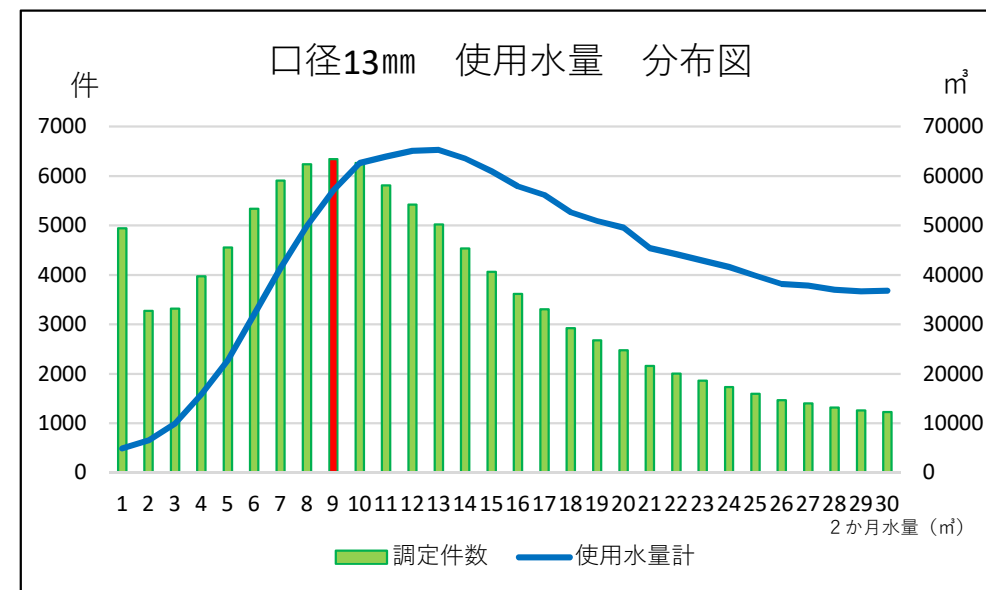
現行：下から2番手
 案①：下から10番手
 ☆案②：下から10番手
 案③：下から11番手
 案④：下から9番手

いずれも現行の県内平均までは到達せず。

口径13mm 使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

使用水量(m³) (2月当たり)	件数	使用水量 計 (m³)
0	16,175	0
1	4,942	4,942
2	3,275	6,550
3	3,319	9,957
4	3,969	15,876
5	4,557	22,785
6	5,334	32,004
7	5,908	41,356
8	6,233	49,864
9	6,340	57,060
10	6,260	62,600
11	5,812	63,932
12	5,423	65,076
13	5,019	65,247
14	4,536	63,504
15	4,063	60,945
16	3,618	57,888
17	3,303	56,151
18	2,924	52,632
19	2,679	50,901
20	2,477	49,540
小計	106,166	888,810
基本水量内の 割合	72.2%	34.5%

使用水量(m³) (2月当たり)	件数	使用水量 計 (m³)
21	2,162	45,402
22	2,008	44,176
23	1,865	42,895
24	1,733	41,592
25	1,595	39,875
26	1,469	38,194
27	1,401	37,827
28	1,322	37,016
29	1,264	36,656
30	1,227	36,810
31	1,098	34,038
32	1,087	34,784
33	1,005	33,165
34	990	33,660
35	995	34,825
36	900	32,400
37	895	33,115
38	877	33,326
39	807	31,473
40	816	32,640
41以上	15,406	951,703
合計	147,088	2,574,382
平均使用水量	17.5 m³	
平均使用水量 (1月当たり)	8.8 m³	

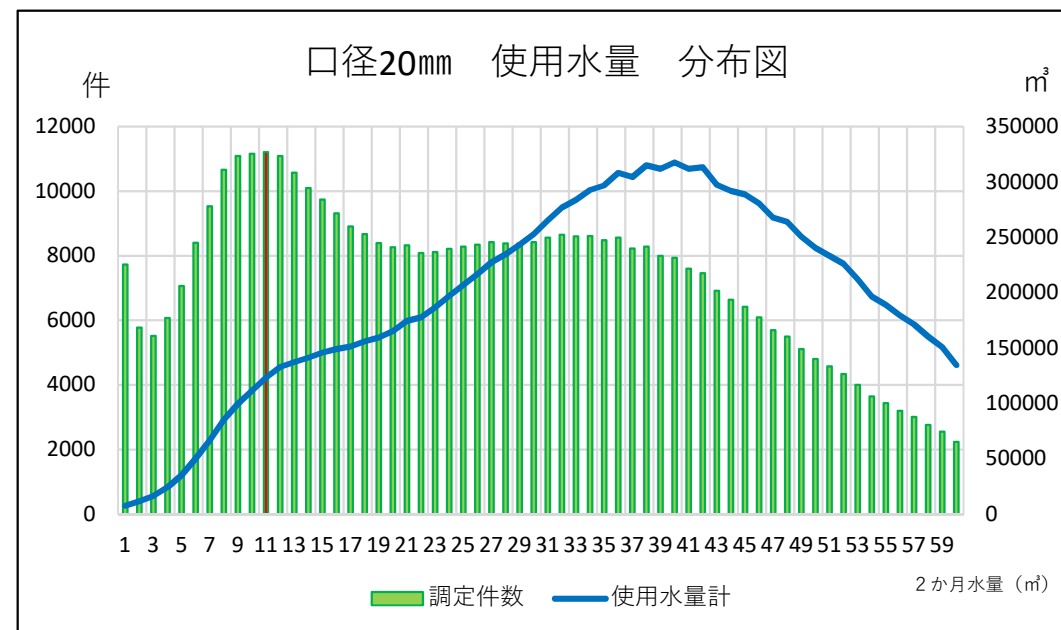


- ・ 平均使用水量は、約17.5m³（1か月当たり 約8.8m³）
- ・ 基本水量内で使用している割合は、
 調定件数 約72.2%
 使用水量 約34.5%
- ・ 調定件数が最も多い使用水量：9 m³（2か月当たり）
 4.5m³（1か月当たり）

口径20mm 使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

使用水量(m³) (2月当たり)	件数	使用水量 計 (m³)
0	12,712	0
1	7,724	7,724
2	5,774	11,548
3	5,523	16,569
4	6,076	24,304
5	7,066	35,330
6	8,402	50,412
7	9,532	66,724
8	10,666	85,328
9	11,085	99,765
10	11,154	111,540
11	11,208	123,288
12	11,088	133,056
13	10,568	137,384
14	10,095	141,330
15	9,736	146,040
16	9,312	148,992
17	8,903	151,351
18	8,675	156,150
19	8,397	159,543
20	8,259	165,180
小計	191,955	1,971,558
基本水量内の 割合	39.4%	13.7%

使用水量(m³) (2月当たり)	件数	使用水量 計 (m³)
21	8,319	174,699
22	8,085	177,870
23	8,117	186,691
24	8,210	197,040
25	8,279	206,975
26	8,339	216,814
27	8,426	227,502
28	8,378	234,584
29	8,387	243,223
30	8,426	252,780
31	8,561	265,391
32	8,655	276,960
33	8,602	283,866
34	8,610	292,740
35	8,484	296,940
36	8,559	308,124
37	8,226	304,362
38	8,288	314,944
39	7,993	311,727
40	7,941	317,640
41	7,603	311,723
42	7,461	313,362
43	6,918	297,474
44	6,635	291,940
45	6,417	288,765
46以上	93,673	5,853,278
合計	487,547	14,418,972
平均使用水量	29.6 m³	
平均使用水量 (1月当たり)	14.8 m³	

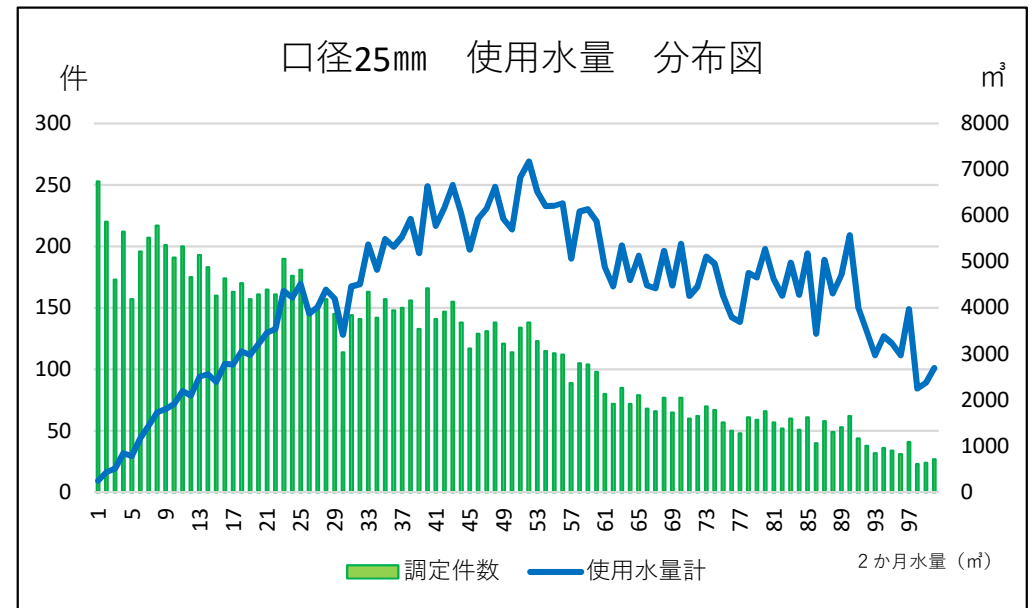


- ・ 平均使用水量は、約29.6m³（1か月当たり 約14.8m³）
- ・ 基本水量内で使用している割合は、
調定件数 約39.4%
使用水量 約13.7%
- ・ 調定件数が最も多い使用水量：11m³（2か月当たり）
5.5m³（1か月当たり）

口径25mm 使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

使用水量(m ³) (2月当たり)	件数	使用水量 計 (m ³)
0	374	0
1	253	253
2	220	440
3	173	519
4	212	848
5	157	785
6	196	1,176
7	207	1,449
8	217	1,736
9	201	1,809
10	191	1,910
11	200	2,200
12	175	2,100
13	193	2,509
14	183	2,562
15	160	2,400
16	174	2,784
17	163	2,771
18	170	3,060
19	157	2,983
20	161	3,220
小計	4,137	37,514
基本水量内の 割合	29.5%	3.8%

使用水量(m ³) (2月当たり)	件数	使用水量 計 (m ³)
21	165	3,465
22	161	3,542
23	190	4,370
24	176	4,224
25	181	4,525
26	149	3,874
27	149	4,023
28	157	4,396
29	145	4,205
30	114	3,420
31	144	4,464
32	141	4,512
33	163	5,379
34	142	4,828
35	157	5,495
36	148	5,328
37	150	5,550
38	156	5,928
39	133	5,187
40	166	6,640
41	141	5,781
42	147	6,174
43	155	6,665
44	138	6,072
45	117	5,265
46以上	6,100	833,930
合計	14,022	994,756
平均使用水量	70.9 m ³	
平均使用水量 (1月当たり)	35.5 m ³	

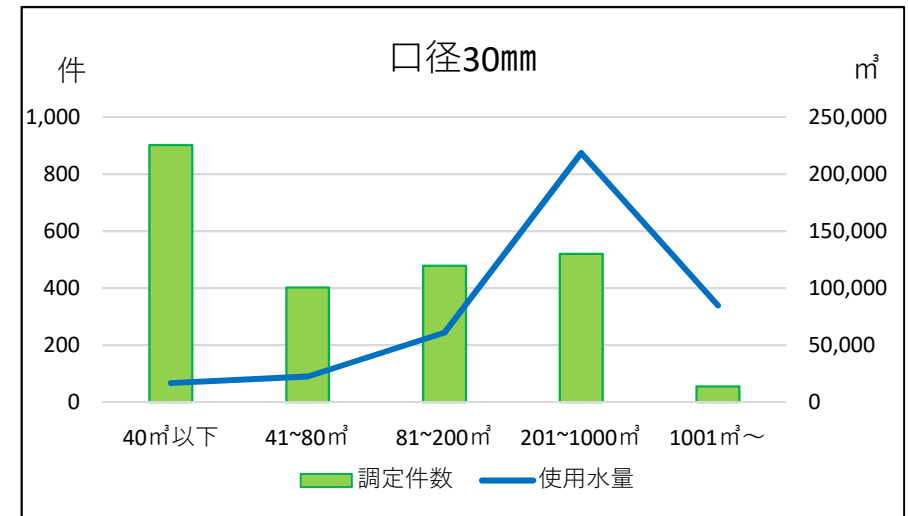


- ・ 平均使用水量は、約70.9m³（1か月当たり 約35.5m³）
- ・ 基本水量内で使用している割合は、
調定件数 約29.5%
使用水量 約3.8%
- ・ 調定件数は、使用水量が多くなるほど減少傾向にある。

使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

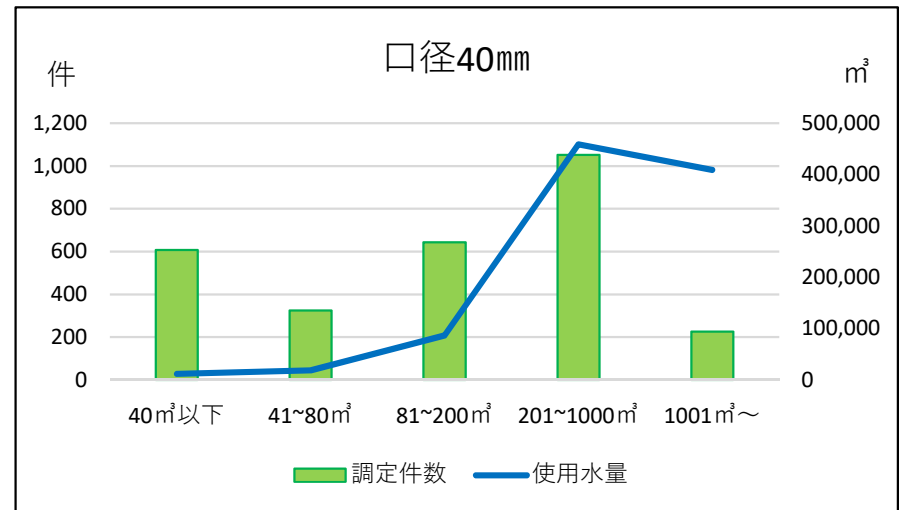
口径30mm

段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m³以下	902	38.2%	16,871	4.2%
2	41~80m³	403	17.1%	22,620	5.6%
3	81~200m³	479	20.3%	61,164	15.1%
4	201~1000m³	520	22.0%	218,672	54.1%
5	1001m³～	56	2.4%	84,859	21.0%
合計		2,360	100.0%	404,186	100.0%
平均使用水量		171.3			
平均使用水量（1月当たり）		85.6			



口径40mm

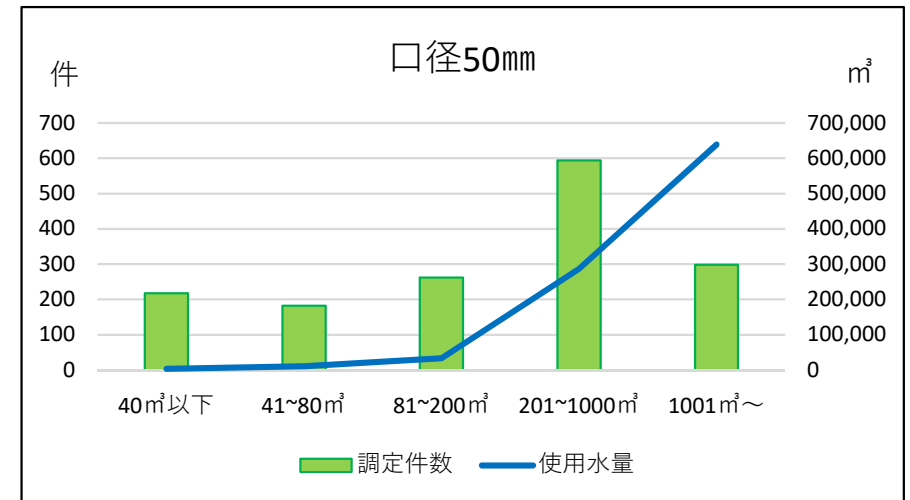
段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m³以下	607	21.3%	11,900	1.2%
2	41~80m³	324	11.4%	18,540	1.9%
3	81~200m³	643	22.5%	86,980	8.8%
4	201~1000m³	1,052	36.9%	458,777	46.6%
5	1001m³～	226	7.9%	408,693	41.5%
合計		2,852	100.0%	984,890	100.0%
平均使用水量		345.3			
平均使用水量（1月当たり）		172.7			



使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

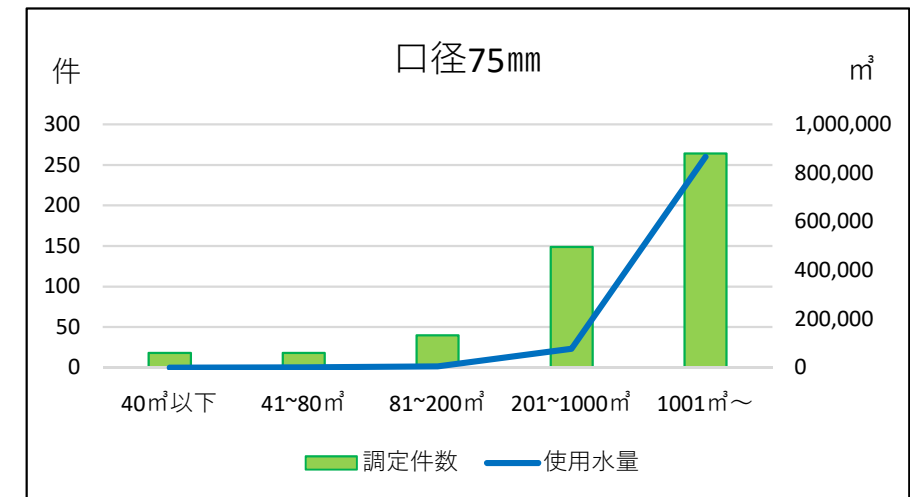
口径50mm

段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m³以下	218	14.0%	3,644	0.4%
2	41~80m³	182	11.7%	10,801	1.1%
3	81~200m³	262	16.9%	33,453	3.4%
4	201~1000m³	594	38.2%	286,313	29.4%
5	1001m³～	298	19.2%	638,913	65.7%
合計		1,554	100.0%	973,124	100.0%
平均使用水量		626.2			
平均使用水量（1月当たり）		313.1			



口径75mm

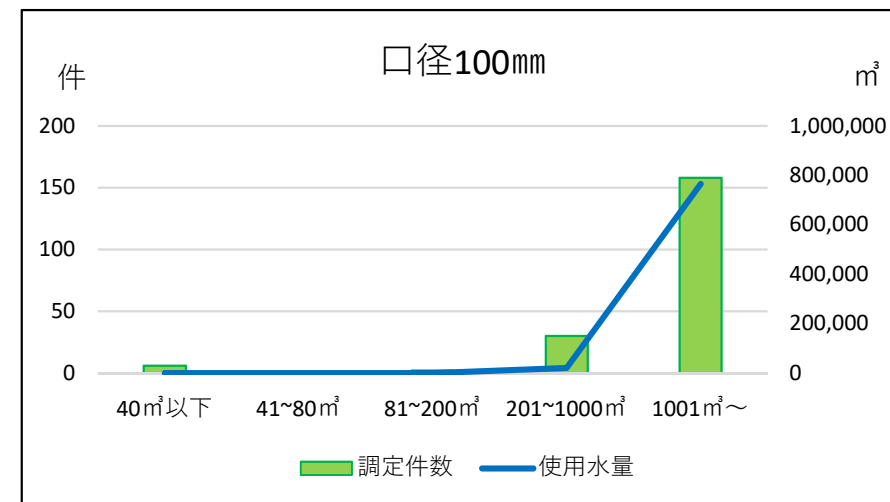
段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m³以下	18	3.7%	162	0.0%
2	41~80m³	18	3.7%	1,086	0.1%
3	81~200m³	40	8.2%	5,243	0.6%
4	201~1000m³	149	30.5%	78,135	8.2%
5	1001m³～	264	54.0%	866,212	91.1%
合計		489	100.0%	950,838	100.0%
平均使用水量		1,944.5			
平均使用水量（1月当たり）		972.2			



使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

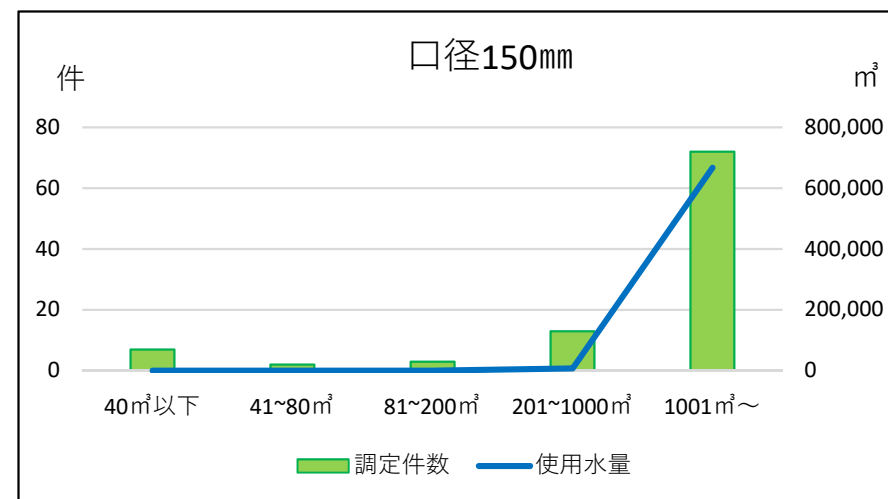
口径100mm

段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m ³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m ³ 以下	6	3.1%	0	0.0%
2	41~80m ³	0	0.0%	0	0.0%
3	81~200m ³	2	1.0%	241	0.0%
4	201~1000m ³	30	15.3%	21,319	2.7%
5	1001m ³ ~	158	80.6%	764,995	97.3%
合計		196	100.0%	786,555	100.0%
平均使用水量		4,013.0			
平均使用水量（1月当たり）		2,006.5			



口径150mm

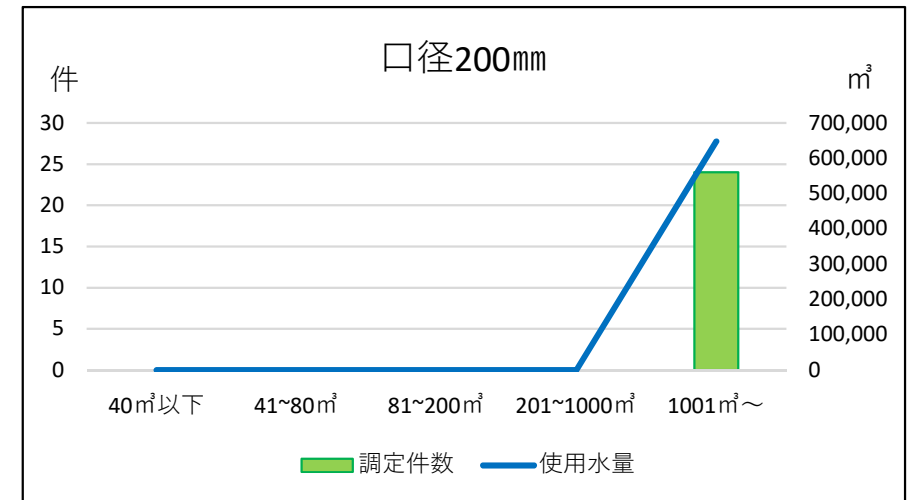
段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m ³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m ³ 以下	7	7.2%	26	0.0%
2	41~80m ³	2	2.1%	124	0.0%
3	81~200m ³	3	3.1%	505	0.1%
4	201~1000m ³	13	13.4%	7,595	1.1%
5	1001m ³ ~	72	74.2%	667,397	98.8%
合計		97	100.0%	675,647	100.0%
平均使用水量		6,965.4			
平均使用水量（1月当たり）		3,482.7			



使用水量分布（2月当たり）※令和4年度実績

口径200mm

段階	区分	調定件数(件)		使用水量(m ³)	
		調定件数	割合	使用水量	割合
1	40m ³ 以下	0	0.0%	0	0.0%
2	41~80m ³	0	0.0%	0	0.0%
3	81~200m ³	0	0.0%	0	0.0%
4	201~1000m ³	0	0.0%	0	0.0%
5	1001m ³ ~	24	24.7%	647,570	95.8%
合計		24	24.7%	647,570	95.8%
平均使用水量		26,982.1			
平均使用水量（1月当たり）		13,491.0			



会 議 録

会議の名称		令和 6 年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第 8 回）		
開催日時		令和 6 年 7 月 9 日（火） 開会 15：00 閉会 17：00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟 1 階 会議室 1、2		
事務局（担当課）		上下水道局水道総務課		
出席者	委員	白川直樹委員（会長）、三宮武委員（副会長）、平島泰裕委員、小原正彦委員、秋葉忠委員、阿久津裕子委員、飯塚怜委員、高田佳恵子委員、仲野惇委員、長塚俊宏委員、浜中勝美委員、加納誠介委員、竹内秀治委員、柏崎元治委員、磯野健寿委員		
	事務局	上下水道局長 中泉繁美、 上下水道局統括監 渡辺高則、上下水道局次長 小吹正通、 水道総務課長 水橋光一、上下水道業務課長 兼平勝司、 水道工務課長 酒井一成、水道監視センター所長 石川太郎、 水道総務課長補佐 石渡浩司、係長 三富純一、 主査 島田美樹、主任 寺門克弥		
欠席者（委員）		なし		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	5 名
非公開の場合はその理由				
議題		（１）つくば市上下水道審議会（水道事業 第 7 回）における質疑・意見等について （２）答申について		
会議録署名人	白川直樹委員 飯塚怜委員 仲野惇委員	確定年月日	令和 6 年 8 月 20 日	

会議次第	1 開会
	2 議事
	(1) つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における 質疑・意見等について
	(2) 答申について
	3 閉会

1 開会

事務局（水橋水道総務課長）：今日は、御多忙のところ御参集いただき誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第8回）を開催いたします。よろしくお願いいたします。

今回の資料については、メールや郵送による事前配布ではなく、机上にて配布しています。水道事業 第8回の資料がお手元にない方はいらっしゃいますか。資料がない方は事務局までお申しつけください。

早速ですが、白川会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

白川会長：本日の審議会ですが、出席委員数は15名であり、委員数15人の半数である8人以上の出席数に達していますので、令和6年度上下水道審議会（水道事業 第8回）を開会いたします。

また、本審議会の議事録を作成するために録音をしています。本審議会の公開についてですが、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」第3条の規定により原則公開となっています。本日の議題としても、特に非公開とする内容が含まれていないことから、公開で進めてまいります。本日、傍聴希望者がいるようでしたら、事務局は会議室の中へ案内して

ください。

傍聴人は、注意事項を御覧ください。つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により傍聴者に対して会場からの退出を求めることがありますので、御了承ください。

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。つくば市上下水道審議会運営規則第4条の規定により、会議録署名委員を2名指名します。名簿順に輪番で指名するとお伝えしておりますので、今回は飯塚委員、仲野委員を指名します。

議事録につきましては、会議の終了後遅延なく作成し、委員の署名後、ホームページに公表いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、次第のとおり2つあります。まず、「(1)つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における質疑・意見等」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（石渡水道総務課課長補佐）：今日の議事では、答申に関するものについて御審議いただきたいと思います。この後、議事(2)で事務局案を説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

では、まず議事「(1)つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における質疑・意見等について」御説明しますので、資料1を御覧ください。資料1は、前回の審議会での質疑意見についてまとめたものです。赤字の部分が該当する内容になりますが、補足内容がありますので御説明します。

まず、1ページ一番上の質疑になりますが、近年基本水量を廃止している水道事業者の数はどのくらいかという質疑に対して、前回の審議会でも令和4年度の状況について口頭で回答しました。改めて料金改定と基本水量の変更状況について、過去5年間の状況をまとめました。

参考資料としてお配りしたものが料金改定と基本水量についての資料に

なります。簡単に状況だけ補足しますので、参考資料を御覧ください。この資料は、総務省で実施した地方公営企業決算状況調査において、全公営企業を対象に決算の状況調査を行ったデータから引用したものです。一番下の「(3) 料金改定に伴う基本水量の変更状況について(直近5年間)」という表を使って説明しますので、一番下の(3)を御覧ください。

こちらの表は、過去5年間の基本水量の変更状況を表しており、「変更あり」は基本水量を変更した団体、「変更なし」は料金改定を行ったが、基本水量は特に変更しなかった団体を示しています。基本水量を変更した団体は5年間合計で45団体あり、そのうち、今回基本水量を廃止した団体は26団体です。5年間で基本水量を変更しなかった団体は214団体ですが、そのうちもともと基本水量を設定していた団体は58団体でした。この資料から言えることは、基本水量を設定していた団体で、過去5年間で料金改定をした団体は45団体と58団体を足した103団体あり、そのうち、基本水量を廃止した団体は26団体になります。

資料1にお戻りください。資料1の1ページ目には意見等が5つ載っていますが、上から3番目と一番下の意見につきましては、今回の料金改定案に関わるものであり、今後、料金改定案については周知期間を設けて丁寧に説明していきたいと考えております。

下から2番目の意見では、小規模事業者への配慮について、今後事務局の中で引き続き検討していただきたいという意見がありました。今回の料金改定で主に審議した内容としては、口径13ミリと20ミリのいわゆる小口径における赤字解消や、逡増度を検討して大口利用者への配慮を中心に検討を行っており、口径30ミリや50ミリを使用する小規模事業者への対応については、特に審議の中でなかなか触れられませんでした。今回の料金改定によって今後影響が出てくるかもしれませんので、事務局の中で引き続き検証を行い、必要な配慮等があれば、次回の改定に向けて検討していく考えです。

続きまして2ページを御覧ください。2ページも前回の審議会で出た意見や質疑となり、全部で6個の意見等がありました。1、2、4、5番目については、周知に関する意見でしたので、丁寧に説明していきたいと考えています。

上から3番目に見直しの検討を続けた方がいいという意見については、経営戦略の時に、定期的な見直しとしてモニタリングやローリングを行うということも挙げられましたので、料金改定を行った後も引き続き毎年、決算の状況と比較分析をしながら、大きく計画と異なるような状況になった場合には、見直しの検討を行いたいと考えています。

一番下の意見では、5年後にまた料金改定を控えていることから、答申のほかに今回の料金改定で検討しきれなかった部分や、申し送りがあれば、備忘録のような形で残しておいた方が良いという意見がありました。こちらについては、答申書とは別に引継事項をまとめましたので、内容を含めて改めて御審議いただければと思います。

議事1の説明は以上になります。

白川会長：今、御説明のあった資料1と参考資料につきまして、何か御質問や御意見はありますか。答申内容はこの後の2つ目の議事で審議することになりますが、参考資料などについては、大丈夫でしょうか。

それではよろしいようですので、先に進みたいと思います。次の議事は「(2)答申について」です。資料2と資料3が資料になります。事務局から説明をお願いします。

事務局（石渡課長補佐）：議事の「(2)答申について」御説明します。前回までの審議会で委員の皆様からいただいた意見を集約し、今回審議会としての答申案を事務局で作成しました。また、前回の審議会で、次回の改定に向けた申し送り事項も残しておいた方が良いとの意見がありましたので、別途、引継事項の案を御用意しました。

それでは初めに、答申案について御説明したいと思いますので、資料2を御覧ください。資料2は、2つに分かれており、右上に資料2と書かれた答申書の鏡文と、4ページある答申書（案）の資料になります。それでは、「答申書（案）」の内容を御説明したいと思います。

こちらはこれまでの審議会で出た意見を集約したものとなります。この答申書（案）の流れとしましては、まず1ページに前書きとして、つくば市水道事業を取り巻く環境や、料金改定に至った経緯について説明をした後、1ページから3ページにかけて、大きく7つの項目に分けて意見の内容をまとめています。3ページに今回の料金改定案である料金表を記載し、最後の4ページに附帯意見として3つの意見を挙げました。

今回事前に資料をお配りできなかったもので、この案について1ページ目の前書きの部分から読み上げます。

（資料2「答申書（案）」を読み上げ）

以上が、事務局として提示する答申案となります。

続きまして資料3を御覧ください。資料3は、次回の料金改定に向けた引継事項になります。こちらは、答申書とは別に備忘録として作成したものです。これまで審議した内容を基に事務局案として作成したのになりますので、内容について御審議いただきたいと思います。内容は大きく2つに分かれておりまして、前段では、今回の改定で検討したことを挙げ、後段では、次回改定時に考慮すべき点を改めてまとめました。それぞれの内容について概要を御説明します。資料3の1ページを御覧ください。

まず、今回の改定で考えたこととして、全部で6つ挙げました。この内容については、答申案と内容が重なる部分も多いので詳細説明は省略します。答申案に書かれていない内容としては、「(2) 水需要予測について」で口径別の水需要予測を行い検証したという点と、「(6) 料金改定のインパクトの確認」についてです。インパクトは影響という意味ですが、一般家庭での

使用が多い 13 ミリ 20 ミリは、影響が極端に大きくならないように確認を行いました。それに加えて、調定件数に着目して分析し、件数の多い使用水量について、影響の大きさを確認したことを引継事項に挙げました。

次に、「2 次回の改定時に考えるべき点」には 4 つの引継事項を挙げました。「(1) 料金算定期間における財政シミュレーションの実施」について、今回の料金改定は、まず初めに将来の計画として経営戦略を策定し、引き続き料金改定という流れで行いましたが、次回の料金改定の際にも、中長期的な財政シミュレーションを実施した上で、現在の計画との比較検証を行い、改定案についての検証を行ってほしい旨を記載しました。

続きまして「(2) 基本料金と従量料金の比率について」です。こちらは、基本料金と従量料金の説明をした際に、つくば市ではその比率は 42 対 58 になるという説明をしましたが、今回の料金改定では、直近の比率に近づくような形ということで、十分な審議を行わなかったと感じました。水道事業の原価等を分析すると、固定費の占める割合が多く、固定費の割合に近づくように基本料金の割合を多くした方が経営的に安定する一方で、利用者からすると負担が多くなる傾向もありますので、この比率について、次回の改定では必要に応じた検証の必要性を感じ挙げています。

次に「(3) 具体的な料金の設定について」です。今回の料金改定案の具体的な料金については、急激な負担増にならないように、現行の料金体系を基に、ほぼ一律に設定したようになっています。この金額について妥当かどうかは、料金改定後の実際の収入状況を見てみないと検証が難しいので、今回の審議会では詳細な資金額、具体的な金額については審議を行っていませんが、次回の料金改定の際には、今回設定した金額について、実績を鑑みながら改めて検証する必要があると考えています。特に、今回基本水量を廃止したことによって、新たに設定した従量料金 40 円という単価については、次回の改定時にその妥当性について検証が必要だと考えております。

最後に３ページを御覧ください。「（４）下水道使用料を合わせた検討について」です。現在、下水道使用料についても御審議いただいている状況であり、利用者にとっては上水道料金と下水道使用料が併せて請求されるので、次回の改定では、下水道使用料も含めた負担感についても十分考慮した上で審議を行う必要があるのではないかと考えています。

今回、答申書案について御審議いただくのに際し、スクリーンを御用意しました。答申案と引継事項をスクリーンに投影し、審議の中で出た御意見を反映させながら、可能ならば今日この場で答申案をまとめたいと考えております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

白川会長：最後にお話がありましたが、今日が最終回になるはずなので、答申書や資料について修正を行い確定させたいということで、スクリーンを使って修正が必要なところはその都度確定させていきたいと思いますよろしくお願いします。

それでは、この答申書が今日を含めて８回の審議の中で出された様々な御意見や質疑等を反映させた成果として市長に提出する書類になります。答申書がきちんと書かれているかどうか、その他に付け足すべき事項や、文面の修正について御意見いただければと思います。

また、資料３「引継事項」は、答申書には含めないことになっていますが、次回以降に引き継ぐ内容としてこれで良いかどうか、あるいは答申書に含めるべきであるとか、そういった意見もありましたらお願いしたいと思います。あるいは、書き方があまり良くない等の意見があればお願いします。

加納委員：私としては非常によくできた答申書だなと思って感心しているところで、私たちがこれまで議論してきたことも、おおむね書かれていて、よくまとめていただいたと思っています。

もし可能であれば、冒頭部分に私たちの議論してきたメッセージとして、

「将来の投資負担の減を図りつつ」というところを書いているので、「今生活をされている方々の生活を考えつつ、事業者の持続的発展も考慮して」というような趣旨を加えた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

白川会長：発展というのは水道事業や家庭ということではなく、事業者ということですか。

加納委員：はい。

白川会長：水道を使用されている方のことが冒頭には記載がなく、水道事業者としての経営のことが書いてあります。どこに追記すればいいですか。

（事務局で文言を修正）

事務局で「独立採算制が原則です。」の次に、書き加えていただきました。

加納委員：「現在、水道を利用し生活されている人や事業を行っている人に対する配慮を行った上で」ということですが、もう少し強く書いた方がいいと思います。

（事務局で文言を修正）

この位置でこのぐらいの書き方でいいと思います。

白川会長：水道料金が生活や事業に対して、発展を阻害するような要因になったり、負担が増えたりするのは望ましくないということですね。

加納委員：そういう趣旨の議論をした記憶がありますので、書いた方がいいと思います。

白川会長：過度な負担という言い過ぎなので、「配慮を行う」ぐらいの書き方でいいですかね。

（事務局で文言を修正）

白川会長：確かに今の文章によって水道事業者側だけの視点ではない点が入っているかと思います。他の皆様はどう思いますか。追記しない方が良いという方はいらっしゃいますか。あるいはその書き方として、もうちょっと強くあるいは弱くという意見はありますか。

(特になし)

おおむね良いという意見かと思います。それではこれを書き加えるということにします。通増度のところに大口使用者に対する負担軽減が出てきたり、基本水量廃止のところに急激な増加の軽減を図ったりしているところに少し関係しています。資料3では、インパクトの確認というところがそこに相当するかと思います。

答申の方には直接は入っていませんが、附帯意見のところで、丁寧な説明を行うというところは利用者側の立場に立っているところかと思います。

加納委員：「(5)基本水量の廃止」の2段落目の「少量使用者にとって不公平感がある料金体系」という書き方になっていますが、少量使用者はその他の使用者がどのぐらい負担しているかを、あまり知る機会はないと思うので、むしろ「負担が大きい料金体系になっている」という表現の方がいいと私は思いますがどうでしょうか。あまり本質的ではないのでどちらでもいいと思いますが、他にもいい言葉があるかもしれないので、御検討いただきたい。

その次の行の「公衆衛生の向上などの目的を達成している」のところですが、ここに「既に」や「十分」という表記があってもいいと思います。基本水量の廃止については、これから議会含めいろいろな御意見が出てくると思いますが、他の市町村では25%くらいが廃止しており、つくば市もその中に入るということに対する思いをもう少し強い形で伝えられる方がいいと思ったので、私としては若干気になります。

白川会長：1点目のところは、基本水量よりも少なく使っている人たちが基本水量分まで自分も料金がかかることについて、不公平と思っているのか、負担が大きいと思っているのかと、ということです。その不公平感については、前回審議会でも節水の努力が報われないことについて言及したところだったので、少量使用者が実際不公平と感じているかどうかはわかりませんが、「不公平感」ではなく、「使用水量に応じた料金体系となっていない」や、

「節水の効果が料金にはね返らない」という書き方に改めていただいています。

(事務局で文言を修正)

加納委員：「はね返らない」よりは「反映」くらいの言葉が良いと思います。

三宮委員：前回の資料にも節水の意欲が阻害されるとか、家族形態の変化でその基本水量まで使用しない方の割合が増加傾向にあると書かれていたので、その辺りも書いた方がいいという感じは受けました。

白川会長：少量使用者だけではないかもしれませんが、「節水意欲が阻害される」や、「料金に反映しない」ということでしょうか。「節水の効果が料金に反映しないため、節水意欲が阻害される」とまとめてもいいと思います。

今、三宮委員に御指摘いただいた事は、家族形態についてでしたか。

三宮委員：家族形態が変化して、小口径の基本水量に満たない使用者の割合が増加と前回の資料にありますので、その辺りを追記したらどうかと思いました。核家族化等について前回の資料には記載してあります。

白川会長：基本水量を導入した当初からの変化ということですね。

理由が大分増えましたが、節水意欲の話と基本水量まで使わない人が増えたということ、そして公衆衛生向上などの目的は既に達成し「十分」という言葉を入れていただきました。

基本水量を廃止するのはプラスの面とマイナス面と両方あった上で、プラスの面の方が大きいと判断して、廃止することにしたわけですが、プラスの面の根拠として3つほど挙げています。

マイナスについては、急激な料金負担の増加をもたらされる可能性があるために、従量料金を40円と低く抑えたという書き方になっています。料金体系としては、基本水量の廃止はかなり大きな変化、見かけ上も実質的にも大きな変化になりますので、この文章がきちんと書かれているのは大事なところだと思います。

参考資料によって、他の事業体も基本水量を廃止しているところが多い事をデータとして挙げていただきましたが、そこまではこの答申書には書いていませんが、そこは大丈夫でしょうか。他の事業体の状況については、主要な理由とは言えないので、書かないという案もあるかと思います。

この基本水量の廃止のところは、さらに何か付け加えや修正することはありませんか。あるいは今、付け加えた文章はこのような書き方でいいでしょうか。また、細かい言葉は後ほど事務局で修正してもらう事でもいいでしょうか。

(特になし)

それでは大きな流れが正しければ、審議会ではここまでにしたいと思います。

この基本水量の廃止について、答申書の方にはこのように書きましたが、引継事項の方にも大体同じことが書いてあります。引継事項は、経営戦略に盛り込まれている5年後の料金改定を議論する時に、忘れないように引き継いでおくべきことなので、もっと詳しく書いても良いのですが、今のところは大体同じことが書いてあります。先ほど答申書に付け加えた点は、引継事項にも書かないといけないでしょうか。

引継事項では、「(4)基本水量について」のところで、公衆衛生のこと、少量利用者のこと、基本水量を廃止する事業体が多いことについて触れています。実際に基本水量を廃止すると、後ほどの節水意識が高いとか。節水意識については、もし可能なら節水が進んだかどうか、後ほどデータで検証できると良いかと思います。

他のところはどうでしょうか。基本水量のところが議論になりましたが、料金表が出てくるまでに答申書の中には7つの項目が挙げられています。

1番目は、水道料金の改定についてです。まず経営戦略を策定した。今後は企業債の規模が増えていく。そして将来世代に多くの負担を残さないため

にも、水道料金を見直すことによって、投資コストの財源を確保すべきというようなことが書かれています。ここは大丈夫ですかね。

2 番目は、料金算定期間は5年間ということは問題ないと思います。

3 番目は、経営戦略に基づいて平均改定率 15%と書いてありますが、これも審議の結果でこうなっていたかと思います。

4 番目の総括原価、資産維持費についてです。これは総括原価を、経営戦略に基づいて算定して、結果として資産維持率が 1.4%になったというような流れでしたが、ここも皆さんで審議をして、これで良いだろうとなっていました。

柏崎委員：「4 資産維持費」の最後のところですが、「資産維持率 1.4%としました」のところ、必要なのは資産維持費を見込んでいるということが、多分必要な部分で、その結果として 1.4%になったと思いますので、「1.4%にしました。」という文面ではないという気がしました。

白川会長：そうですね。1.4%にするかどうかについて議論したことはなかったと思います。最初は目安として3%があったのですが、それだと大きすぎたため、変更修正した結果、1.4%になったというところだったかと思います。

柏崎委員：資産維持率の 1.4%という数字はどうしても残した方がいいですか。「資産維持費について、料金算定期間の総額の 29 億としました」で終わるのはどうでしょうか。

三宮委員：今回初めて資産維持費を計上したと思いますので、そこも書いておいた方がいいと思います。例えば、引継事項のところで、「今回 1.4%になりました」「次回はそこも再度見直します」等と書いたらどうでしょうか。

白川会長：今、三宮委員からあったように、今回初めて資産維持費を項目として取り入れて計算したということが分かった方がいいですね。

加納委員：記憶違いかもしれませんが、額を議論したというよりは、どのくらいの維持率で今後を考えていくかということを議論したように記憶をし

ています。国の指針としての数字は3%でしたが、さすがに3%だと額もすごいし、資産維持率としても実態に合わないのもう少し下げてもいいのではないかという議論をしたと思います。1.4%がいいのか1.3%がいいのか等の細かい議論はしなかったとは思いますが、指針としての3%を参考にしたまま、積み上げていくと1.4%という妥当な数字になったという議論があったように思うのですが、事務局から経緯について教えていただけますか。

事務局（石渡課長補佐）：資産維持費については、第4回の審議会時に触れていますので、その時の資料を投影します。

（スクリーンに資料を表示）

資産維持費については、特に金額と率をどうしたらいいか議論はしておらず、経営戦略の投資・財政計画に基づいて資産維持費を算定した結果として、29億円と1.4%の数字を提示しました。

国の指針では3%という標準的な指標がありましたが、それに基づいて試算すると62億円と金額が高すぎるため、改定率もさらに上げる必要が出てしまうことから、参考として説明した次第です。

白川会長：資料の2番については、水道事業経営戦略から算出すると1.4%分に当たるということですね。資産維持費なので、これが積み上がっていくことによって将来の資産の更新に充てられるという意味なので、経営戦略を考えたときには資産維持率という言葉を使っていなかった。計算してみると1.4%という数字になるというので、経営戦略時と料金改定時の時間的なギャップの中に資産維持費という概念が登場したために、ごちゃごちゃしているかと思います。

「1.4%となりました」という書き方にするか。「1.4%を目安とし」と言っても、実際に目安としたわけではないのですが。

長塚委員：1.4%が数字として出てきた場合に、どう考えればいいのか分からない数字になってしまうと思います。ですから、国が示す資産維持費が3%で、

これに対する 1.4%が料金改定にするにあたって多いのか少ないのかが、ここだけだとピンとこない数字なのだと思います。可能であればこの 1.4%が、結局どういう数字なのか説明が入るといいのかなと思います。

白川会長：別な方面から必要な金額を見積もったことを、資産維持費という面から見ると 1.4%になったということになりますかね。

加納委員：資産維持費については、「経営戦略で議論したとおり、将来を考えて、総額は 29 億にしました」とすると思います。

三宮委員がお話しされたように維持率に直すかどうかというのは、引継事項に、国の指針と合わせて、どのくらいの規模感なのか、他と比べて、多いのか少ないのか表記してはいかがでしょうか。

額は自治体の規模や、タイミングによって変わりますが、維持率については、その大小やタイミングによらず、おおむね目安とできると思いますので、維持率を書いておけば、次に議論をする時に、今回の 1.4%が妥当だったかどうかとも検証はできると思います。

白川会長：引継事項の方に、「国の示す基準は 3 %、つくば市では 1.4%になった」と記載しましょう。次回検証するという方にも項目を新たに立てることになります。資産維持費の 1.4%については、次回の料金改定時というよりは、経営戦略の見直し時点かもしれません。書く場合は新しく項目を立てるか、その財政シミュレーションのところですが、計画だから 1 つ新しく立ててもいいと思います。

国の指針 3 %も特別に根拠があって 3 %というわけではないとか、他の自治体も 3 %よりも低くなっているところが多いということがありましたので、小さいこと自体は問題ではないと思いますが、次回の答申で、事実としてこういう金額が出たということと、これが資産維持率に当てはめると 1.4 %相当になったというような書き方をするか、あるいはもう 1.4%は書かなくてもいいか、どう考えますか。

経営戦略策定時に議論したあたりに記載していますが、これも総額を「何円としました」よりは「となりました」ですかね。事実としてそうなったというところを、書くことに意味があるというところだったかと思います。

今答申の「4 総括原価、資産維持費」のところについて、「算定しました」のように資産維持費の文章が少し改まりました。大体このような修正でよろしいでしょうか。

(特になし)

その次に「基本水量の廃止について」、5番のところは先ほど修正したとおりで、6番が口径13ミリと20ミリの赤字解消。これは、供給単価と給水原価の比較において、この2つだけが赤字だったのでそれらを解消するという判断です。

7番は逡増度の話で、これは平成30年度の改定以前との比較をしたという書き方になっています。大体前回の議論を踏まえた書き方になっていると思います。

8番目に料金表が入るまでの流れは問題ないでしょうか。

最後の9番目に附帯意見として、3つほどあります。

1つ目は水道利用者への丁寧な説明についてです。これは前回の質疑で何回も出てきたことですが、利用者に対して、料金体系を変えた部分、改定に至った理由を含めて丁寧に説明する。

それから上水道と下水道の料金請求時にはまとめて請求されているという話もありました。仮に今回、上水道料金が15%上がって、来年度にまた下水道も15%となると、合わせて30%上がるのかというふうに誤解されるかもしれませんが、上下水道併せて請求という中で、どのように説明されるのか。今回は上水道分の料金改定であることが分かるような説明を行うことという書き方にしています。

2番目は定期的に計画的な見直しをするということを書いておく。

そして3番目は次回の改定に向けて、記録を残しておくということが書いてあります。

答申案についてはこれでほぼ確定ということになります。細かい文言は少し直るかもしれませんが、おおむねこれよろしいでしょうか。

竹内委員：「3 料金改定率」で15%が妥当であると書かれているのですが、そのあとに小口径の赤字解消や、あと大口使用者に対して配慮したと書くのであれば、最終的に各口径に対してどれぐらいの改定率になるかというのは、答申書には書かなくてもよろしいですか。私もどこまで書く必要があるか分からないのでお聞きしたいのですが、例えば「8 改定後の料金表について」の表2で、それぞれの口径の改定率を書くのはどうでしょうか。

実際に20ミリなら23%とか、15%を超えて結構大きくなっており、15%からかなり差が出てきているので、その辺をきちんと示す必要があるのではないかと私は疑問に感じています。

白川会長：「8 改定後の料金表について」の「表2 改定後料金」のところには口径毎の改定率を示すべきかどうかという事ですね。まず、書く必要があるのかないのか。改定率を示した方が親切ということもあるでしょうし、改定率は平均値なので各家庭の使用水量で変わってくる場所ですからどう考えるか。あるいは基本料金としての改定率、従量料金としての改定率を示すという考えもあるかと思います。今は金額で書いてありますが、ここを改定率にするというところですね。

プラスマイナス両方の面があると思いますので、まず自分の合計のところが大体平均何%というのが分かるという良い点もあるし、使用水量によって変わってくるので、そこで誤解を生むという面もあるかと思いますが、竹内委員の御意見としては、平均を示した方がよいという事ですか。

竹内委員：はい。5、6、7番のところで、こういう配慮をしたと書かれているので、実際にはどれぐらい配慮されているか疑問に思うと思いました。

白川会長：なるほど確かに、配慮した点に対しての結果が書いていないということですね。例えば6番の赤字解消については、これによって赤字が解消されますということは書いてはいないのですが、これは読み取れるからいいですね。

通増度はこう変わって、「大口使用者の負担を軽減し」と書いてあるので平均改定率が示されていると、大口使用者の改定率が低いというのが見やすくなって、配慮されていることが分かります。数値自体は、前回の資料に出ていたと思いますので、平均改定率を口径別に、表2に記載しましょうか。

あくまでもその口径の全員ではなくて、その中で平均の使用水量を使っている人はこのくらいの改定率になりますという数字です。これを見ると大きな口径のところに対して、負担が相対的に小さいということはよく分かります。

増加の月額も、前回の資料には記載していましたが、改定率と月額、両方出しますか。8番の表2は、やはり料金表という意味で、この形で載せることを選択されているのでしょうか。料金表という意味でいうと、改定率は料金表ではないので、別立ての表にしてもいいと思います。この改定率と増加月額という表、これをまた別途表3のような形で出していただきましょうか。こういう表を出すこと自体への御意見はどうでしょうか。出さない方がいいという意見はありますか。

(特になし)

載せるとすると、それに対応する説明文も書いた方がいいですね。あるいはもう結果として8番に書いてあるので、「現行料金表と改定後料金表案を表1と表2に示します」の後に、「平均使用水量における各口径の改定率は表3のようになります」と書けばいいでしょうか。

それでは、8番のところに表を1つ増やしましょう。

また他の点についても、今日がその際、審議の最後のチャンスになると思いますので、答申についてそれから引継事項について、何かあればお願いします。

市民委員の皆様もよろしいですか。仲野委員は何かありますか。

仲野委員：特に大丈夫です。

白川会長：高田委員は大丈夫ですか。

高田委員：次回の改定に向けてのところで「令和 12 年度にも改定率 15%の料金改定が計画されています」と書いてあるのですが、ここだけ見ると疑問に思わないかなと思いました。この 15%がどこから出てきたか、審議会にいる人たちは分かっているけれど、何で 15%になったのかが他の方には分からない。突然 15%がここに出てきたように感じると思います。

白川会長：なるほど。これは 15%っていう数字を削った方がいいですかね。または根拠として経営戦略の中に入っていると書いてあればいいですかね。確かに少し具体性が強すぎるような感じはします。今回は議論して 15%にしたわけですが、これを見ると次回、そのような検討なしにもう 15%が決まっているような印象も確かに与えますね。「令和 12 年度にも料金改定が計画されています」くらいの書き方にします。

飯塚委員は何かありますか。

飯塚委員：特にないです。

白川会長：阿久津委員は大丈夫ですか。

阿久津委員：特にないです。

白川会長：秋葉委員も大丈夫でしょうか。

秋葉委員：大丈夫です。

白川会長：小原委員も何かありますか。

小原委員：特別、意見はないですが、初めて聞いたときから感心して聞いていました。

白川会長：平島委員も何かありますか。

平島委員：特にないです。問題ないです。

白川会長：ありがとうございます。

長塚委員：資料3の引継事項の「(4)基本水量について」で、先ほど答申書で加納委員が指摘した公衆衛生の向上について、答申書は「十分」と追記したので、引継事項も同じように「十分」と追記した方がよろしいかと思います。

白川会長：浜中委員は大丈夫ですか。

浜中委員：はい。

加納委員：引継事項についてもお話ししてよろしいですか。引継事項というのは答申と一緒に市長にお渡しするのでしょうか。それともこれは誰の目にも触れないで次の委員に渡すものなのでしょうか。

白川会長：答申に入っていないということは、市長に渡すものではないと認識しています。

加納委員：答申の裏にある思いは伝えなくていいのだろうかという気はしますが、どうでしょうか。

白川会長：伝えたいものはこの附帯意見のところに書くべきかと思います。

加納委員：引継事項もおおむね書いてあるとおりだと思うのですが、私としてはサイエンスシティを目指しているつくば市であり、市長も科学技術のにおいがしないということを気にされていることもあり、スマートメータについても一応調べていただいて、金額的に見合わないからと見送るということでした。スマートメータやセンサーを用いたモニタリングについても、次回議論する時には大分状況が変わっていると思うのと、いきなり全部を変えていくというのは難しいと思うので、どこかエリアを決めてテストをするとか、トライアルを検討するというのを書いていただけるといいと思います。人手不足で倒産する企業もあるような状況で、今と同じように人手に頼るやり方で事業を進めていくというのも、何か検討はしてもいいと思います。せつか

く資料まで作っているので、何らか触れていただけるといいと思いますがいかがでしょうか。

白川会長：スマートメータについて具体的に記載するというよりは、新技術の導入によるコストダウンや、効率を向上させるようなものについて、できるだけ積極的に検討をすべきであるという書き方になるでしょうか。引継事項の方は、スマートメータの検討や、地下水について計算したことを入れておいた方がいいと思います。また次回、同じことを議論する可能性もありますから。

それでは、答申の方は今、スクリーンにありますように1つ「新技術導入に関する情報収集・検討」を付け加えるという事でよろしいでしょうか。

竹内委員は何か言い残したことはありますか。

竹内委員：大丈夫です。

白川会長：柏崎委員は何かありますか。

柏崎委員：大丈夫です。

白川会長：磯野委員はありますか。

磯野委員：大丈夫です。

白川会長：それでは、この引継事項も含めて、今日話が出た修正点を加えて残すということについて、よろしいでしょうか。答申書についてはスクリーンに映していただいたように、赤字の修正を加えた後に、多少文言の修正があるかもしれませんが、基本的にはこの形で答申するということになります。

審議会としてはまだ下水道の審議もありますけれども、水道料金改定に関する審議はこれにて終了となります。

答申、本日の審議より作成された内容の答申を市長に提出するということで、水道に関しての仕事はひとまず終わりとなります。

皆さん御協力ありがとうございました。

それでは本日の審議はここまでということにしますので、進行を事務局に

お返しします。

事務局（水橋水道総務課長）：白川会長、委員の皆様、ありがとうございました。本日の審議会で作成いたしました答申書につきましては、白川会長に代表して市長に提出をお願いしたいと思います。

ここで水道料金改定に関する審議が終了いたしましたので、上下水道局長より御挨拶申し上げます。

事務局（中泉水道局長）：閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

白川会長はじめ委員の皆様におかれましては、公私御多忙の中、昨年 11 月から 8 か月間の長期間にわたり、計 8 回の審議会を開催いたしまして、大変ハードなスケジュールの中で、集中的に様々な視点から幅広い御審議をいただきました。また審議会以外でも、資料の読み込み時間や、資料の事前説明など、たくさんの時間を割いていただきまして本当にありがとうございました。おかげさまで審議を尽くされた最終答申書案となっていると思っています。ここまでまとめていただいたことに改めて、深く感謝申し上げます。

水道利用者の皆様には大変な御負担をいただくこととなりますが、値上げの必要性を十分に御理解いただくため、できる限りの広報活動を行っていきたいと考えています。また、これから議会の皆様の御了解をいただいて、料金改定の手続きを進めて参ります。

委員の皆様方に改めてお礼と感謝を申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局（水橋水道総務課長）：8 か月にわたり、水道料金の改定の審議を賜りありがとうございました。

次回の令和 6 年度つくば市上下水道審議会は、下水道事業第 6 回を令和 6 年 7 月 18 日の木曜日午前 10 時から開催予定です。

以上をもちまして令和 6 年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第 8 回）を終了いたします。

皆様ありがとうございました。

つくば市上下水道審議会（水道事業 第8回）

次 第

日時 令和6年7月9日（火）

午後3時

場所 つくば市役所コミュニティ棟1階
会議室1、2

1 開会

2 議事

(1) つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における質疑・意見等について （資料1）

(2) 答申について （資料2、資料3）

3 閉会

令和6年7月9日

つくば市上下水道審議会
(水道事業 第8回) 資料一覧

資料番号	資料名
資料1	つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回）における質疑・意見等について
資料2	答申書
資料3	次回の料金改定に向けた引継事項
参考資料	料金改定と基本水量について

つくば市上下水道審議会（水道事業 第7回） 質疑・意見等

質疑・意見等	事務局回答（赤字は、本資料にて回答する内容）
近年、基本水量を廃止している水道事業者の数はどのくらいあるのか。	第7回審議会の際に、令和4年度の状況を回答しましたが、料金改定と基本水量の変更状況について、過去5年間の状況をまとめました。結果は「参考資料」のとおりです。
これまで多くの水道事業者で基本水量を採用している意味合いについて明確にしたい。どのような考えで基本水量を採用しているのか。	基本水量は公衆衛生向上の観点から、一定水量の使用を促すことを目的として設定している経緯があります。一定水量の使用を促すことにより、感染症予防や衛生環境の向上を目的としています。
料金体系を変えた部分について、なぜこのように変えたのかという理由を丁寧に説明していただきたい。	料金改定の内容については、現行料金の問題点を明確にした上で、今回の料金体系の変更により問題点がどのように解消されるのか、水道利用者にも丁寧に説明できるように周知していきたいと考えています。
小規模事業者への配慮について、今後事務局の中で引き続き検討していただきたい。	今回の料金改定は、一般家庭の比率が多い小口径（口径13mmや20mm）や大口利用者への対応を中心に検討をしてきました。料金改定後は、全体的にどのような影響が出ているのか十分に検証した上で、小規模事業者への配慮も含め次回の改定に向けて検討していきたいと考えています。
今後のことを考えると、基本水量を廃止するというのは受益者負担という考えを全面に出すということであり、不公平感をなくすという意味で廃止するという単純な意味づけでいいのではないかと思う。	基本水量の廃止については、その背景や理由も含め利用者に対して丁寧に説明していきたいと考えています。

前回の改定で大口使用者に大きな負担をお願いしていたこと、その負担で口径13mmや20mmの赤字分を補っていることは、水道使用者にご理解いただく必要があるので、しっかり説明した上で少量使用者にとっては改定率がむしろ下がることを説明していただけとよい。	御意見の内容については、今回の料金改定の目的のひとつであるため、丁寧に説明していきたいと考えています。
今回の料金改定については、市民や企業への説明は丁寧にしていきたい。	料金改定については、周知期間を設けチラシ等を作成し丁寧に説明を進めていきたいと考えています。
料金改定は数年後にもあると思うので、見直しの検討（ローリング）は続けた方がよいと思う。	料金改定後も、つくば市水道事業経営戦略に示された投資・財政計画と実績（決算値）を毎年比較分析し、大きな乖離がみられる場合には見直しを行います。
請求書が届くときは、上水道と下水道の両方合わせた金額が請求される。上水道と下水道は別だという考えはあるが、説明は必要だと思う。	今回の料金改定は、上水道の改定であることが分かるように周知したいと思います。また、下水道についても、現在上下水道審議会にて審議中ですので、審議の進捗等も考慮しながら表現を検討していきたいと思っています。
今回は上水道の改定となるが、下水道の料金改定をするタイミングでも改めて周知等の配慮が必要であると感じる。上水道と下水道のどちらも改定が必要であることを今回の改定の周知でも少し意識できるような表現にすべきではないか。	同上
従量料金を10㎡を境目にしているのか、単価を40円でいいのか、深くは議論しなかったが、おそらく実際に改定してみないと、この設定が妥当かどうかはわからないと思う。5年後に料金改定をするときは事務局も含めてほとんどの人が変わってしまうと思うので、議論すべきポイントが引き継がれるように答申とは別に、申し送りや備忘録のような形で残しておいた方がよいのではないかと。今回、どこを重点的に議論したのか、十分議論されていないことは何か、次回改定時に注意深く経緯を見ながら将来に向けて議論してほしいという思い、などを書いておくのはどうか。	次回の料金改定に向けた申し送り（引継事項）については、今回答申書とは別に引継事項をまとめたものを作成しましたので、内容も含め御審議いただきたいと思っています。

資料 2

6 水審第 号

令和 6 年 7 月 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市上下水道審議会

会長 白川 直樹

答申書

令和 5 年 11 月 17 日付け 5 水総第 223 号で諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号）第 2 条第 1 号に定める水道料金に関すること。

答 申 書 （案）

水道は市民生活にとって必要不可欠なインフラであり、水道事業は、水道利用者に対して未来にわたり安全安心な水道水を安定供給していく使命があります。

つくば市水道事業を取り巻く環境は、近年の物価高騰による事業コストの増加、施設や水道管の老朽化への対応に加え、上水道未普及地域の解消や相次ぐ自然災害への備えなど多くの課題があります。水道事業の経営は、経費をその事業経営に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続する独立採算制が原則です。将来に過度な負担を残さず、適正な水道料金によって安定的な水道水の供給を実現していかなければなりません。

本審議会では、水道料金の現状や将来の見通しなど様々な資料に基づき、今後の水道料金のあり方について審議を行い、次のとおり意見が集約されましたので答申します。

1 水道料金の改定について

つくば市水道事業では、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、経営の効率化・健全化を目指すため、令和5年3月に中長期的な経営の基本計画として「つくば市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」とします。）を策定しました。

経営戦略における投資・財政計画によると、水道未普及地域解消事業や老朽施設等の更新事業などによる投資コストが増加し、令和7年度には企業債の規模を示す「企業債残高対給水収益比率」が350%を超える見通しとなります。

事業費の財源を過度に企業債に依存することなく将来世代へ多くの負担を残さないためにも、水道料金を見直すことにより増加する投資コストの財源を確保すべきと考え、今回の料金改定が必要と判断しました。

2 料金算定期間

料金算定期間は、公益財団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」の「おおむね将来の3年から5年を基準とする。」を参考とした上で、経営戦略における投資・財政計画に基づき、令和7年度～令和11年度の5年間としました。また、改定年度は、令和7年度としました。

3 料金改定率

経営戦略における投資・財政計画に基づき、平均改定率 15%が妥当であると判断しました。

4 総括原価、資産維持費

経営戦略における投資・財政計画に基づき、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、営業費用及び支払利息に施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費）を加えた総括原価を算定しました。その結果、料金算定期間である令和 7 年度～令和 11 年度までの 5 年間における総括原価は、28,036,362 千円と算定しました。

料金改定を検討する際には、料金算定期間である 5 年間の料金収入総額の見込額が総括原価を上回るように改定後の料金体系を設定しました。

資産維持費については、料金算定期間の総額を 2,961,108 千円とし、資産維持率は、1.4%としました。

5 基本水量の廃止について

基本水量とは、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として付与されていました。

現行の水道料金は、口径 13 mm、20 mm、25mm に 1 月当たり 10 m³の基本水量を設定しています。基本水量制は、少量使用者にとって不公平感がある料金体系であることや、基本水量を導入した当初の目的である公衆衛生向上などの目的を達成していることから、基本水量は廃止し、1 m³から従量料金を設定することが妥当と判断しました。ただし、これまで基本水量として含まれていた 1 月当たり 10 m³までの従量料金を 40 円に低く抑えることで、料金負担における急激な増加の軽減を図ることが妥当であると判断しました。

6 口径 13 mm と 20 mm の赤字解消について

口径 13 mm と 20 mm では、令和 4 年度の実績において供給単価が給水原価を下回る赤字の状況となっていることから、これらの赤字を解消する料金を定めることが妥当であると判断しました。

7 逓増度

逓増度とは、従量料金の最高単価と最低単価の割合を示します。逓増度が大きいほど、使用水量が多い大口使用者にとっては負担が大きくなります。

平成 30 年度に実施した前回の料金改定では、逓増度を 1.8 から 2.1 へ引き

上げ、大口使用者に大きな負担となる料金体系となっていました。今回の料金改定では、逡増度を前回の改定前の水準まで引き下げることにより、大口使用者の負担を軽減し、料金の公平性を図ることが妥当であると判断しました。

8 改定後の料金表について

現行料金表と改定後料金表（案）を表1及び表2に示します。

表1 現行料金表（1か月当たり）※税抜き

逡増度： 2.14

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり（円）										
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～					
13mm	1,200	0	140	180	220	260	300					
20mm	1,500											
25mm	2,500											
30mm	3,250	140						140	180	220	260	300
40mm	7,000											
50mm	15,000											
75mm	39,000											
100mm	87,000											
150mm	217,500											
200mm	413,000											

表2 改定後料金表（1か月当たり）※税抜き

逡増度： 1.88

口径	基本料金	従量料金1㎡当たり（円）										
		～10㎡	11～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～500㎡	501㎡～					
13mm	1, 100（-100）	40										
20mm	1, 450（-50）											
25mm	2, 500（±0）											
30mm	4, 000（+750）	170 （+30）						170 （+30）	220 （+40）	260 （+40）	290 （+30）	320 （+20）
40mm	8, 500（+1, 500）											
50mm	17, 200（+2, 200）											
75mm	45, 000（+6, 000）											
100mm	100, 000（+13, 000）											
150mm	250, 000（+32, 500）											
200mm	475, 000（+62, 000）											

※特殊料金は、標準料金に準じて改定を行う。

9 附帯意見

(1) 水道利用者への丁寧な説明について

今回の料金改定で料金体系を変えた部分については、改定に至った理由を含め水道利用者に対し丁寧な説明を行うこと。また、上水道と下水道を合わせた料金で請求をしていることから、今回の改定は上水道の料金であることが分かるような説明を行うこと。

(2) 料金体系の定期的・計画的な見直し

料金改定を実施したことによる料金収入が計画と乖離していないか毎年確認を行うとともに、計画と大きな乖離がみられた場合には、経営戦略における投資・財政計画も含めた計画の全体的な見直しや再検討をすみやかに実施すること。

(3) 次回の改定へ向けて

経営戦略における投資・財政計画では、令和 12 年度にも改定率 15% の料金改定が計画されています。今回の料金改定において審議した事項に加え、次回の料金改定に向け議論すべきポイントなどが引き継がれるように、備忘録などにより記録しておくこと。

つくば市上下水道審議会の開催状況について

回数	開催日時・場所	議事
第1回	令和5年11月17日（金） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ棟 3階会議室	・つくば市水道事業経営戦略策定後について ・令和4年度水道事業会計決算報告 ・料金改定案の検討手順について
第2回	令和5年12月15日（金） 午後3時～ つくば市役所204会議室	・水道事業の経営について ・水道の料金体系について ・つくば市の水道料金について
第3回	令和6年1月19日（金） 午前10時～ つくば市役所防災会議室	・水道料金（基本水量及び基本料金）について ・総括原価について
第4回	令和6年2月14日（水） 午前10時～ つくば市役所203会議室	・水需要予測について ・地下水の活用について
第5回	令和6年3月19日（火） 午前10時～ つくば市役所201会議室	・水需要予測について（修正案） ・投資・財政計画について
第6回	令和6年5月15日（水） 午後3時～ つくば市役所職員研修室	・水道料金の改定について ・水道スマートメータ導入の検討について
第7回	令和6年6月25日（火） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ棟 1階会議室1・2	・水道料金の改定について
第8回	令和6年7月9日（火） 午後3時～ つくば市役所コミュニティ棟 1階会議室1・2	・答申について

資料 3

次回の料金改定に向けた引継事項

つくば市水道事業経営戦略における投資・財政計画では、令和 12 年度にも改定率 15%の料金改定が盛り込まれています。

次回の料金改定を審議する際の参考とするために、今回の料金改定における審議を踏まえ、以下の点を引継事項とします。

1 今回の改定で考えたこと

(1) 総括原価方式について

料金改定を検討するに当たり、つくば市水道事業経営戦略（以下「経営戦略」とします。）における財政シミュレーションを基に、総括原価や資産維持費など料金収入として確保すべき金額を算出しました。

(2) 水需要予測について

料金収入の今後の見込額を算出するために、口径別の水需要予測を行い、検証しました。

(3) 口径別の供給単価について

現行の料金体系について、口径別の料金水準を把握するため、口径別に供給単価を算出しました。その結果、特に利用者が多い口径 13 mmと 20 mmについては、供給単価が給水原価を下回る、いわゆる赤字の状況であることを示して、この赤字解消を目指すべく改定案に至りました。

(4) 基本水量について

基本水量については、基本水量の設定目的、水道利用者の使用水量の状況などを分析し、基本水量の必要性について検証を行いました。その結果、以下の理由から基本水量は廃止の結論に至りました。

- ・基本水量の目的である公衆衛生の向上は既に達成していること。
- ・基本水量である 1 か月当たり 10 m³に満たない利用者が多く存在すること。
- ・基本水量を廃止する水道事業者が増加していること。

(5) 逓増度について

前回の料金改定で逓増度を 1.8 から 2.1 へ引き上げた経緯があることか

ら、今回の改定による大口利用者の負担感を改めて検討しました。今回の改定案では、通増度を 2.14 から 1.88 へ引き下げることで、大口利用者の負担の軽減を図りました。

(6) 料金改定のインパクトの確認

一般家庭での使用が多い 13 mm及び 20 mmについては、平均使用水量における料金改定のインパクトが生活を圧迫するほど極端に大きくならないよう、確認を行いました。同様に、調定件数が多い使用水量においても、影響の大きさを確認しました。

2 次回の改定時に考えるべき点

(1) 料金算定期間における財政シミュレーションの実施

今回の料金改定を検討する際には、経営戦略を策定して間もなかったことから、経営戦略での財政シミュレーションを基にしました。しかし、次回の料金改定時は、計画と実績の比較検証（モニタリング）を行い、乖離が見られたときには、経営戦略の財政シミュレーションで設定した条件を改めて見直した上でシミュレーションを行う必要があります。

また、現世代と将来世代の負担のバランスを考慮し、負担が過度に偏らないように、企業債の規模や料金収入については十分精査をした上でのシミュレーションを行う必要があります。

(2) 基本料金と従量料金の比率について

今回の料金改定では、基本料金と従量料金の比率を直近の実績に近づけるように設定を行いました。しかし、料金体系の検討を行う際には、水道事業は固定費の占める割合が高いことから、経営面でみると基本料金の比率を固定費の割合に近づけた方が収益は安定します。次回の料金改定を検討する際には、この比率についても必要に応じて検証する必要があります。

(3) 具体的な料金の設定について

今回の料金改定で設定した具体的な料金については、急激な負担増になる利用者が出ないように、現行の料金体系を基に設定しました。基本料金や従量料金のそれぞれの金額については、料金改定をした後でないと検証が難しいため、今回の審議会では詳細な審議を行っていないが、次回の料金改定の際には実績を鑑み改めて検証する必要があります。特に、基本水量を廃止したことによる従量料金の単価（40 円）は、今回の改定で激変緩和措置として新たに設定した単価であるため、次回の改定ではその妥当性につい

て検証が必要になります。

(4) 下水道使用料を合わせた検討について

現在、下水道使用料についても審議会にて審議を行っています。利用者にとっては、水道料金と下水道使用料を合わせて請求されるため、下水道使用料も含めた負担感を十分に考慮した上で審議を行う必要があります。

参考資料

料金改定と基本水量について

※地方公営企業決算状況調査(総務省)よりデータ引用(全国の水道事業者及び簡易水道事業者)

(1)基本水量の設定状況について(令和4年度)

[全国]			[県内]		
基本水量	団体数	割合	基本水量	団体数	割合
設定なし	370	27.2%	設定なし	11	25.6%
10㎥未満	423	31.1%	10㎥未満	8	18.6%
10㎥	547	40.2%	10㎥	24	55.8%
10㎥超	20	1.5%	10㎥超	0	0.0%
計	1,360	100.0%	計	43	100.0%

(2)料金改定の実施状況について(直近5年間)

年度	全国	県内	県内団体名
H30	64	5	北茨城市、つくば市、坂東市、東海村、阿見町
R1			※令和元年10月1日の消費税改定により全事業者が料金改定を行ったため、統計上団体数が把握できない。
R2	69	4	水戸市、結城市、鉾田市、行方市
R3	47	0	
R4	79	2	大洗町、茨城県南水道企業団
計 (R1除く)	259	11	

(3)料金改定に伴う基本水量の変更状況について(直近5年間)

年度	変更あり				変更なし			計	県内の廃止・縮小団体
		①廃止	②縮小	③新規設定・拡大		④基本水量あり	⑤基本水量なし		
H30	14	9	5	0	50	14	36	64	北茨城市(10㎥→5㎥) 東海村(10㎥→8㎥) 阿見町(10㎥→廃止)
	(21.9%)	(14.1%)	(7.8%)	(0.0%)	(78.1%)	(21.9%)	(56.3%)	(100.0%)	
	(50.0%)	(32.1%)	(17.9%)	(0.0%)		(50.0%)		(100.0%)	
R1	10	5	4	1					※消費税改定により全団体で料金改定を実施
	(－)	(－)	(－)	(－)					
R2	9	4	5	0	60	14	46	69	水戸市(8㎥→6㎥) 結城市(10㎥→廃止)
	(13.0%)	(5.8%)	(7.2%)	(0.0%)	(87.0%)	(20.3%)	(66.7%)	(100.0%)	
	(39.1%)	(17.4%)	(21.7%)	(0.0%)		(60.9%)		(100.0%)	
R3	10	6	4	0	37	14	23	47	
	(21.3%)	(12.8%)	(8.5%)	(0.0%)	(78.7%)	(29.8%)	(48.9%)	(100.0%)	
	(41.7%)	(25.0%)	(16.7%)	(0.0%)		(58.3%)		(100.0%)	
R4	12	7	4	1	67	16	51	79	県南水道企業団 (10㎥→廃止)
	(15.2%)	(8.9%)	(5.1%)	(1.3%)	(84.8%)	(20.3%)	(64.6%)	(100.0%)	
	(42.9%)	(25.0%)	(14.3%)	(3.6%)		(57.1%)		(100.0%)	
計 (R1除く)	45	26	18	1	214	58	156	259	
	(17.4%)	(10.0%)	(6.9%)	(0.4%)	(82.6%)	(22.4%)	(60.2%)	(100.0%)	
	(43.7%)	(25.2%)	(17.5%)	(1.0%)		(56.3%)		(100.0%)	

※ 下段は、⑤の団体(料金改定前から基本料金を設定していなかった団体)を除いた場合の割合。

※ 基本水量を新たに設定・拡大した団体 : [R1]三重県菰野町(0㎥→5㎥)、[R4]滋賀県竜王町(15㎥→20㎥)